

令和6年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：令和6年12月11日（水）

時 間：13：30～15：00

会 場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委 員 池田委員、石渡委員、門山委員、北村委員、久保田委員、斉藤委員、中島委員、西口委員
事務局 亀田総務部長、林田行政管理課長、鈴木事務管理班長、今村主任主事
傍聴人 3名

審議会開催に先立ち、市長より委嘱状が交付され、挨拶がありました。

1 審議

審議に先立ち、事務局職員及び委員の自己紹介が行われました。

また、事務局より、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会の概要について説明を行いました。

（1）会長・副会長の選出について

事務局

審議会条例第5条に審議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定めると規定されています。事務局の提案といたしましては、会長に、前年度までの本審議会の会長をお勤めいただいた、西口元委員を、副会長に本市の行政改革懇話会の委員をお勤めいただいていた、池田幸代委員を提案させていただきますと思いますが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

委 員

異議なし。

（西口委員及び池田委員が了承し、西口委員が会長、池田委員が副会長となりました。）

事務局

以後の進行は会長にお願いします。

会 長

会長・副会長が選出されましたので、本日の議題に移りたいと思います。

(2) 審議会の会議公開等について

ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

会 長

審議事項（２）アについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

会議公開を行うに当たり、定めていただく手続等について、ご説明させていただきます。まず１つ目のアですが、会議の一部を非公開とする場合の決定方法です。お手元の資料０３－３の佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱をご覧ください。第１条の趣旨で、本日配布した資料の１の９ページの１行目にあります、佐倉市情報公開条例第２０条に規定する審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるとされております。佐倉市情報公開条例第２０条で会議は原則公開するものとなっております。ただし、いくつかの例外が設けられており、例えば審議内容に個人情報が含まれる場合など、不開示情報に該当するような審議事項を扱う場合は、審議会の決定によりその会議の一部又は全部を非公開とすることができます。次に、要綱の第３条をご覧ください。会議を非公開とする場合の決定について定められております。会議非公開の決定方法については、お手元の資料番号０３－１（２）アの会議非公開決定方法①から④までに定める方法とされております。

ここ数年、会議を非公開としたことはございませんでしたが、前回までの審議会において、あらかじめ指名された委員による承認として、会長・副会長に事務局から相談させていただき決定するという方法を採用しておりますので、事務局からは、③のあらかじめ指名された委員による承認の方法をご提案させていただければと考えております。

会 長

本来は、全員に集まっていただいて公開か非公開かの判断をするのですが、お集まりいただくのも恐縮するものですので、私と池田先生にお任せいただいて、判断をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（各委員了承）

イ 傍聴要領について

会 長

次のイについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料０３－３の佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱と資料０３－１の２枚目傍聴要領案をご覧ください。要綱第５条第４項に審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように傍聴要領例を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会場内の秩序維持に努めるものとするとしております。

前回までの審議会においては、別紙の傍聴要領案を傍聴要領として採用しておりますが、こちらについては、審議会において変更することができますので、内容についてお決めいただきたいと思います。

会 長

それではみなさん内容のご確認をお願いいたします。特に変更点がなければ、この内容でよろしいでしょうか。

(各委員了承)

会 長

それでは、傍聴者の方の入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

会 長

次のウについて事務局より説明をお願いします。

事務局

資料０３－３の会議公開要綱の第７条をご覧ください。審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとして定められており、作成した会議録については、ホームページと市政資料室で公表することとなります。当日配布資料の２として、前回の審議会の会議録をお配りしております。本審議会の会議録について、全文筆記とするか要録とするか、発言された委員の個人名を記載するかどうか、作成された会議録の最終的な確認方法をどうするか、の３点について決定する必要がございます。これまでの審議会では、会議録の作成方法は要録という方法をとっており、発言された委員の個人名は表記せず、委員という表記としておりました。また、会議録の確認方法については、会長・副会長に確認していただき確定するという方法をとっておりました。こちら

については、審議会において変更することができますので、内容についてお決めいただきたいと思います。

会 長

会議の記録を一言一句記録するのか、それとも要録として記録するのか、委員の個人名を出すか出さないかということになります。従来と同様に要録とさせていただいて、発言の個人名は記載しない。要録のチェックは、本来であれば全員に見てもらうのですが、それも大変ですので、できれば、私とそれから池田先生にお任せさせていただいて、間違いがあれば、訂正お願いして、直して、それで要録を作成するということでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

会 長

それでは、私ども、会長副会長に一任いただいたということで、前に進めたいと思います。

2 報告

(1) 令和5年度情報公開制度の実施状況について

会 長

令和5年度の情報公開の制度の実施状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

令和5年度情報公開制度の実施状況について報告いたします。事前に資料は配布させていただいておりますので、かいつまんで説明させていただきます。

お手元の資料4-1「佐倉市の情報公開 令和5年度情報公開制度実施状況報告書」の2ページをご覧ください。令和5年度の開示請求の処理状況につきましては、延べ131人の方から258件の公文書について開示請求がございました。開示の内容については、全部開示及び部分開示が238件、そのほか、情報公開条例第7条各号や文書の不存在として不開示となったものが17件ございます。

その下の「1-2 実施機関別開示請求に係る請求件数及び主な内容」をご覧ください。

請求された公文書の内容といたしましては、主に事業者様から請求が多い、

金入設計書や工事に関する書類等となります。

次ページの「１－３ 不開示理由別内訳」をご覧ください。

不開示理由の内訳につきましては、個人情報によるものが１１７件、法人等情報によるものが３８件（印影等）、公共安全に関する情報５件（生命身体保護情報等）、事務事業執行情報が４件、任意提供情報が１件となっております。

その下の「１－４ 開示請求者の状況」をご覧ください。

開示請求者の区分ですが、個人の方よりも法人からの請求が多く、８１団体から請求を受けております。

その下の「１－５ 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等」ですが、昨年度は、情報公開・個人情報保護委員に対する相談や苦情の申出はありませんでした。

続きまして、「２ 市政情報の公表状況」をご覧ください。

市政情報の公表につきましては、市政情報の公表に関する要綱第３条各号に該当するものとして、５３０件の市政に関する情報を公表しています。資料０４－１の３ページ項目２の数字は修正させていただきます。

４ページに区分ごとに分類した件数の内訳と、公表方法をまとめてございますので、ご確認をお願いします。

次に４ページ下段の「３ 審議会等の会議の公開に関する運用状況」をご覧ください。

審議会の開催状況は、５２の審議会等が１１４回の会議を開催しております。そのうち７の審議会等から会議全般において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則非公開とする旨の決定書が提出されています。これらの審議会等の回数は２６４回あり、その内２３８回が佐倉市介護認定審査会となっております。

資料０４－２「佐倉市の情報公開 令和５年度情報公開制度実施状況報告書（資料編）」ですが、こちらには具体的な開示請求の処理状況一覧表が記載されております。

会 長

何かご質問があれば頂戴できればと思います。公募委員の方について、率直な意見で結構ですので、お出しいただければと思います。

委 員

佐倉市においてもこういったことをやっているんだなということを初めて知りました。法人とかも多いのだなと感じています。

会 長

工事についてB社が駄目だった場合、B社としては、なぜA社が採用されたのかわからない。その審査過程を公開してほしいというのが、意外と多いんですよね。ただ、企業秘密が個人情報に該当するとかのバランスをとるのが難しいところです。

委 員

あまりそういうことは考えたことがないですが、どの範囲まで公開できるかは難しいということが理解できました。営利目的とかで法人は開示を求めているということですか。

会 長

そうですね。営利目的です。

委 員

やはり、平等にそういうのは公開した方がよいのかなと思います。

委 員

不開示のものがあるのですが、その根拠とかを確認するフローのようなものはありますか。

事務局

基本的には担当課で、どの不開示理由に該当するかを決めていただいています。その中で、個人情報、情報公開を所管している行政管理課も併せて確認して、ダブルチェックという形で不開示理由を決定しているという状況になります。

委 員

個人情報のところでは、不開示の件数が特に多いですけどもそこは専門部署の方が一緒にチェックしているということですね。ありがとうございます。

会 長

最終的には、開示の判断がおかしいということで裁判になったりもします。

委 員

そういった裁判の件数は、年に数回とかであるのでしょうか。

事務局

裁判になったものについては、当市では、この数年はありません。ただ、行政不服審査という形で異議の申立てがされた事例はこの数年で数回あるという状況です。

会 長

自分も裁判所にいたものですが、自衛隊の飛行機が落ちた、どうも自衛隊の飛行機の欠陥ではないのかというところで、構造や機能を見せろという。それは国の防衛の秘密なので、見せるのが非常に難しい。

職員の方もこういった裁判例を見ながら判断をしていますが、今のところ佐倉市の職員の方の対応がよいので裁判が少ないということかと思います。

（２）令和５年度個人情報保護制度の運用状況について

会 長

次の（２）令和５年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局

令和５年度個人情報保護制度の実施状況について報告いたします。令和５年度までは、佐倉市個人情報保護条例に基づく制度運用となっております。それでは、お手元の資料５－１の２ページをお願いします。

「１ 保有個人情報取扱事務の届出等について」でございます。

佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例第３条の規定により、登録されている保有個人情報取扱事務は、６８３件となります。２ページの１行目の数字に誤記がありますので、修正をさせていただきます。その内訳は福祉部が１２３件で最も多くなっています。その下の表の、保有個人情報届出事務の届出事項としては、住所、氏名、生年月日、等の戸籍的事項がほとんどでございます。

次に、３ページの保有個人情報の目的外利用と外部提供の状況をご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律第６９条において、事務の目的以外の保有個人情報の使用や、市の外部への個人情報の提供は原則禁止されております。ただし、同法第６９条第２項各号の条件のもとで例外的に目的外利用したり、外部提供したりすることができることとなっております。

令和５年度に行われた目的外利用は４９件です。なお、経常的に目的外利用として届出されているものは除きます。

続きまして、外部提供の件数は３３７件となります。その多くは警察署等から法律に基づいて照会があったものについて提供したものになります

最後に保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況につきましてご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律第７７条第１項の規定により、保有個人情報についての開示請求があった場合、当該情報に含まれる第三者の個人情報などの不開示情報を除き、本人に対し、個人情報を開示しなければならないとしています。

また、開示された個人情報に誤りがあった場合には、訂正、利用停止の請求ができます。

令和５年度は、２４人の方から３５件の請求があり、全部開示及び部分開示が３１件、不開示は４件ございました。主な請求内容としましては、雇用主からの給与支払報告書、戸籍謄本等の閲覧申請書でした。

訂正及び利用停止請求については、ありませんでした。

最後に、資料５－２ですが、こちらの２ページ以降に外部提供の状況や目的外利用の状況について一覧を掲載しております。

個人情報保護制度の状況につきましての報告は以上です。

会 長

それでは、委員の皆様いかがでしょうか。

委 員

資料編の外部提供の９８番のところには、民事執行法第２０６条第１項があるのですが、ここは、令和に入って法改正があった部分であると思います。裁判においては、費用の回収が重要になるわけですが、実際に法律改正がされて運用が始まっているんだなと思いをはせたところでございます。

会 長

養育費の話で行くと、夫側がなかなかお金を払わない。これを何とかしなければということで法律を改正して回収を図ろうとしているということですね。

（３）令和５年度個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する内部監査結果について

会 長

次の（３）令和５年度個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する内部監査結果について、事務局から報告をお願いします。

事務局

令和５年度個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する内部監査結果について、報告いたします。

当該内部監査は、個人情報及びマイナンバーを含む情報の取扱いの状況を確認し、監査結果に基づいた改善を行うことで所管課の事務の適正化を図るとともに、監査結果及び改善結果を庁内で共有することにより市全体の事務の適正化を図ることを目的としております。

お手元の資料番号０６－１のとおり、令和５年度においては、福祉部障害福祉課を対象に監査を行いました。当該監査においては、週休日に、職員が個人情報等にアクセスした記録が見つかりました。本件においては、業務に必要な情報にアクセスしていたと認められましたが、サービス管理の面から問題があるため、所管課において、職員に対する口頭による指導が行われました。内部監査についての報告は以上となります。

会 長

内部監査というのは、どこの官庁もやっているものですが、何かご質問はありますか。

特にないようであれば、次に進みます。

（４）令和５年度の個人情報の漏えい案件について

会 長

次の（４）令和５年度の個人情報の漏えい案件について、事務局から報告をお願いします。

事務局

令和５年度個人情報の漏えい案件について報告させていただきます。令和５年度において個人情報の漏えいに関する案件は、８件報告されております。各案件の詳細につきましては、資料番号０７－１のとおりとなります。漏洩の主な内容といたしましては、支給決定通知書の誤送付や証明書の誤交付といったものとなり、職員の確認が行き届かなかったことが要因であると考えております。

再発防止策につきましては、既存の業務マニュアルの見直しやチェックリストの作成により、ヒューマンエラーの防止に努めているところであります。

なお、今年度におきましても、個人情報の漏えい案件は報告されており、直近において、佐倉市の業務委託先の保育施設において、ランサムウェアによる攻撃が行われ、佐倉市が提供した情報が暗号化されたという事象が生じております。こちらは、個人情報保護委員会にも報告済みとなりますが、現在、当該事業者において、再発防止策等の検討が進められております。報告は以上となります。

会 長

小さいことですが、けっこうな数があるなという印象です。ただし大事にはなっていないというところですね。何かご質問はありますか。

委 員

最後に補足をいただいたランサムウェアの件は、今、情報が暗号化されたところまでご確認いただいているかと思いますが、実際にその漏えいされた通信のログですとか、そういったものは認められなかったということでしょうか。

事務局

現状、漏えいは確認されておらず、閲覧された可能性があるというところまでの報告を担当課からいただいているという状況です。事業者では各専門家を入れて確認した結果、持ち出しを確認できなかったという状況になっております。

会 長

うっかりミスが多いと思いますけどね。これを故意に行う人は、さすがにないという感じがします。

委 員

ランサムウェアみたいなものとそうですね。

会 長

こういうミスは機械に任せてしまった方が減るんですかね。

委 員

どうしても最終的には、人の手ということもあるかと思いますが。ランサムウェアの話も迷惑メールを開いてしまったですとか、本来は自分で気づける

ことが業務をやっている中で、うっかりということが多いのではないかと思います。この辺りは、教育で徹底するしかないのかなと思います。

会 長

私も裁判所にいましたが、裁判官の指示で書記官がファックスをしますけれども、間違えて送ってしまうことがあります。ダブルチェックを指導するのですが、それでも間違えて送ってしまうので、やはり人間はミスをするので、それをどうやって防ぐのかというのはなかなか難しい問題です。

他になれば、次第3に移りたいと思います。

3 意見聴取

個人情報の漏えい防止対策について

事務局

資料番号07-1及び08-1のとおり、メール誤送信、USB等の記録媒体の紛失に代表されるヒューマンエラー、職員による意図的な漏えい等、自治体における個人情報の漏えいが全国的に発生しております。

本市におきましては、他市事例にあるような膨大な数の個人情報の漏えいは発生しておりませんが、細かなミスの積み重ねがやがて大きな個人情報の漏えいにつながることを危惧しております。

つきましては、委員の皆様のご勤務先等の経験から個人情報の漏えいをどのように防げるか、また、漏えいが起こった際のリカバリーをどのように行っていくか等について、ご見解をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

会 長

事務局からご説明がありましたが、委員の方々の経験とかに基づいて、何かこの漏えい防止対策についてこういうアイデアがあるというものを教えていただければと思います。

委 員

私の現役時代、もう大分前になりますけれども、その中で、ファックスの誤送信というのがとても多かったと思います。やはりみんなと確認して、きちんと送っているつもりではありますが、忙しさの中で、それを減らしてしまうということありがちですので、やはり1人の目だけではなく、2人とか3人とか、必ずチームで確認して送ることで、ご迷惑をかけないようにしていくって

うことが大切ってことは認識していました。わかりやすい事例であると思うのですが、基本的に、やっぱり1人の目ではなく、2人の目とかを重ねていくことが、一番大事な事かなというふうに思います。

委 員

いろいろ勉強をさせていただいたところですが、ミスを防ぐというところは、私も間違いを探すのですが、何回見てもそこが見えてこないというところは、複数人が関わるのが重要だけれども、それでも間違うので難しい問題だと思います。そうすると、そもそも、教育の過程から見直していく必要があるのではないか。ミスに関する倫理観を養っていくことも必要だと思います。

委 員

東京都の例があるかと思いますが、こういう情報を漏えいした人は捕まっているのですか。

事務局

その案件については、逮捕されていると聞いています。

委 員

最近闇バイトとか頻繁にあると思いますが、結局お金で売られている。ネットの記事を見ると市役所から漏れているというものも見ます。頻繁に出るので、自分としては、ちょっと怖いなと感じています。こういう情報を持ち出させないようにすることは、できないのですか。

事務局

通常であれば、アクセスログを残す等の対策で制限がかけられていますが、この案件は、業務委託先で雇用されている職員が手書きのメモで持ち出している状況があって、なかなかつかめなかったようです。委員のおっしゃるようにその人がやろうと思ったらできてしまう状況にあります。

その意味で、倫理観というのは、非常に重要な要素であると感じるところです。

副会長

大学は、教育機関という特性もあるかと思うのですが、個人の情報は本人が直接入力する方式にしています。職員が直接入力することない等の職員が個人情報に触れないように対策をとっております。また、多くの企業も生産性を

上げるために自動化とかそういった技術に頼ることは必要だと思います。ただ、行政組織としては、様々な方がいらっしゃいますので、誰か代わりに入力するという事になれば、ガイドラインの整備も必要になってくるのではないかと思います。

産業心理学の見地からすると、疲労やストレスもミスの原因となるので、職員の方の労働環境の整備も必要になるのではないかと思います。

委 員

労働環境については、私も気になっていて、ダブルチェックをすれば防止は一見できそうだけれども、ますます集中力を失うことはあり、あまりマンパワーに頼らない方法を考えるべきなんだと思います。また、情報にもグラデーションがあるので、センシティブな情報については、気を付けていただきたいと思います。おそらく事務が何万件もあるうち、いくつかで発生したという話なのでしょうが、逆にこれだけしかミスがないのは、立派だなと思います。

強いて言うのであれば、外部委託は外部委託先が何をやっているのかは見えづらいので、外部委託をするくらいであれば、むしろ、業務を整理して減らす方向にしてほしいと思います。

会 長

本日皆様のご意見、積極的なご発言ありがとうございました。

また、資料読み返してみた中でわからないこととかご意見とか出てきましたら、ご遠慮なく、事務局の方に仰っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

改めましてありがとうございました。これで佐倉市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。

令和6年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会資料一覧

資料番号	資料名
01-1	佐倉市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿（第9期）
02-1	令和6年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会次第
03-1	令和6年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会審議事項
03-2	佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例
03-3	佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱
03-4	令和5年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録
04-1	令和5年度情報公開制度実施状況報告書
04-2	令和5年度情報公開制度実施状況報告書（資料編）
05-1	令和5年度個人情報保護制度運用状況報告書
05-2	令和5年度個人情報保護制度運用状況報告書（資料編）
06-1	令和5年度内部監査状況報告書
07-1	令和5年度漏えい案件一覧
08-1	他自治体における個人情報漏えい事例について

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿(第9期)

No.	氏 名	所 属
1	クボタ アキコ 久保田 明子	公募
2	ナカジマ ユウヘイ 中島 雄平	公募
3	サイトウ ショウ 斉藤 青	公募
4	イシワタ アツコ 石渡 敦子	佐倉商工会議所 女性会会長・常議員
5	カドヤマ タエコ 門山 多恵子	佐倉市民生委員・児童委員
6	イケダ ユキヨ 池田 幸代	東京情報大学総合情報学部総合情報学科准教授
7	ニシグチ ハジメ 西口 元	弁護士
8	キタムラ ユウ スケ 北村 悠介	弁護士

敬称略

任期：令和6年12月1日から令和8年11月30日まで

事務局職員名簿（令和6年度）

所属	職位	氏名
総務部	部長	カメダ 亀田 ミツル 満
行政管理課	課長	ハヤシダ 林田 ナルヒロ 成広
	副主幹	スズキ 鈴木 ミノル 稔
	主任主事	タナカ 田中 ナオキ 直貴
	主任主事	イマムラ 今村 シンヤ 真也

令和6年度 第1回 佐倉市情報公開・個人情報保護審議会 次 第

令和6年12月11日（水）

午後1時30分から

佐倉市役所1号館3階会議室

1 審 議

（1）会長・副会長の選出について

（2）審議会の会議公開等について

ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

イ 傍聴要領について

ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

2 報 告

（1）令和5年度情報公開制度の実施状況について

（2）令和5年度個人情報保護制度の運用状況について

（3）令和5年度個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する内部監査結果について

（4）令和5年度の個人情報の漏えい案件について

3 意見聴取

個人情報の漏えい防止対策について

令和6年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会審議事項

(1) 会長・副会長の選出について

選出根拠：佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条

選出方法：委員による互選

【事務局提案】

会長：西口 元 委員（レークス法律事務所 弁護士）

元佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会長（平成30年～令和5年）

副会長：池田 幸代 委員（東京情報大学総合情報学部 准教授）

元佐倉市行政改革懇話会委員（平成27年～29年）

提案理由：前年度までの委員の就任実績から選任を提案するもの

(2) 審議会の会議公開等について

ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

会議非公開事由：佐倉市情報公開条例第20条各号に規定する事由

（例：審議事項として個人情報を含むものを取り扱う場合）

会議非公開決定方法：①会議における議決

②委員全員による個別の承認

③あらかじめ指名された委員による承認

④その他審議会が定める方法

【事務局提案】

会議非公開決定方法：③（あらかじめ指名された委員として会長及び副会長を指名する。）

提案理由：非公開事由該当性について迅速かつ正確な判断を行うため

イ 傍聴要領について

【事務局提案】

傍聴要領（案）：別紙参照

主たる規定事項：傍聴の手続、傍聴者の遵守事項

提案理由：審議会の会場の秩序維持に必要な事項をあらかじめ定めるため

ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

【事務局提案】

作成方法：要録

委員個人名記載：なし

確認方法：会長及び副会長による確認

提案理由：前回までの当審議会の会議録の作成方法を踏襲するため

傍 聴 要 領（案）

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

1 傍聴手続

- （１） 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- （２） 傍聴の受付は、会議開始１５分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- （１） 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- （２） 発言、質問等はしないでください。
- （３） スマートフォン、携帯電話その他これらに類する機器は使用しないでください。
- （４） 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- （５） 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- （６） はち巻、腕章等を着用しないでください。
- （７） その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- （１） 会長及び職員の指示に従ってください。
- （２） 傍聴人が上記２のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

改正

平成25年10月 1 日横書き施行

平成27年12月22日 条例第42号

平成31年 3 月25日 条例第 1 号

令和 4 年12月23日 条例第33号

令和 4 年12月23日 条例第41号

(設置)

第 1 条 佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年佐倉市条例第33号。以下「法施行条例」という。）及び佐倉市議会個人情報保護条例（令和 4 年佐倉市条例第41号）に基づく個人情報保護制度を適正かつ円滑に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき佐倉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、実施機関（情報公開条例第 2 条第 1 号（議会を除く。）及び法施行条例第 3 条第 1 項に規定する実施機関をいう。）及び議会（以下「実施機関等」という。）の諮問に応じて、公文書（情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。以下同じ。）の開示に関する制度その他の情報公開に関する重要な事項及び保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条及び佐倉市議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示に関する制度その他の個人情報（法第 2 条第 1 項及び佐倉市議会個人情報保護条例第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する重要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、公文書の開示に関する制度その他の情報公開に関する重要な事項及び保有個人情報の開示に関する制度その他の個人情報の保護に関する重要な事項について実施機関等に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織し、市民及び識見を有すると認める者のう

ちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項について識見を有する者、実施機関等の職員その他の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、情報公開及び個人情報保護主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年2月18日から施行する。

(情報公開条例の一部改正)

2 情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(個人情報保護条例の一部改正)

- 3 個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年12月22日条例第42号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月25日条例第 1 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月23日条例第33号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月23日条例第41号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号。以下「条例」という。）第20条に規定する審議会等の附属機関その他これに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 審議会等は、全部又は一部を公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、審議会等の会議開催のお知らせ（別記様式第1号）を市政資料室、出張所、派出所及び市民サービスセンターに配置して閲覧に供するとともに、その内容を本市のホームページに掲載することにより行うものとする。

3 審議会等は、会議における審議の内容等から判断して必要があると認める場合は、広報紙を活用し、会議の開催について効果的な周知に努めるものとする。

(会議を非公開とする決定)

第3条 審議会等は、開催しようとする会議の全部又は一部が条例第20条ただし書のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、次の各号のいずれかの方法により決定するものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) あらかじめ指名された委員等による承認
- (4) その他審議会等が定める方法

2 前項の規定による会議の一部を非公開とする決定は、会議を緊急に開催する必要がある場合を除き、当該会議の開催日の1週間前までに行うものとする。

(原則非公開の決定)

第4条 審議会等は、審議会等の設置目的等から判断して、会議が恒常的に条例第20条ただし書のいずれかに該当する場合には、会議において、以後の会議の全部を原則として非公開とする旨の決定を行うものとする。

2 審議会等の事務局は、前項の規定により原則非公開の決定がなされた場合は、会議非公開決定書（別記様式第2号）を作成し、行政管理課長に送付するものとする。

3 行政管理課長は、前項の規定により送付を受けた会議非公開決定書の写し

を市政資料室において閲覧に供するものとする。

- 4 審議会等は、第1項の規定により原則非公開の決定を行った場合であっても、個々の会議の全部又は一部が条例第20条ただし書に該当しないと認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開するものとする。

(会議の公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等他の方法とすることができる。

- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴要領例（別記様式第3号）を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料（条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真等の配布が困難と認められるものについては、会場に備え、傍聴人が閲覧できるように努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8条 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを市政資料室に配置する等により、市民の閲覧に供するものとする。

- 2 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録の写しを市政資料室に配置する等により、市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

(運用状況の送付及び公表)

第9条 審議会等の事務局は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、審議会等の会議の公開に関する運用状況（別記様式第4号）を、行政管理課長に送付するものとする。

- (1) 会議の回数
- (2) 公開した会議の回数
- (3) 非公開とした会議の回数

(4) 傍聴人の数

2 市長は、毎年1回、審議会等の会議の公開に関する運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 審議会等の会議の公開等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月28日決裁22佐総第574号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日決裁26佐総第1787号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日決裁27佐行第699号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月7日決裁佐行第594号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会 議 名	
2 議題及び公開・ 非公開の別	
3 開 催 日 時	
4 開 催 場 所	
5 傍聴人の定員	
6 会議の一部を 非公開とする 理由	
7 傍聴手続の 特記事項	
8 問い合わせ先	
9 そ の 他	

第 号
年 月 日

会 議 非 公 開 決 定 書

（宛先）行政管理課長

所属長職・氏名

下記のとおり、以後の会議の全部を原則として非公開とすることが決定されましたので、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2項の規定により本決定書を送付します。

記

1 審議会等の名称

2 設置根拠

3 原則非公開の決定がなされた日 年 月 日

4 非公開の理由

佐倉市情報公開条例第20条 ただし書の別	具体的理由
(1) 第1号	
(2) 第2号	
ア 法令秘等情報	
イ 個人情報	
ウ 法人等情報	
エ 公共安全等情報	
オ 審議・検討・協議情報	
カ 事務事業執行情報	
キ 任意提供情報	
(3) 第3号	

注1 該当する条項（(1)～(3)）を○で囲んでください。

2 (2)を○で囲んだ場合には、該当する不開示情報（ア～キ）も○で囲んでください。

（問い合わせ先）所管課等
電話

1 傍聴手続（※当日、先着順に傍聴人を決定する場合）

- （1） 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- （2） 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- （1） 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- （2） 発言、質問等はしないでください。
- （3） 携帯電話その他これに類する機器は使用しないでください。
- （4） 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- （5） 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- （6） はち巻、腕章等を着用しないでください。
- （7） その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- （1） 会長及び職員の指示に従ってください。
- （2） 傍聴人が上記2のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

様式第4号（第9条関係）

審議会等の会議の公開に関する運用状況

（宛先）行政管理課長

所属長職・氏名

このことについて、 年度の運用状況を次のとおり報告します。

1 審議会等の名称

2 運用状況の概要

会議の回数	公開した 会議の回数	非公開とした 会議の回数	傍聴人の数
回	回（ 回）	回	人

3 内訳

開催日 及び 傍聴人の数	議題及び公開・非公開の別	非公開とした理由
年 月 日 人		
年 月 日 人		
年 月 日 人		
年 月 日 人		

令和 5 年度第 1 回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：令和 5 年 12 月 14 日（木）

時 間：15：00～16：05

会 場：佐倉市役所 1 号館 3 階会議室

出席者 委 員 阿部委員、北村委員、草場委員、鈴木委員、田久保委員、西口委員、前田委員

事務局 亀田総務部長、川島行政管理課長、小出事務管理班長、北村主査補

傍聴人 2 名

審議に先立ち、事務局職員及び委員の自己紹介を行いました。

1 報告

会 長

それでは、次第に従って会議を進めます。

本日の会議は、事務局からの報告事項となります。（1）令和 4 年度情報公開制度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資 1-1 の 2 ページ「1-1 開示請求の処理状況」について、令和 4 年度の開示請求の処理状況ですが、延べ 131 人の方から 224 件の公文書について開示請求がありました。開示の内容については、全部開示が 80 件、部分開示が 129 件で、開示した文書の合計は 209 件となっています。そのほか、情報公開条例第 7 条第 6 号の規定による不開示係争中の案件）が 1 件、文書不存在による不開示が 7 件、取り下げが 6 件、開示期限の延長により未決定となっているものが 1 件あります。

「1-2 実施機関別開示請求に係る公文書の内容及び件数」について、請求の件数 131 件の内訳ですが、市長部局が 109 件、上下水道部が 9 件、議会が 1 件、選挙管理委員会が 1 件、教育委員会が 11 件となっています。

「1-3 不開示理由別内訳」について、不開示理由の内訳ですが、個人情報によるものが 99 件、法人等情報によるものが 54 件、公共安全に関する情報 9 件、事務事業執行情報が 7 件となっています。

「1-4 開示請求者の状況」について、開示請求者の区分ですが、市内にお住まいの方が 38 人、市外の方が 30 人、会社や団体などの法人等が 63 団体という内訳となっています。

「1-5 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情等」ですが、昨年度は、情報公

開・個人情報保護委員に対する相談や苦情の申出はありませんでした。

続きまして、「2 市政情報の公表状況」について、市政情報の公表ですが、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、490 件の市政に関する情報を公表しました。4 ページに区分ごとに分類した件数の内訳と、公表方法をまとめてありますので、ご確認をお願いします。

次に 4 ページ下段「3 審議会等の会議の公開に関する運用状況」についてご説明します。審議会の開催状況は、46 の審議会等が 95 回の会議を開催しています。公開した会議の回数は、60 回、その内、会議の一部を非公開とした会議の回数は 13 回です。

令和 4 年度も、新型コロナウイルス感染症対策として、審議会等を書面による開催として非公開とする会議がありましたが、令和 2 年度、3 年度と比較しますとだいぶ減少し、対面による会議やオンライン会議が増加しました。その他、7 の審議会等から会議全般において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則非公開とする旨の決定書が提出されています。これらの審議会等の回数は 260 回あり、その内 236 回が佐倉市介護認定審査会となっています。

「4 市政資料室の利用状況」について、1 号館 2 階にあります市政資料室の利用状況ですが、16,322 人の方が利用しています。こちらの数値ですが、昨年度は市政資料室内でマイナポイント手続きを行っていたため、人数が急激に増えています。例年は 4 千人弱となっています。

続きまして、資料 1-2「佐倉市の情報公開 令和 4 年度情報公開制度実施状況報告書（資料編）」ですが、こちらには具体的な開示請求の処理状況一覧表が記載されています。

9 ページをご覧くださいますと、平成 8 年度以降の請求件数が載せられています。令和 3 年度と令和 4 年度を比較しますと、請求件数は 4 件、公文書件数は 37 件減少しています。件数としては横ばいとなっています。

10 ページ以降には、昨年度の公表情報の一覧表を掲載しています。情報公開制度の実施状況についての報告は以上です。

会 長

ただいまの報告事項について、何かご質問等はございますか。

請求件数が令和 3 年と令和 4 年で少し減っているのは、何か推測される原因はありますか。

事務局

原因としましては、建築工事等の金入設計書を開示してほしいという案件が増えていまして、急激に増えたのが令和 2 年度でした。金入設計書の内容は基本的に全部開示になるので、開示請求で対応するよりも積極的に情報提供していこうということになり、1 号館 2 階の市政資料室に資料を配架したことで、開示請求の件数が減ってきています。

委 員

コロナの影響により、コロナ前と後とで何か変化はありますか。

事務局

コロナの影響を受けて開示件数が変化したという感じは特にありませんが、郵送申請は増加しました。

委員長

ホームページによる発信を充実させていけば、開示請求の件数は反比例して減少していくのではないのでしょうか。

事務局

そのようになると考えられます。ただし、個人情報が含まれているようなセンシティブな情報はホームページ公開になじまないため、開示請求制度の利用が必要です。

会 長

続いて、次の（２）令和４年度 個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、令和４年度個人情報保護制度の実施状況について報告します。令和４年度までは、佐倉市個人情報保護条例に基づく制度運用となっています。

資料 2-1 と資料 2-2 について、「佐倉市の個人情報保護 令和４年度個人情報保護制度運用状況報告書」と資料編に基づき報告します。

資料 2-1 の２ページ「１ 保有個人情報取扱事務の届出等について」ですが、佐倉市個人情報保護条例第 6 条の規定による保有個人情報取扱事務総数は、687 件となりまして、その内訳は福祉部が 122 件で最も多くなっています。その下の表の、保有個人情報届出事務の届出事項としては、住所、氏名、生年月日、等の戸籍的事項がほとんどです。

次に、３ページの保有個人情報の目的外利用と外部提供の状況ですが、佐倉市個人情報保護条例において、事務の目的以外の保有個人情報の使用や、市の外部への個人情報の提供は原則禁止されています。ただし、一定の条件のもとで例外的に目的外利用したり、外部提供したりすることができることとなっています。

令和４年度に行われた目的外利用は 18 件です。なお、経常的に目的外利用として届出されているものは除きます。

続きまして、外部提供の件数は 424 件となります。その多くは警察署等から法律に基づいて照会があったものについて提供したものです。

最後に、保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の件数及びその処理状況につきまして

ですが、佐倉市個人情報保護条例第 16 条の規定により、保有個人情報についての開示請求があった場合、当該情報に含まれる第三者の個人情報などの不開示情報を除き、本人に対し、個人情報を開示しなければならないとしています。

また、開示された個人情報に誤りがあった場合には、訂正、利用停止の請求ができます。

令和 4 年度は、12 人の方から 16 件の請求があり、全部開示は 3 件、部分開示が 8 件、不開示は 5 件ありました。主な請求内容としては、利用施設における事故情報記録、戸籍謄本等の閲覧申請書でした。

訂正・利用停止請求の件数及びその処理状況についてはありませんでした。

また、資料 2-2 の 2 ページ以降に外部提供の状況や目的外利用の状況について一覧を掲載していて、14 ページには平成 17 年度からの実績を掲載しています。

個人情報保護制度の状況につきましての報告は以上です。

会 長

ただいまの報告事項について、何かご質問等はございますか。

委 員

開示請求の、全部開示、部分開示、不開示といった決定は、何かマニュアルのようなものに基づいて判断されているのですか。また、決裁を取っているのですか。

事務局

条例の解釈運用基準というものがあまして、その基準に従って個別に判断しています。判断した結果について、各課で決裁を得て、その決裁の内容を情報公開担当である行政管理課で行政管理課長合議を経て決定という流れになります。

委 員

個人情報の目的外利用について、一定の条件のもとに実施しているとのことですが、一定の条件というのはどのようなものでしょうか。

事務局

個人情報を収集するときには、目的の範囲内で収集することが原則となります。例としては、空き家の問題がありますが、所有者を特定しなければならないときに、水道の利用情報から特定するために、住宅課が上下水道部に照会をして提供を受けるということがあります。水道の利用情報は、もともと空き家の所有者の特定の目的で収集されたものではありませんが、市の業務を行う中で必須の事項ということで、それを一定の要件としているものです。

会 長

今年度から個人情報保護の制度が大きく変わりましたが、引き続き適正な制度運営を進めていただきたいと思います。それでは、その個人情報保護制度の変更について、報告事項の

(3) と (4) をまとめて、事務局より説明をお願いします。

事務局

昨年度の審議会で答申をいただきました佐倉市個人情報保護条例等の改正につきまして、令和 4 年 11 月議会において佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例案が可決され、今年の 4 月 1 日より施行されています。昨年度の審議会の説明の繰り返しとなってしまいますが、あらためて個人情報保護法の改正に伴う運用の変更について説明させていただきます。

資料 3 をご覧ください。令和 3 年 5 月 19 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されました。この改正では、民間、国、地方で異なる運用をしてきた個人情報保護制度を一元的に実施することとなりましたので、令和 5 年 4 月 1 日の法施行に合わせて、今までの個人情報保護条例を廃止し、新たに佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、法律及び条例に基づいて事務を行っています。資料 4-1 が今年 4 月 1 日から 10 月 31 日までの運用状況となっています。今年の半年間で 19 人の方から開示請求がありました。

資料 3 に戻りまして、2 ページ目の＜佐倉市における令和 5 年度からの個人情報保護制度の運用＞についてですが、運用上、昨年度までと大きく変更している部分について説明します。

1 つ目は、保有個人情報取扱事務の届出の継続と個人情報ファイル簿の作成についてです。

保有個人情報取扱事務の届出は、個人情報の取扱いを慎重に行うため、新条例及び施行規則に規定して、旧条例の運用を継続しています。このほか、個人情報保護法に規定されている個人情報ファイル簿を作成し、ホームページで公表しています。個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機等を用いて検索することができるように体系的に構成したもので、原則として 1,000 件以上の保有個人情報をまとめたものです。

具体的には資料 4-2 をご覧ください。佐倉市のホームページの一部となりますが、このように所属ごとに管理している個人情報ファイル簿を公表しています。一例としまして、資料 4-3 が市民課の戸籍関係事務ファイル、資料 4-4 が市民税課の市県民税課税情報ファイル、資料 4-5 が介護保険課の介護保険システムとなっています。

2 つ目は、要配慮個人情報の収集の制限についてです。

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報のことで、旧条例では、法令等の規定や審議会の意見を聞いたうえで必要が認められる場合を除き、収集を制限していました。改正法には、この要配慮個人情報の収集を制限する規定はなく、個人情報全般と同じ規定のもとで取扱うこととされています。市としましては、改正法第 61 条第 2 項において必要な範囲を越えた個人情報の保有は禁止されますので、要配慮個人情報の収集も事務に必要な最小限のものとし、個人情報取扱事務登録簿に記載して公表するとともに、引き続き審議会への報告を行うことを新

条例及び施行規則に規定しました。

3 つめは、開示決定等の期限についてです。

保有個人情報の開示請求があった場合、旧条例では、請求のあった翌日から起算して 14 日以内を期限としていました。改正法では、期限が請求日の翌日から起算して 30 日以内となりました。そのため、請求者に不利益とならないよう、従前どおり請求のあった翌日から起算して 14 日以内に目途に開示を行う運用で行っています。

4 つめは、当審議会への諮問についてです。

旧条例では、審議事項として、個人情報の収集制限、オンライン結合による外部提供、事業者の不適切な取扱いに対する是正勧告や事実の公表を、また、報告事項として、保有個人情報取扱事務の届出・目的外利用・外部提供について規定していました。

改正法においては、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合にのみ、審議会へ諮問することができるとされています。これは、個人情報保護制度を、国の個人情報保護委員会が一元的に管理することから、解釈が自治体によって異なるような運用を防ぐためです。新条例では、条例の制定・改廃や個人情報保護制度の運用ルールの細則を定める際に、諮問案件とします。

また、審議会への報告案件として、保有個人情報取扱事務の届出・目的外利用・外部提供について、引き続き報告する旨、施行規則に定めています

5 つ目は運用状況の報告についてです。

改正法には運用状況の公表に関する規定がありません。

国からは、自治体の独自措置として年度単位で運用状況を公表することは差し支えないと示されていますので、これまでどおり公表する旨を新条例にも規定しています。

その他の変更点としまして、個人情報の安全管理にむけた取組みについて報告します。

改正法第 66 条において、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています。そのため、佐倉市では保有個人情報の取扱いに関する管理要綱を新たに定め、組織体制の整備、研修の実施、ログ分析、内部監査の実施などを行うとともに、委託先などの外部に対しても保有個人情報の管理を徹底するよう周知しています。

この中で、職員研修については、資料 4-6、4-7、4-8 をご覧いただければと思いますが、現在実施しているところでして、正職員に対しては 2 年ごとに e ラーニングを実施し、特に所属長や班長等のマネジメント職には保護管理者・保護担当者研修を行っています。また、個人情報を取り扱う会計年度任用職員についても、テキストを配布して理解を深めているところです。

また、ログ分析や内部監査につきましては、年明けて 1 月に実施予定です。

説明が長くなり、大変申し訳ございませんが、個人情報保護制度について、大きな変更点を中心に、その内容を報告させていただきました。適正な制度運営をしてまいりますので、委員のみなさまには、引き続きご意見を賜りますよう、なにとぞよろしくお願いいたします。以上です。

会 長

全国統一の制度になったわけですが、佐倉市としては、その中でなるべく従来通りでいこうとしているのということでしょうか。

事務局

法律では個人情報の保護だけではなく、利活用に関することを定めていますが、他の自治体との話の中でも、基礎自治体ではまだ利活用まで踏み込めないということが出てきます。であるならば、いまある個人情報をしっかりと保護していきつつ、県や政令指定都市の動向を注視して今後の方向を検討していこうと考えています。

委 員

マイナンバーカードの保険証の紐づけで佐倉市はミスがあったのでしょうか。

事務局

佐倉市でミスがあったという報告はいまのところ受けていません。

委 員

担当課において、マイナ保険証の紐づけでミスがあると相互チェックはされるのでしょうか。担当課ですべてわかるのでしょうか。

事務局

紐づけは、個人が行うことになっています。紐づけを行わない方には、それに代わるものを発行させていただいています。2階の市政資料室のスペースで紐づけ手続きのお手伝いを市で行っていました。その中で失敗してしまったものがあればそれは市の責任になります。

会 長

人間がやることには必ずミスが起きます。どこまで国民がミスを許容するかということになると思います。メリットとデメリットを比べて国民が判断することになります。

委 員

他人に自分の情報が流れるのは嫌なことです。

会 長

車の運転と同じではないでしょうか。車を運転すれば必ず事故が起きる。だからといって車を運転するなど言えるでしょうか。医療ミスについても同様です。減らす努力は必要ですが、どうしても防ぐことができないことは保険でカバーするなど、現実を受け入れなければならないと思います。

委 員

佐倉市では個人情報の利活用はしていないということでよろしいでしょうか。

事務局

いわゆる匿名加工情報として、例えば医療に活用するなどということはまだ検討に至っていないという状況です。

委 員

県や他の市の話を聞くと、佐倉市は情報公開と個人情報保護をきちんとやっていると思います。佐倉市に住んでいてよかったと思います。

会 長

事務局、何かありますでしょうか。

事務局

昨年の開示請求で、「何々に関する文書一式」というような感じの開示請求が多くなりまして、範囲が広がるため、2週間で文書を特定するのができないということが増えてきています。先日は、市長市議選に関する文書一式という請求がありましたが、立候補に関するものもあれば、当日の各投票所における書類も、開票の時の書類もありまして、それを全部一式と言われてしまうと非常に厳しいと感じています。市の対応としては、請求者に聞き取りをしながら、対象となる文書を絞っていく作業をしました。このような形で大量の文書が対象となる請求に関して、一般的なご意見をいただきたいと思います。

委 員

先ほどの選挙に関する文書一式というのは、抽象的すぎるという話に当然なるとは思いますが、例示列举を具体的にしてもらおうというのはマニュアルのようなもので、特定できるもの、できないものというのを先に示しておくというのがあるのではと思います。

資料 1-2 の 1 ページ目の 11 番 12 番で令和 3 年度学童保育所の事業計画書・事業報告書というのは請求を分解して、事業報告書と収支報告書は文書不存在となっています。文書不存在というのは、特定がされていなくて、何を求めているか分からなかったから不存在になったのか、運用のところも請求する側としてはよくわからないと思います。特定をどこまでするかは悩ましいと思います。悩ましいから、最後に一式と付けたくなる、あるいはそれに類するものと書きたくなるのは分からないでもない。こういうのはダメだという、実際困った事例を示すことができるものに関しては公表しておくことで多少そのような請求が減るのが期待できるのではないのでしょうか。

会 長

過去の事例をサンプルとしてモデルにしてみるのはどうでしょうか。

事務局

令和３年度の学童保育所の事業報告書・収支報告書については、請求が年度終了直後であったため、まだ事業者から報告書が上がってきていないということで不存在になりました。佐倉市では大量であるから請求を却下するということを行っていないで、請求に対しては可能な限り開示に向けて努力するという方針です。モデルは作成していくように検討します。

会 長

これで佐倉市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。

佐 倉 市 の 情 報 公 開

令和 5 年度 情報公開制度実施状況報告書

佐倉市総務部行政管理課

目 次

1	公文書開示請求権制度の実施状況.....	2
1－1	開示請求の処理状況.....	2
1－2	実施機関別開示請求に係る公文書の内容及び件数.....	2
1－3	不開示理由別内訳.....	3
1－4	開示請求者の状況.....	3
1－5	情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等.....	3
2	市政情報の公表状況.....	3
3	審議会等の会議の公開に関する運用状況.....	4

1 公文書開示請求権制度の実施状況

1-1 開示請求の処理状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、延べ131人（実質人数83人）の方から開示請求がありました。

これらの請求に対する処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

請求 件数	公文書 件数	決定区分等						未決 定	
		開示：238		不開示：17					取 下 げ
		全部 開示	部分 開示	7条 各号	存否応 答拒否	不存在	却下		
133	258	117	121	1	0	16	0	3	0

1-2 実施機関別開示請求に係る請求件数及び主な内容

（単位：件）

実施機関名	主 な 内 容	件数
市長		96
企画政策部	千葉県誕生150周年記念事業申請書類等	3
総務部	職員名簿等	3
財政部	地番図と航空写真の重ね図	8
市民部	市民協働事業支援申請書等	5
福祉部		0
こども支援部	指定管理者募集要項	2
健康推進部	連携協定に関する協定書	3
産業振興部	金入設計書	5
環境部	金入設計書	1
土木部	資材単価一覧	3
都市部	建築リサイクル法における受付台帳 宅地造成に関する工事の許可通知書等	53
危機管理部		0
資産経営部	金入設計書	10
会計課		0
上下水道事業管理者	資材単価、工事成績評定表	8
議会	委員会会議録	3
監査委員		0
選挙管理委員会	市長選挙に関する文書	1
農業委員会		1
教育委員会	子ども議会に関する文書等	24
固定資産評価審査委員会		0
合 計		133

1－3 不開示理由別内訳

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、部分開示及び不開示となった事例(件)の不開示理由別内訳は次のとおりです。個人情報によるものが最も多く、氏名、住所などが主な不開示部分となっています。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には、重複して計上しています。

(単位：件)

不 開 示 理 由			公文書件数
第 7 条	第 1 号	法令秘等情報	0
	第 2 号	個人情報	1 1 7
	第 3 号	法人等情報	3 8
	第 4 号	公共安全等情報	5
	第 5 号	審議、検討又は協議に関する情報	0
	第 6 号	事務事業執行情報	4
	第 7 号	任意提供情報	1
第 1 0 条	存否に関する情報（存否応答拒否）		0
不存在			1 6

1－4 開示請求者の状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの開示請求者の区分は次のとおりです。(延べ人数)

(単位：人)

区分	本市の区域内に住所を有する個人		2 3
	その他	本市の区域外に住所を有する個人	2 9
		法人等	8 1
合 計			1 3 3

1－5 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等はありませんでした。

2 市政情報の公表状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、528件の市政に関する情報を公表しています。その該当条項及び公表の方法は次のとおりです。

なお、公表の方法については、1件の情報が複数の方法により公表された場合には、重複して計上しています。

(単位：件)

	該当条項	主な内容	件数
第1号	計画等及びその実施過程	審議会会議録等	1 1 8
第2号	市及びその他の団体の活動結果	市長交際費・市長 Diary 等	4 0
第3号	市域内の状況	町丁別人口等	4 6
第4号	市域内の利用可能なサービス及び制度		1 3
第5号	予算及び決算	歳入歳出決算書等	1 2
第6号	重要な施設整備	金入り設計書等	1 1 4
第7号	市が行う試験に関する情報		0
第8号	市議会の活動状況	市議会定例会提案議案、会議録等	7 5
第9号	その他	こうほう佐倉等	1 1 2
	合 計		5 3 0

(単位：件)

公表の方法	具体的な方法	件数
広報紙		5 2
市政資料室		4 3 8
印刷物等		5 0
ホームページ		3 0 8
夢咲くら館2階における閲覧		2 3
その他	C A T Vでの放映、閲覧等	3 4

3 審議会等の会議の公開に関する運用状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、52の審議会等が114回の会議を開催しました。その公開状況は次のとおりです。

なお、傍聴人の数は、計71人です。

(単位：回)

公開した会議の回数（一部非公開の場合は内数）	9 7 （2 0）
非公開とした会議の回数	1 7

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことから、書面開催の会議は減少し、対面での会議を再開する審議会等が増加しました。また、オンラインと対面での会議を併用する審議会等も増えています。

この他に、7の審議会等から会議において個人情報を取り扱うこと等を理由とし

て、その全部を原則として非公開とする旨の決定書が提出されています。それらの審議会等の会議の回数は、264回（うち佐倉市介護認定審査会が238回）あり、全て非公開となっています。

佐倉市の情報公開

令和 5 年度情報公開制度実施状況報告書（資料編）

佐倉市総務部行政管理課

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月日	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	宛先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考
						決定日	公文書件数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
1	R5. 4. 3	建築リサイクル法における受付台帳（23年2月分）	市長	都市部	建築指導課	R5. 4. 12	2	部分開示		●							
	R5. 4. 3	建築リサイクル法における受付台帳（23年3月分）				R5. 4. 12		部分開示		●							
2	R5. 4. 3	令和3年度大規模盛土造成地変動予測調査（簡易地盤調査）業務委託金入設計書	市長	都市部	市街地整備課	R5. 4. 11	1	全部開示									
3	R5. 4. 3	令和4年度道路交通騒音振動調査業務委託に係る設計書一式（金額入り）	市長	環境部	生活環境課	R5. 4. 11	1	全部開示									
4	R5. 4. 5	佐倉市下志津大口805番3地先～801番1地先の法定外公共物（道路）の国有財産譲与契約書	市長	土木部	土木管理課	R5. 4. 11	1	全部開示									
5	R5. 4. 11	「公共用財産用途廃止申請書について（高崎字米粕888番1）」（佐土第588号）の申請書及び起案文書 「登記嘱託について（表題登記 高崎字米粕）」（佐土第588号2）の登記嘱託書及び起案文書 「登記嘱託について（保存登記 高崎あさ米粕888番3）」（佐土第588号3）の表題登記完了証、登記嘱託書及び起案文書	市長	土木部	土木管理課	R5. 4. 21	1	部分開示		●							
6	R5. 4. 13	佐倉市石川字神宿96外開発行為許可申請書中（19佐都第294号～6）中、給水計画平面図、土地求積図6/11・7/11、擁壁工事展開位置図、L型擁壁展開図②③、L型擁壁構造図W20、W30、W40、L型擁壁構造計算書H＝2.0、H＝3.0、H＝4.0	市長	都市部	市街地整備課	R5. 4. 26	1	部分開示		●							
7	R5. 4. 13	庁用車運転日報 ①平成21年度 指導課分 ②平成22年度 指導課分 ③平成23年度 指導課分 ④平成24年度 指導課分 ⑤平成25年度 指導課分	市長	資産経営部	資産経営課	R5. 4. 24	1	全部開示									
8	R5. 4. 13	平成25年11月8日（金）佐倉市立染井野小学校で行われた第15回関東地区小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会千葉大会、第22回千葉県教育研究会生活科教育研究協議会での市長挨拶原稿	教育委員会	教育部	指導課	R5. 4. 26	1	全部開示									
	R5. 4. 13	平成25年11月8日関東地区小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会において、ホテルでのレセプションで蔵和雄市長が挨拶した挨拶文のすべて				R5. 4. 26		不開示									文書不存在
9	R5. 4. 17	「2022年度市民協働事業支援申請書」のうち、以下2団体より提出された申請書 ・子育てネットワーク佐倉子育て応援団 ・NPO法人はっとすべーす・つき	市長	市民部	自治人権推進課	R5. 4. 24	1	部分開示		●	●						
10	R5. 4. 24	令和3年度大規模盛土造成地変動予測調査（簡易地盤調査）業務委託の執行について（佐市整第453号）中の金入設計書	市長	都市部	市街地整備課	R5. 4. 28	1	全部開示									
11	R5. 4. 26	平成24年度「楽しい科学教室」	教育委員会	教育部	指導課	R5. 5. 9	2	全部開示									
	R5. 4. 26	平成25年度「楽しい科学教室 しんかい＊6500と深海の不思議な生き物たち」				R5. 5. 9		全部開示									
	R5. 4. 26	平成24年度第7回佐倉市子ども議会 受付名簿				R5. 5. 9	2	部分開示		●							
	R5. 4. 26	平成25年度第8回佐倉市子ども議会 受付名簿				R5. 5. 9		部分開示		●							
	R5. 4. 26	①平成15年度から平成23年度までの佐倉市教育委員会指導課主催の「楽しい科学教室」の講師及び演題一覧 ②平成15年度から平成23年度までの佐倉市教育委員会指導課主催の「子ども議会」に子ども議員として参加した学校名一覧				R5. 5. 9		不開示									文書不存在
12	R5. 4. 27	佐倉市上志津字入ノ郷1274番1、同番6における ・宅地造成に関する工事の許可通知書（平成16年10月5日付、佐倉市指令第1894号） ・宅地造成に関する工事の検査済証（平成17年11月2日付、佐都規検第521号） ・工事写真帳、擁壁構造図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 5. 10	1	部分開示		●							
13	R5. 5. 1	令和5年4月23日執行の佐倉市長選挙に関する事務手引き	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	R5. 6. 30	6	部分開示			●	●		●			
	R5. 5. 1	令和5年4月23日執行の佐倉市長選挙に関する管理者・立会人関係書類						部分開示		●							
	R5. 5. 1	令和5年4月23日執行の佐倉市長選挙に関する当日投票関係書類						部分開示		●		●		●			
	R5. 5. 1	令和5年4月23日執行の佐倉市長選挙に関する期日前投票関係書類						部分開示		●		●					
	R5. 5. 1	令和5年4月23日執行の佐倉市長選挙に関する選挙関係書類（開票事務関係含む）						部分開示		●		●					
	R5. 5. 1	令和5年4月23日執行の佐倉市長選挙に関する選挙人名簿割製関係書類						部分開示		●							
14	R5. 5. 2	行事実施報告（平成24年度）	教育委員会	教育部	指導課	R5. 5. 16	3	全部開示									
	R5. 5. 2	佐倉市教育の日関連事業「楽しい科学教室」行事実施報告（平成25年度）						全部開示									
	R5. 5. 2	理科教育推進事業に関する ・新規事業説明書 ・理科支援員等配置事業に関するQ&A ・「こほう佐倉」記事掲載依頼用 ・蔵入蔵出予算科目新設等申請書						全部開示									
	R5. 5. 2	・平成15年度から平成23年度までの佐倉市教育委員会指導課主催の「楽しい科学教室」の参加人数 ・平成15年度から平成20年度までの指導班の事務分担一覧				R5. 5. 16		不開示									文書不存在
15	R5. 5. 9	平成21年度石川地先工場用地擁壁倒壊について（事業者：オオツカ）の簿冊中の文書全て 21佐開第185号「石川字追分工場造成地の擁壁倒壊について」 21佐開第229号「擁壁倒壊の対応について」 21佐開第229号-2「擁壁倒壊の対応について」 21佐開第229号-3「開発行為に関する工事の検査済証の取消について」 21佐開第229号-4「開発行為変更届出書の受理について」 22佐開第7号「開発行為に関する工事の検査済証及び完了公告について」	市長	都市部	市街地整備課	R5. 5. 18	1	部分開示		●	●						

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月日	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	発先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考
						決定日	公文書件 数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
16	R5. 5. 11	佐倉市と一般社団法人ゾナカルチョとの連携協力に関する協定書（平成29年4月26日付け） ACミランサッカーキャンプ及びスクールの佐倉市への誘致について ACミラン定期教室経緯	市長	健康推進部	生涯スポーツ課	R5. 5. 15	2	全部開示									
	R5. 5. 11	佐倉市と一般社団法人ゾナカルチョとの連携協力に関する協定書（令和2年4月23日付け）				R5. 5. 18		全部開示									
17	R5. 5. 15	佐倉市農地基本台帳システムにおける再生困難農地一覧	農業委員会	農業委員会	農業行委員会事務局	R5. 5. 29	1	部分開示		●							
18	R5. 5. 15	令和2年度「佐建第756号建築気銃砲第43条第2項第二号許可の適用方針について」中、佐倉市大蛇町字千日前474番2の一部及び同番6の一部における現況図及び合意図	市長	都市部	建築指導課	R5. 5. 19	1	全部開示									
19	R5. 5. 18	排水設備等新設等（変更）申請書 申請場所：佐倉市六崎689-1、689-14各一部（1号棟）	上下水道事業管理科	上下水道部	下水道課											●	
20	R5. 5. 19	・佐倉市子供議会参加校履歴	教育委員会	教育部	指導課	R5. 6. 1	5	全部開示									
	R5. 5. 19	・平成24年度北総教育事務所指導室訪問〔印旛地区〕計画 ・染井野小学校指導室訪問日程 ・青春小学校指導室訪問日程 ・井野中学校指導室訪問日程 ・山王小学校指導室訪問日程 ・白銀小学校指導室訪問日程 ・南部中学校指導室訪問日程 ・臼井中学校指導室訪問日程 ・臼井西中学校指導室訪問日程 ・佐倉東中学校指導室訪問日程 ・上志津中学校指導室訪問日程 ・寺崎小学校指導室訪問日程						全部開示									
		・平成25年度千葉県教育庁北総教育事務所指導室訪問について〔取りまとめ後、調整〕 ・臼井小学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・西志津小学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・佐倉小学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・印南小学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・根郷中学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・根郷中学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・佐倉小学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・臼井南中学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・内郷小学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き） ・南志津小学校指導室訪問日程（佐倉市教委の動き）						全部開示									
		R5. 5. 19						・平成24年度公開研究会等実施校・教育委員会参加者一覧	全部開示								
	R5. 5. 19	・平成25年度佐倉市立幼稚園・小・中学校における教育委員会訪問・公開研究会等参加者とりまとめ				全部開示											
	R5. 5. 19	・平成25年度の指導課指導班●●●●●指導主事が作成した起案書 ・平成25年度に茅野教育長が答弁した佐倉市議会の答弁書すべて ・平成25年度指導課指導班●●●●●指導主事が担当した佐倉市議会の会議録 ・佐倉市教育委員会指導課指導班の指導主事が担当した指導案検討校（日時及び学校名、指導主事名が記載されたもの）				R5. 6. 1	不開示									文書不存在	
	21	R5. 5. 19				平成26年度 佐倉市教育委員会会議録	教育委員会	教育部	教育総務課	R5. 6. 1	1	全部開示					
22	R5. 5. 19	・湯ばらだいす佐倉新築工事 雨水貯流槽資料 ・開発行為許可（平成9年8月5日付、佐倉市指令第364号）に係る開発申請書中、土地利用計画図、排水計画平面図、排水計画図（その1）～（その4）排水系統図（その1）・（その2）、給水計画平面図、各種構造図（新設U字口その1）・（新設U字口その2）・（新設汚水管）・（防火水槽）・（新設井戸その1）・（その2）、地下タンク（ピット式埋設図）、配管系統図、機器配置図、平面図（1F～5F、7F）、B-B'断面図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 5. 30	1	部分開示		●							
23	R5. 5. 19	令和4年度道路用製品・残土処分採用単価一覧（土木工事）	市長	土木部	道路建設課	R5. 5. 24	1	全部開示									
24	R5. 5. 19	令和4年度水道資材単価	上下水道事業管理科	上下水道部	水道課	R5. 5. 25	1	全部開示									
25	R5. 5. 19	令和4年度下水道資材単価	上下水道事業管理科	上下水道部	下水道課	R5. 5. 25	1	全部開示									
26	R5. 5. 22	佐倉市中西志津一丁目1100番3、同番4、同番5の一部、1101番161・宅地造成に関する工事の検査済証（昭和61年12月26日付、宅規模第78号-36） ・宅地造成に関する工事の許可通知書（昭和60年5月8日付、千葉県指令印土規第77号-26）	市長	都市部	市街地整備課	R5. 6. 5	1	全部開示									
27	R5. 5. 22	平成30年度佐倉市西志津ふれあいセンター指定管理者公募に係る現指定管理者申請資料 ・事業計画書 ・独自事業計画書 ・収支計画書 ・資格等取得状況 ・人員配置雇用計画等 ・一美業務委託（再委託）計画 ・組織図等	市長	市民部	自治人権推進課	R5. 5. 31	1	部分開示		●	●						
28	R5. 5. 23	令和2年度子供議会の起案文書一式	教育委員会	教育部	指導課	R5. 6. 16	1	全部開示									
	R5. 5. 23	令和元年度子供議会の起案文書一式				R5. 6. 16	2	部分開示		●	●						
	R5. 5. 23	令和4年度子供議会の起案文書一式					部分開示		●	●							
29	R5. 5. 24	平成7年10月31日佐倉市指令第696号 宅地造成に関する工事の許可に係る許可通知書、現況平面図、計画平面図、擁壁①配置図、擁壁②詳細、検査済証	市長	都市部	市街地整備課	R5. 5. 31	1	部分開示		●							
30	R5. 5. 29	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書（建築物に係る解体工事に限るものに限る。）のうち、様式第1号（令和4年10月1日から令和5年5月29日まで 計3件）	市長	都市部	建築指導課	R5. 6. 9	3	部分開示		●							
	部分開示								●								
	部分開示								●								
31	R5. 5. 30	令和4年度千代田小学校グラウンド改修工事の金入り設計書	市長	資産経営部	資産経営課	R5. 6. 8	1	全部開示									

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月日	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	宛先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考	
						決定日	公文書件数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
32	R5. 6. 1	佐倉市鎌木町字七峰951番2、同番3、956番2における ・宅地造成に関する工事の検査済証（昭和51年9月1日付、千葉県指令第284号の17） ・宅地造成に関する工事の許可通知書（昭和60年1月23日付、宅規模第422号） ・実測図、現況図、案内図、造成計画平面図、断面図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 6. 15	1	部分開示		●								
33	R5. 6. 1	建設リサイクル法における受付台帳（23年4月分）	市長	都市部	建築指導課	R5. 6. 7	1	部分開示		●								
	R5. 6. 1	建設リサイクル法における受付台帳（23年5月分）				R5. 6. 7	1	部分開示		●								
34	R5. 6. 21	志津中学校教職員による指導等の記録	教育委員会	教育部	指導課（志津中学校）	R5. 7. 4	1	部分開示		●				●	●			
35	R5. 6. 23	平成3年12月25日佐倉市指令第33号の41に係る ・排水施設計画平面図 ・開発行為施行同意書 ・公共施設の管理者等に関する事項 ・工事完了届（第1工区）に係る工事写真帳の一部	市長	都市部	市街地整備課	R5. 7. 3	1	部分開示		●								
36	R5. 6. 23	佐倉市教育委員会指導課指導班の平成26年度の事務分掌	教育委員会	教育部	指導課	R5. 7. 7	1	全部開示										
37	R5. 6. 23	平成25年8月21日に実施された定例教育委員会会議録P10（15行目）に記載されている平成24年度の問題行動に関する配布資料	教育委員会	教育部	教育総務課	R5. 7. 7		不開示									文書不存在	
38	R5. 6. 30	平成21年8月定例会 決算審査特別委員会会議録 平成21年9月25日開会中の教育委員会所管部分	議長	議会事務局	議会事務局	R5. 7. 14	10	全部開示										
	R5. 6. 30	平成22年8月定例会 決算審査特別委員会会議録 平成22年9月16日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成23年8月定例会 決算審査特別委員会会議録 平成23年9月15日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成24年8月定例会 決算審査特別委員会会議録 平成24年9月20日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成25年8月定例会 決算審査特別委員会会議録 平成25年9月26日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成26年8月定例会 決算審査特別委員会会議録 平成26年9月25日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成22年2月定例会 予算審査特別委員会会議録 平成22年3月17日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成24年2月定例会 予算審査特別委員会会議録 平成24年3月14日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成25年2月定例会 予算審査特別委員会会議録 平成25年3月12日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
	R5. 6. 30	平成26年2月定例会 予算審査特別委員会会議録 平成26年3月19日開会中の教育委員会所管部分						全部開示										
39	R5. 6. 30	佐倉市教育委員会指導課指導班の●●●●●指導主事が作成した平成21年度から平成23年度までの起案書すべて	教育委員会	教育部	指導課	R5. 8. 29	13	不開示									文書不存在	
	R5. 6. 30	平成24年度子供議会の起案文書一式				R5. 8. 29		部分開示		●	●							
	R5. 6. 30	平成25年度子供議会の起案文書一式				R5. 8. 29		部分開示		●	●							
	R5. 6. 30	平成26年度子供議会の起案文書一式				R5. 8. 29		部分開示		●	●							
	R5. 6. 30	平成27年度子供議会の起案文書一式				R5. 8. 29		部分開示		●	●							
	R5. 6. 30	平成28年度子供議会の起案文書一式				R5. 8. 29		部分開示		●	●							
	R5. 6. 30	平成29年度子供議会の起案文書一式				R5. 8. 29		部分開示		●	●							
	R5. 6. 30	平成30年度子供議会の起案文書一式				R5. 8. 29		部分開示		●	●							
	R5. 6. 30	平成31年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 29		全部開示										
	R5. 6. 30	令和2年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 29		全部開示										
	R5. 6. 30	令和3年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 29		全部開示										
	R5. 6. 30	令和4年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 29		全部開示										
	R5. 6. 30	令和5年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 29		全部開示										
	R5. 6. 30	佐倉市教育委員会指導課指導班の●●●●●指導主事が作成した平成24年度の起案関係書類				R5. 8. 29		全部開示										
40	R5. 6. 30	佐倉市教育委員会指導課指導班の●●●●●指導主事の平成25年度の勤務実績簿	教育委員会	教育部	教育総務課	R5. 7. 14	1	全部開示										
	R5. 6. 30	佐倉市教育委員会指導課指導班●●●●●指導主事の平成24年度の勤務実績簿				R5. 7. 14		不開示								文書不存在		
41	R5. 7. 5	平成19年8月21日付、佐倉市指令第1111号に係る土地利用計画図、現況図、造成計画平面図、造成計画断面図（1）及び（2）、がけの断面図、歩道部分計画図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 7. 13	1	部分開示		●								
42	R5. 7. 6	建設リサイクル法における受付台帳（令和4年度3月分）	市長	都市部	建築指導課	R5. 7. 13	4	部分開示		●								
	R5. 7. 6	建設リサイクル法における受付台帳（令和4年度4月分）				R5. 7. 13		部分開示		●								
	R5. 7. 6	建設リサイクル法における受付台帳（令和4年度5月分）				R5. 7. 13		部分開示		●								
	R5. 7. 6	建設リサイクル法における受付台帳（令和4年度6月分）				R5. 7. 13		部分開示		●								
43	R5. 7. 12	佐倉市立幼稚園の3年保育化に係る要望書	教育委員会	教育部	学務課	R5. 7. 26	1	部分開示			●							
44	R5. 7. 18	手織川水管橋塗装修繕工事の変更契約に係る「金入り設計書」及び「図面一式」	上下水道事業管理者	上下水道部	水道課	R5. 7. 27	1	全部開示										
45	R5. 7. 20	佐倉市スマートオフィスプレイスmp管理に関する協定書	市長	産業振興部	商工振興課	R5. 8. 1	1	全部開示										
	R5. 7. 20	「水曜創業相談DAY～COLABO法務～」の共催申請書 「水曜創業相談DAY～COLABO法務～」の共催承諾通知書				R5. 8. 1	1	部分開示			●							
46	R5. 7. 21	昭和42年度佐倉市航空写真集の一部	市長	財政部	資産税課	R5. 7. 28	3	全部開示										
	R5. 7. 21	平成10年度佐倉市航空写真集の一部				R5. 7. 28		全部開示										
	R5. 7. 21	令和5年度宮ノ台3丁目102-30付近、西ユウカリが丘5丁目1-4付近、井野1369-3付近の航空写真				R5. 7. 28		全部開示										
	R5. 7. 28	平成25年度佐倉市教育委員会指導課指導班●●●●●指導主事以外の指導主事及び副主幹の勤務実績簿				R5. 8. 10		部分開示		●								

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月日	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	発先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考
						決定日	公文書件数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
47	R5. 7. 28	平成26年度佐倉市教育委員会指導課の指導主事及び主査（班長）の勤務実績簿	教育委員会	教育部	教育総務課	R5. 8. 10	7	部分開示	●								
	R5. 7. 28	平成27年度佐倉市教育委員会指導課の指導主事及び主査（班長）の勤務実績簿				R5. 8. 10		部分開示	●								
	R5. 7. 28	平成28年度佐倉市教育委員会指導課の指導主事及び主査（班長）の勤務実績簿				R5. 8. 10		部分開示	●								
	R5. 7. 28	平成29年度佐倉市教育委員会指導課の指導主事及び主査（班長）の勤務実績簿				R5. 8. 10		部分開示	●								
	R5. 7. 28	平成30年度佐倉市教育委員会指導課の指導主事及び副主幹の勤務実績簿				R5. 8. 10		部分開示	●								
	R5. 7. 28	平成31年度佐倉市教育委員会指導課の指導主事及び副主幹の勤務実績簿				R5. 8. 10		部分開示	●								
	R5. 7. 28	①平成25年度佐倉市教育委員会指導課指導班●●●●指導主事以外の指導主事の勤務実績簿 ②平成26～平成31年度佐倉市教育委員会指導課の指導主事の勤務実績簿 ③平成25～平成31年度の佐倉市教育委員会指導課長と副主幹もしくは主幹（班長）の勤務実績簿のうち、時間外勤務のない月の勤務実績簿及び、課長・主幹の勤務実績簿				R5. 8. 10	不開示										文書不存在
48	R5. 7. 28	平成27年度指導課（指導班）事務分掌	教育委員会	教育部	指導課	R5. 8. 10	5	全部開示									
	R5. 7. 28	平成28年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 10		全部開示									
	R5. 7. 28	平成29年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 10		全部開示									
	R5. 7. 28	平成30年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 10		全部開示									
	R5. 7. 28	平成31年度指導課（指導班）事務分掌				R5. 8. 10		全部開示									
49	R5. 7. 31	「平成6年7月25日2佐宅第1-28号開発行為変更許可申請について（通知）」一式中 A駐車場断面詳細図、B駐車場断面詳細図、公共施設の管理者等に関する事項 「平成6年10月13日6佐宅第13-9号開発行為に関する工事の検査済み証の交付及び完了公告について（通知）」一式中 A駐車場、B駐車場、給排水施設平面図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 8. 9	1	部分開示	●								
50	R5. 8. 1	建設リサイクル法における受付台帳（2023年6月分）	市長	都市部	建築指導課	R5. 8. 8	2	部分開示	●								
	R5. 8. 1	建設リサイクル法における受付台帳（2023年7月分）				R5. 8. 8		部分開示	●								
51	R5. 8. 4	第1回佐倉市立幼稚園のあり方検討会議会議録 第2回佐倉市立幼稚園あり方検討会議会議録	教育委員会	教育部	学務課	R5. 8. 18	1	部分開示	●								
52	R5. 8. 4	佐倉市上志津1762番38、同番39、1761番10の一部宅地造成に関する工事の検査済証（昭和60年2月21日付、印土第70号の25）に係る竣工図、宅地断面図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 8. 18	1	部分開示	●								
53	R5. 8. 7	令和5年度校庭等における危険物の確認・除去等調査（臼井小、開野台小、王子台小）	教育委員会	教育部	学務課	R5. 8. 21	1	全部開示									
54	R5. 8. 9	2022年中の登記異動修正済の、地番図・家屋図shapeデータ（地番、筆界、字名、字界、家屋外形がわかるもの）及びコード表記等による読み替えを行っている場合それを読み替えるための資料	市長	財政部	資産税課	R5. 9. 8	1	全部開示									
55	R5. 8. 14	平成25年度教育委員会事務局席次表 ①平成25年度佐倉市教育委員会の教育長及び教育次長、学務課、教育総務課の所属職員の座席配置図（1部屋の造りとしての配置図） ②平成25年度佐倉市教育委員会の指導課の所属職員の座席配置図	教育委員会	教育部	教育総務課	R5. 8. 28	1	全部開示									
56	R5. 8. 14	佐倉市庁舎4号館外2棟耐震補強建築工事竣工図の内、図面番号A-1 3 ③平成25年度佐倉市教育委員会の教育長室の大きさ（規模） ④平成25年度佐倉市教育委員会の教育次長、学務課、教育総務課の部屋の大きさ（規模）	市長	資産経営部	資産経営課	R5. 8. 24	1	全部開示									
57	R5. 8. 21	・ACミランサッカースクール千葉・佐倉校開校式出席メンバー（開校式進行台本より抜粋） ・ACミランスクール生在籍人数（2019年9月1日時点） ・ACミランスクール生在籍人数（2020年4月1日時点） ・ACミランスクール生在籍人数（2021年3月31日時点） ・ACミランスクール生在籍人数（2022年2月1日時点） ・ACミランスクール生在籍人数（2023年4月1日時点） ・ACミランへの文書（2023年6月6日付） ・ACミランへの文書（2023年7月11日付） ・ACミランからの回答（2023年7月12日受信） ・ACミランへの文書（2023年7月14日付） ・ACミランからの回答（2023年7月19日受信） ・ACミランからの回答（2023年8月10日受信） ・ACミランスクール生名簿	市長	健康推進部	生涯スポーツ課	R5. 9. 4	1	部分開示	●								
58	R5. 8. 22	平成26年11月13日、佐倉市指令第1768号に係る宅地造成に関する工事の検査済証、擁壁構造図、擁壁構造図、構造詳細図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 9. 4	1	部分開示	●								
59	R5. 8. 28	平成25年6月定例会 文教福祉常任委員会会議録 平成25年6月19日開会中の教育委員会所管部分	議長	議会事務局	議会事務局	R5. 9. 4	4	全部開示									
	R5. 8. 28	平成25年9月定例会 文教福祉常任委員会会議録 平成25年9月19日開会中の教育委員会所管部分				R5. 9. 4		全部開示									
	R5. 8. 28	平成25年11月定例会 文教福祉常任委員会会議録 平成25年12月10日開会中の教育委員会所管部分				R5. 9. 4		全部開示									
	R5. 8. 28	平成26年2月定例会 文教福祉常任委員会会議録 平成26年3月11日開会中の教育委員会所管部分				R5. 9. 4		全部開示									
	R5. 8. 28	・平成24、25年度の子供議会に出席もしくは傍聴した市議会議員の名前 ・平成24、25年度の佐倉市議会議員名簿 ・平成21～令和4年度までの子供議会に関する佐倉市議会だより等の掲載記事															
	R5. 8. 28	平成24年度の学校運営委員会（コミュニティスクールを含む）に関する文書（起案書含む）すべて				R5. 9. 11		全部開示									
	R5. 8. 28	平成25年度の学校運営委員会（コミュニティスクールを含む）に関する文書（起案書含む）すべて				R5. 9. 11		全部開示									
	R5. 8. 28	平成25年度に作成した佐倉学リーフレット				R5. 9. 11	5	全部開示									

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月日	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	発先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考	
						決定日	公文書件 数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
60	R5. 8. 28	平成24年度のみどりの少年団に関する文書（起案書含む）	教育委員会	教育部	指導課	R5. 9. 11		部分開示		●	●							
	R5. 8. 28	平成25年度のみどりの少年団に関する文書（起案書含む）すべて				R5. 9. 11		部分開示		●	●							
	R5. 8. 28	平成25年度に佐倉学リーフレット作成に関する文書（起案書含む）すべて				R5. 9. 11		不開示										文書不存在
	R5. 8. 28	平成25年度一般会計 予算内示 事業別概要書（3. 教育課題研究事業 指導課担当）に関する予算執行の伝票すべて				R5. 10. 27		1 部分開示		●	●							
61	R5. 8. 28	⑦平成27、28年度の教育委員会会議録	教育委員会	教育部	教育総務課											●		
62	R5. 8. 29	令和5年度佐倉市役所敷地内植栽管理業務委託の金入設計書	市長	資産経営部	資産経営課	R5. 8. 31	1	全部開示										
63	R5. 8. 30	「下水道法に基づく特定施設届出事業者リスト（一覧）」 通し番号、整理番号、工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地（住所）、施設番号、設置番号、設置または使用届出年月日、施設項番号、設置名称、届出排出量、有害物質の有無、有害物質の種類、備考		上下水道事業管理者	上下水道部	下水道課	R5. 9. 13	1	全部開示									
64	R5. 9. 13	地番図と航空写真の重ね図（瓜平新田160付近、107付近、61付近） 縮尺目安：1/250及び1/500	市長	財政部	資産税課	R5. 9. 15	1	全部開示										
65	R5. 9. 13	令和5年佐倉市立小竹小学校トイレ改修建築工事の金入り設計書	市長	資産経営部	資産経営課	R5. 9. 15	1	全部開示										
66	R5. 9. 14	共同通信社©2023全国自治体トップアンケート【マイナンバーカードに関する緊急調査】	市長	企画政策部	企画政策課	R5. 9. 20	1	部分開示		●	●							
67	R5. 9. 14	佐倉市高崎字米柏847番1 他179筆 令和元年5月21日佐倉市指令第387号に係る ・開発行為許可通知書	市長	都市部	市街地整備課	R5. 9. 20	1	全部開示										
68	R5. 9. 14	平成21年4月24日佐倉市指令第203号の開発行為許可に係る、位置図、現況図、ごみ置場、造成、給排水計画、貯留槽、緑化計画、擁壁の図面 平成21年9月18日佐倉市指令第1554号開発行為変更許可に係る、検査済証、変更後の土地利用計画図、位置図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 9. 25	1	部分開示		●								
69	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・岩名運動公園第二球場防球ネット設置工事	市長	財政部	契約検査課	R5. 9. 21	3	部分開示		●								
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・志津地区安全施設設備工事				部分開示			●									
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・山王1-33号線外2路線舗装補修工事				部分開示			●									
70	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・PBC2117中志津五・六丁目地先下水道管渠改築工事	上下水道事業管理者	上下水道部	経営企画課（契約）	R5. 9. 21	8	部分開示		●								
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・22復旧-15江原台二丁目地先舗装復旧工事				部分開示			●									
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・PBC2207上座地先舗装復旧工事				部分開示			●									
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・22-13復旧補-13太田地先舗装復旧工事				部分開示			●									
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・22復旧-23木野子地先舗装復旧工事				部分開示			●									
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・22復旧-16白銀三丁目地先舗装復旧工事				部分開示			●									
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・22復旧-20鎌木町地先舗装復旧工事				部分開示			●									
	R5. 9. 19	工事成績評定表 ・22復旧-21六崎地先舗装復旧工事				部分開示			●									
	71	R5. 6. 22				地番図と航空写真の重ね図 小竹805付近 縮尺目安：1/450		市長	財政部	資産税課	R5. 9. 27	1	全部開示					
72	R5. 9. 25	昭和63年12月20日 工第17号に係る検査済証、擁壁位置図、展開図、構造図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 10. 4	1	部分開示		●								
73	R5. 9. 26	金入設計書 佐倉市立西志津中学校トイレ改修建築工事	市長	資産経営部	施設保全課	R5. 10. 6	5	全部開示										
	R5. 9. 26	金入設計書 佐倉市立臼井中学校トイレ改修建築工事				全部開示												
	R5. 9. 26	金入設計書 佐倉市立臼井中学校トイレ改修機械設備工事				全部開示												
	R5. 9. 26	金入設計書 佐倉市立臼井中学校トイレ改修機械設備工事				全部開示												
	R5. 9. 26	金入設計書 佐倉市立佐倉小学校第15棟教室床繕修工事				全部開示												
74	R5. 9. 29	校庭等における危険物の確認・除去等について（依頼） （佐教学234号） 令和5年度校庭等における危険物の確認・除去等調査	教育委員会	教育部	学務課	R5. 10. 3	1	全部開示										
75	R5. 10. 2	・千葉県指令印土第44号の13 S55年3月3日 計画平面図、計画断面図 ・千葉県指令第278号の19 S49年9月10日 許可通知書、造成計画平面図、崖断面図、擁壁構造図 ・佐倉市上志津造成工事 横断面、造成計画図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 10. 12	1	部分開示		●	●							
76	R5. 10. 2	建設リサイクル法における受付台帳（令和5年8月分）	市長	都市部	建築指導課	R5. 10. 16	2	部分開示		●								
	R5. 10. 2	建設リサイクル法における受付台帳（令和5年9月分）				R5. 10. 16		部分開示		●								
	R5. 10. 10	平成24年度の理科支援員の名簿				R5. 12. 8	5	部分開示		●								
	R5. 10. 10	平成25年度の理科支援員の名簿				R5. 12. 8		部分開示		●								
	R5. 10. 10	平成24年度の理科支援教育に関する資料				R5. 12. 8		全部開示										
	R5. 10. 10	平成25年度の理科支援教育に関する資料				R5. 12. 8		全部開示										
	R5. 10. 10	平成25年度理科教材備品リストに関する資料及び書類				R5. 12. 8		全部開示										
77	R5. 10. 10	・平成21年度から平成23年度までの理科支援員の名簿 平成21年度から平成25年度までの理科支援員が勤務日に入力し、佐倉市教育委員会に提出していた書類の全て ・平成21年度から平成23年度までの理科支援教育に関する資料 全て（年1回実施していた反省会の記録も含めて） ・平成25年度に志津中学校に配置した理科のティーム・ティーチングに関する資料・書類（起案書も含む）	教育委員会	教育部	指導課	R5. 12. 8		不開示								文書不存在		

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	発先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考
						決定日	公文書件 数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
	R5. 10. 10	・佐倉市教育委員会指導課指導班の指導主事●●●●が作成した平成25年度の起案書全て ・平成25年度当時、教育総務課及び学務課職員が使用していた事務机のサイズ ・平成25年度に指導課指導主事●●●●が使用していたパソコン				R5. 10. 24		不開示									文書不存在 、対象外
78	R5. 10. 10	平成25年2月定例会 文教福祉常任委員会議録 平成25年3月18日開会中の教育委員会所管部分	議長	議会事務局	議会事務局	R5. 10. 18	1	全部開示									
79	R5. 10. 13	平成30年度の路線価図のSHAPEファイル	市長	財政部	資産税課	R5. 10. 25	5	全部開示									
	R5. 10. 13	令和元年度の路線価図のSHAPEファイル				全部開示											
	R5. 10. 13	令和2年度の路線価図のSHAPEファイル				全部開示											
	R5. 10. 13	令和3年度の路線価図のSHAPEファイル				全部開示											
	R5. 10. 13	令和4年度の路線価図のSHAPEファイル				全部開示											
80	R5. 10. 16	・令和3年度大規模盛土造成地変動予定調査（簡易地盤調査）業務委託金入設計書	市長	都市部	市街地整備課	R5. 10. 27	2	全部開示									
	R5. 10. 16	・令和5年度大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング）業務委託金入設計書				全部開示											
81	R5. 10. 16	令和5年度佐倉市都市計画基本図修正業務委託金入設計書	市長	都市部	都市計画課	R5. 10. 25	1	全部開示									
82	R5. 10. 16	・農業集落排水事業坂戸地区地質調査業務委託金入設計書	市長	産業振興部	農政課	R5. 10. 23	2	全部開示									
	R5. 10. 16	・農業集落排水事業坂戸地区污水管渠点検調査業務委託に係る金入設計書				全部開示											
83	R5. 10. 16	佐倉市のリサイクル法の届け出の台帳（2023年7月分）	市長	都市部	建築指導課	R5. 10. 24	3	部分開示		●							
	R5. 10. 16	佐倉市のリサイクル法の届け出の台帳（2023年8月分）				部分開示			●								
	R5. 10. 16	佐倉市のリサイクル法の届け出の台帳（2023年9月分）				部分開示			●								
84	R5. 10. 20	・令和5年度佐倉市市民公益活動補償制度保険契約に関する賠償責任保険証券及び賠償責任保険（市民活動総合保険特約条項付）特約明細書（証券番号5230004637） ・佐倉市市民公益活動保険特約における事故件数及び支払保険金額一覧	市長	市民部	自治人権推進課	R5. 11. 2	1	全部開示									
85	R5. 10. 24	公益通報（令和元年11月16日）以降の請求人に係る決裁等の文書一式	市長	総務部	人事課	R5. 12. 21	3	部分開示		●							
	R5. 10. 24	公平委員会措置要求 ①令和3年3月14日 ②令和3年11月8日以上に關する文書一式				部分開示			●								
	R5. 10. 24	訴訟 ①令和3年（行ウ）第8号（未払給与請求事件）②令和5年（行コ）第13号（未払給与請求控訴事件） 以上に關する文書一式				部分開示			●								
86	R5. 10. 24	・公益通報について（2019年11月18日 行政管理課受信メール） ・RE:公益通報について（2019年11月18日 行政管理課返信メール） ・RE:公益通報について（2019年12月6日 行政管理課受信メール）	市長	総務部	行政管理課	R5. 10. 30	1	部分開示		●							
	R5. 10. 24	公平委員会に対する措置要求にかかる文書一式 訴訟に関する文書一式				不開示									文書不存在		
87	R5. 10. 26	佐倉市弥勒町4-9（佐倉市指令第8号の29）に係る ・宅地造成に関する工事の許可通知書 ・構造図 ・宅地造成に関する工事の検査済証 ・変更前の配置図、変更後の配置図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 11. 8	1	部分開示		●							
88	R5. 10. 31	平成17年3月18日佐倉市指令第4123号で許可された宅地造成に関する工事にかかる許可通知書、検査済証、完了検査申請時添付の造成計画平面図、平成18年2月15日提出の宅地造成工事計画変更届、その変更届に添付された変更後の造成計画平面図、変更後の開発擁壁配置図、立面図、断面図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 11. 8	1	部分開示		●	●						
89	R5. 11. 2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書（建築物に係る解体工事に關するものに限る。）のうち、様式第一号（令和5年5月1日から令和5年11月2日まで2件）	市長	都市部	建築指導課	R5. 11. 15	2	部分開示		●	●						
90	R5. 11. 8	・佐倉市ヤングプラザ指定管理者募集要項（令和元年6月） ・事業計画書 ・指定管理者候補者の選定に係る審査について（答申）（令和元年10月）	市長	こども支援部	こども政策課	R5. 11. 20	4	部分開示		●	●						
	R5. 11. 8	令和2年度管理業務実施状況及び利用状況報告書				部分開示			●	●							
	R5. 11. 8	令和3年度管理業務実施状況及び利用状況報告書				部分開示			●	●							
	R5. 11. 8	令和4年度管理業務実施状況及び利用状況報告書				部分開示			●	●							
91	R5. 11. 8	宅地造成に関する工事の検査済証（S61.9.22、第432号）に係る検査済証、造成計画平面図、横断面図、構造図、雨水計画平面図、排水施設構造図、切土石積擁壁構造図、盛土石積擁壁構造図、石積擁壁構造図、石積擁壁展開図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 11. 16	1	部分開示		●							
92	R5. 11. 17	「農業集落排水事業坂戸地区地質調査業務委託」の金額入り設計書	市長	産業振興部	農政課	R5. 11. 24	1	全部開示									
93	R5. 11. 20	建設リサイクル法届出書、解体工事に伴う届出書一式 ・佐倉市大崎台2-14-11（2020/1/1～現在まで）	市長	都市部	建築指導課	R5. 12. 4		不開示								文書不存在	
94	R5. 11. 20	建設リサイクル法届出書、解体工事に伴う届出書一式 ・佐倉市井野1611-18（2020/1/1～現在まで）	市長	都市部	建築指導課	R5. 12. 4	1	部分開示		●	●						
95	R5. 11. 22	岩名球技場の現状確認と今後の展望について	市長	健康推進部	生涯スポーツ課	R5. 11. 29	2	部分開示			●						
	R5. 11. 22	岩名球技場の現状確認と今後の展望について（その2）				部分開示				●							
96	R5. 12. 1	佐倉市指令第213号の30（昭和62年1月29日許可）に係る擁壁配置図	市長	都市部	市街地整備課	R5. 12. 12	1	全部開示									

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月日	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	宛先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考
						決定日	公文書件数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
97	R5. 12. 4	建設リサイクル法における受付台帳（令和5年10月分）	市長	都市部	建築指導課	R5. 12. 6	2	部分開示		●							
	R5. 12. 1	建設リサイクル法における受付台帳（令和5年11月分）				R5. 12. 6		部分開示		●							
98	R5. 12. 4	確認申請書（工作物）経 申請者：佐倉市城大乗土地地区整理組合 ・公園現況街区重画・階段構造図（5街区）	市長	都市部	市街地整備課	R5. 12. 12	1	部分開示		●							
99	R5. 12. 11	千葉県指令第284の16号（昭和51年5月27日許可）に係る宅地造成に関する工事の許可通知書、位置図、土地現況図、検査時の造成計画平面図、横断面図、宅地造成に関する工事の完了検査申請書	市長	都市部	市街地整備課	R5. 12. 25	1	部分開示		●	●						
100	R5. 12. 26	佐倉市大崎台1丁目1-7フリーズパーク佐倉駅前 ・路外駐車場設置届出書 ・路外駐車場管理規程届出書 ・添付書類一式	市長	都市部	都市計画課	R6. 1. 5		不開示									文書不存在
101	R5. 12. 28	・佐倉市立西志津中学校トイレ改修建築工事 金入設計書	市長	資産経営部	資産経営課	R6. 1. 10	2	全部開示									
	R5. 12. 28	・佐倉市立小竹小学校トイレ改修建築工事 金入設計書				R6. 1. 10		全部開示									
102	R6. 1. 12	令和5年度大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング）業務委託 金入設計書	市長	都市部	市街地整備課	R6. 1. 22	1	全部開示									
103	R6. 1. 12	令和5年度佐倉市都市計画基本図修正業務委託 金入設計書	市長	都市部	都市計画課	R6. 1. 19	1	全部開示									
104	R6. 1. 12	農業集落排水事業坂戸地区地質調査業務委託 金入設計書	市長	産業振興部	農政課	R6. 1. 19	1	全部開示									
105	R6. 1. 18	・平成27年度「27佐建第79号 建築基準法第43条第1項の許可の適用方針について」中、通路に関する合意書及び通路に関する合意図 ・令和2年度「佐建第927号 建築基準法第43条第2項第2号許可の適用方針について」中、報告書	市長	都市部	建築指導課	R6. 1. 30	1	部分開示		●							
106	R6. 1. 24	佐倉市のリサイクル法の届け出の台帳（2023年10月分）	市長	都市部	建築指導課	R6. 2. 5	3	部分開示		●							
	R6. 1. 24	佐倉市のリサイクル法の届け出の台帳（2023年11月分）				R6. 2. 5		部分開示		●							
	R6. 1. 24	佐倉市のリサイクル法の届け出の台帳（2023年12月分）				R6. 2. 5		部分開示		●							
107	R6. 1. 28	平成元年5月8日「佐倉市指令第10号の4」の許可にかかる整地計画平面図	市長	都市部	市街地整備課	R6. 2. 2	1	全部開示									
108	R6. 1. 31	令和6年1月18日に開札された「岩名運動公園小出義雄記念陸上競技場改修工事」に係る低入札業者により提出された「低入札調査資料」	市長	財政部	契約検査課	R6. 2. 7	1	部分開示		●	●						
109	R6. 2. 1	千葉県誕生150周年記念事業 申請書類一式 和田均展（仮）の開催	市長	企画政策部	企画政策課	R6. 2. 9	3	全部開示									
	R6. 2. 1	千葉県誕生150周年記念事業 申請書類一式 佐倉城址公園ライブ・青空レストラン事業				R6. 2. 9		全部開示									
	R6. 2. 1	千葉県誕生150周年記念事業 申請書類一式 佐倉城址のさくら				R6. 2. 9		全部開示									
110	R6. 2. 1	建設リサイクル法における受付台帳（令和5年12月分）	市長	都市部	建築指導課	R6. 2. 9	2	部分開示		●							
	R6. 2. 1	建設リサイクル法における受付台帳（令和6年1月分）				R6. 2. 9		部分開示		●							
111	R6. 2. 9	職員名簿（令和6年2月1日付）	市長	総務部	人事課	R6. 2. 22	1	全部開示									
112	R6. 2. 9	昭和57年10月31日千葉県佐倉市指令第250号60における造成計画平面図、変更箇所平面図、間知ブロック構造図、階段詳細図、検査済証に関する書類一式	市長	都市部	市街地整備課	R6. 2. 20	1	全部開示									
113	R6. 2. 14	佐倉市市民課窓口業務等委託事業 仕様書	市長	市民部	市民課	R6. 2. 27	1	全部開示									
114	R6. 2. 15	千葉県指令第284号16（昭和52年1月31日許可）に係る宅地造成に関する工事の検査済証、造成計画平面図、横断面図、許可時の切土石積擁壁構造図1、切土石積擁壁構造図2、盛土石積擁壁構造図、石積擁壁構造図、構造図	市長	都市部	市街地整備課	R6. 2. 22	1	部分開示		●	●						
115	R6. 2. 19	佐倉市立佐倉小学校トイレ改修建築工事金額入内訳書（当初・変更）	市長	資産経営部	施設保全課	R6. 2. 22	1	全部開示									
116	R6. 2. 19	校庭等における危険物の確認・除去等について（依頼）（佐教学第591号）	教育委員会	教育部	学務課	R6. 3. 4	1	全部開示									
	R6. 2. 19	校庭等における危険物の確認・除去等について（依頼）（佐教学第591号）の調査結果				R6. 3. 4		不開示									文書不存在
117	R6. 2. 22	佐倉図書館解体工事に伴う家屋事後調査業務委託金入設計書	教育委員会	教育部	社会教育課	R6. 2. 28	1	全部開示									
118	R6. 2. 26	千葉県指令第77号の12（昭和59年9月7日許可）に係る宅地造成に関する工事に関する工事の許可通知書及び宅地造成に関する工事の検査済証	市長	都市部	市街地整備課	R6. 3. 7	1	部分開示		●							
119	R6. 2. 27	●●●●●●におけるいじめ重大事態の調査結果報告書	教育委員会	教育部	指導課	R6. 3. 7	1	部分開示		●					●		
120	R6. 2. 28	地審図と航空写真の重ね図（別紙リストのとおり） 縮尺目安：1/1000	市長	財政部	資産税課	R6. 3. 7	1	全部開示									
121	R6. 2. 29	佐倉市城内町19番1、20番7、20番9の境界確認書、土地交換契約書、筆界確認書類	市長	資産経営部	資産経営課	R6. 3. 11	1	部分開示		●	●						
122	R6. 3. 1	「工事成績評定表」 23改水-07本町地先水道管耐震化工事	上下水道事業管理科	上下水道部	経営企画課（契約）	R6. 3. 6	1	部分開示		●							
123	R6. 3. 8	佐倉市指令第678号 平成9年10月23日 開発許可における、許可通知書、現況平面図、現況測量図、土地利用計画図、建築平面図、建築立面図、浄化槽図	市長	都市部	市街地整備課	R6. 3. 21	1	部分開示		●	●						
124	R6. 3. 8	平成21年9月10日 佐開検第853号に係る検査図面、境界杭写真6枚	市長	都市部	市街地整備課	R6. 3. 18	1	全部開示									
125	R6. 3. 19	平成12年12月26日佐倉市指令第2331号の開発行為許可に係る平成13年2月5日付の開発行為変更届の変更後の擁壁計画図、擁壁詳細図（G3-1、G3-2）	市長	都市部	市街地整備課	R6. 4. 1	1	部分開示		●							
126	R6. 3. 19	平成30年度文書 佐企第236号 ミレニアムセンター佐倉にある「市民風呂」の今後について	市長	企画政策部	企画政策課	R6. 3. 27	1	全部開示									
127	R6. 3. 21	「工事成績評定表」 23改水補-01井野・西ユウカリが丘地先水道管耐震化工事	上下水道事業管理科	上下水道部	経営企画課（契約）	R6. 3. 28	1	部分開示		●							
128	R6. 3. 21	千葉県誕生150周年記念事業 佐倉城址公園ライブの委託契約書、仕様書	市長	産業振興部	魅力推進課	R6. 4. 3	1	部分開示			●						
129	R6. 3. 21	ミレニアムセンター市民風呂における ・市民風呂更新工事見積書 ・ボイラー更新工事見積書	市長	市民部	ミレニアムセンター佐倉	R6. 4. 4	2	部分開示		●	●						

令和5年度公文書開示請求実施状況（一覧）

受付 番号	請求 年月日	開示請求に係る公文書の件名またはその内容	宛先	所管部	所管課等	決定等の内容			部分開示理由							取下	備考
						決定日	公文書件 数	決定内容	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
	R6.3.21	・市民風呂アンケート集計表				R6.4.4		全部開示									
130	R6.3.22	佐倉市立臼井中学校トイレ改修機械設備工事金入り設計書	市長	資産経営部	施設保全課	R6.4.2	3	全部開示									
	R6.3.22	佐倉市立西志津中学校トイレ改修機械設備工事金入り設計書						全部開示									
	R6.3.22	佐倉市立井野中学校トイレ改修機械設備工事金入り設計書						全部開示									
	R6.3.22	佐倉市立井野中学校トイレ改修機械設備工事金入り設計書						全部開示									
131	R6.3.22	・干場公園トイレ設置工事における随意契約にかかる書類一式のうち、設計金額書、予定価格書、随意契約執行概要書、干場公園トイレ設置工事の執行及び業者選定について（佐公第503号）、随意契約事前協議書、令和5年度佐倉市入札参加資格者名簿（建設工事）の参加事業者掲載箇所、見積合せ執行決定書、見積合せ執行通知書、干場公園トイレ設置工事の見積合せ結果及び契約の締結について（佐公第503号の2）、見積合せ経過調査書	市長	都市部	公園緑地課	R6.4.5	1	全部開示									
	R6.3.22	・干場公園トイレ設置工事におけるトイレの関連書類のうち、最終設計図一式（配置図、平面図、立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、建築基準法施行令第46条第3項による軸組計算表、建築基準法施行令第46条第4項の規定に基づく軸組の設置基準計算表、床伏図、小屋伏図、母屋伏図、軸組図、工事監理報告書） ・干場公園トイレ設置工事における随意契約にかかる書類一式のうち、見積書、見積書が封入されていた封筒の表裏、工事請負契約書（設計書、仕様書、図面等含む）、建築確認申請書、検査済証				R6.4.5	1	部分開示		●	●	●					
	R6.3.22	・随意契約の記録に関する文書 ・見積書徴収を省略した場合における市が決定する予定価格より協議した際の同意書				R6.4.5		不開示									文書不存在
	R6.3.25	平成12年3月31日付開発行為許可申請添付の造成計画断面図（I-I'）、L型擁壁平面図、平成12年9月7日付開発行為変更許可添付の造成計画平面図、造成計画断面図（C-C'他）、擁壁展開図（2枚）、擁壁断面図（No.1、No.2）				R6.4.3	1	部分開示		●	●						
133	R6.3.29	児童扶養手当支払内訳書	市長	子ども支援部	子ども家庭課	R6.4.9		不開示		●							
							238		0	115	38	5	0	4	1	3	

開示請求権制度の実施状況（平成8年度～令和5年度）

年度	請求 件数	公文書件 数	決 定 区 分 等					不服の申出等の件数		
			公 開	一部公開	非公開	却 下 (不 存在等)	取下げ	不服の申出	(勧告の件数)	相談・苦情等 の申出
H8	22	1289	45	1239	0	4	1	0	(勧告0件)	0
H9	69	1518	564	922	12	19	1	10	(勧告4件)	0
H10	59	435	121	292	1	20	1	0	(勧告0件)	0
H11	69	271	130	75	14	48	4	3	(勧告2件)	4
H12	71	166	76	72	3	7	8	1	(勧告1件)	2
H13前	31	134	31	97	0	6	0	0	(勧告0件)	2
小計	321	3813	967	2697	30	104	15	14	(勧告7件)	8
年度	請求 件数	公文書件 数	決 定 区 分 等					不服の申出等の件数		
			開 示	部分開示	不開示 (不 存在等)	却 下	取下げ	不服の申出	(勧告の件数)	相談・苦情等 の申出
H13後	31	128	84	41	3	0	0	0	(勧告0件)	0
H14	62	198	122	62	6	0	8	2	(勧告0件)	1
H15	86	229	86	122	11	0	10	6	(勧告1件)	1
H16	78	123	36	72	9	0	6	0	(勧告0件)	0
H17	99	243	104	90	40	2	7	8	(勧告2件)	1
H18	95	324	126	142	52	0	4	0	(勧告0件)	0
H19	202	342	94	192	46	0	10	0	(勧告0件)	0
H20	129	228	73	118	28	0	9	5	(勧告0件)	0
H21	127	447	91	314	34	0	8	2	(勧告0件)	0
H22	129	326	110	186	22	0	8	2	(勧告0件)	0
H23	95	306	233	62	6	0	5	0	(勧告0件)	0
H24	63	833	715	104	11	0	3	0	(勧告0件)	4
H25	63	101	44	44	7	2	4	0	(勧告0件)	0
H26	98	337	181	141	10	0	5	0	(勧告0件)	1
H27	61	173	87	79	4	0	3	1	(勧告0件)	0
H28	89	225	106	112	1	0	6	0	(認容0件)	0
H29	48	115	110	53	2	0	1	0	(認容0件)	0
H30	104	154	92	54	1	0	7	2	(認容0件)	0
R01	97	149	76	61	9	0	3	0	(認容0件)	0
R02	219	398	328	57	5	0	8	0	(認容0件)	0
R03	135	261	163	79	7	0	12	0	(認容0件)	0
R04	131	224	79	130	8	0	6	0	(認容0件)	0
R05	133	255	117	121	17	0	3	0	(認容0件)	0
小計	2374	6119	3257	2436	339	4	136	28	(勧告3件)	8
合計	2695	9932	4224	5133	369	108	151	42	(勧告10件)	16

※ 平成8年度については、平成8年10月1日から平成9年3月31日までです。

※ 平成13年度前期については、平成13年4月1日から平成13年9月30日までです。

※ 平成13年度後期については、平成13年10月1日から平成14年3月31日までです。

※ 平成17年度については、請求件数のうち、期限の特例を適用しているものが2件あります。

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
1:市の方針、指針及び計画並びにその策定及び実施過程に関する情報					
1	令和5年度第1回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録	R5. 6. 16	市政資料室、ホームページ	こども政策課	
2	令和5年度第2回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録	R5. 9. 7	市政資料室、ホームページ	こども政策課	
3	令和5年度第3回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録	R5. 12. 6	市政資料室、ホームページ	こども政策課	
4	令和5年度第4回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	こども政策課	
5	第5次佐倉市総合計画総合計画審議会会議録（第1～5回）	R5. 10. 16	市政資料室、ホームページ	企画政策課	
6	佐倉市教育大綱	R6. 3. 28	市政資料室、ホームページ	企画政策課	
7	実施計画書（令和6年度～令和8年度）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	企画政策課	
8	第5次佐倉市総合計画 中期基本計画	R6. 3. 29	市政資料室、印刷物等、ホームページ	企画政策課	
9	第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画（令和5年3月改訂）	R5. 4. 20	市政資料室、ホームページ	教育総務課	
10	令和4年11月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 4. 28	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
11	令和4年11月定例教育委員会会議録	R5. 4. 28	市政資料室	教育総務課	
12	令和4年12月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 4. 28	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
13	令和4年12月定例教育委員会会議録	R5. 4. 28	市政資料室	教育総務課	
14	令和5年度佐倉市教育施策	R5. 5. 2	市政資料室、ホームページ	教育総務課	
15	令和5年1月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 5. 17	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
16	令和5年1月定例教育委員会会議録	R5. 5. 17	市政資料室	教育総務課	
17	令和5年2月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 6. 1	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
18	令和5年2月定例教育委員会会議録	R5. 6. 1	市政資料室	教育総務課	
19	令和5年3月定例教育委員会会議録	R5. 7. 6	市政資料室	教育総務課	
20	令和5年3月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 7. 6	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
21	令和5年4月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 7. 10	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
22	令和5年4月定例教育委員会会議録	R5. 7. 10	市政資料室	教育総務課	
23	令和5年5月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 7. 12	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
24	令和5年5月定例教育委員会会議録	R5. 7. 12	市政資料室	教育総務課	
25	令和5年6月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 7. 14	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
26	令和5年6月定例教育委員会会議録	R5. 7. 14	市政資料室	教育総務課	
27	令和5年7月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 8. 18	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
28	令和5年7月定例教育委員会会議録	R5. 8. 18	市政資料室	教育総務課	
29	令和5年9月臨時教育委員会会議資料	R5. 10. 30	市政資料室	教育総務課	
30	令和5年8月定例教育委員会会議録（概要）	R5. 11. 16	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
31	令和5年8月定例教育委員会会議録	R5. 11. 16	市政資料室	教育総務課	
32	令和5年9月定例教育委員会会議録（概要）	R6. 1. 15	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
33	令和5年9月定例教育委員会会議録	R6. 1. 15	市政資料室	教育総務課	
34	令和5年10月定例教育委員会会議録（概要）	R6. 1. 24	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
35	令和5年10月定例教育委員会会議録	R6. 1. 24	市政資料室	教育総務課	
36	令和5年11月定例教育委員会会議録（概要）	R6. 2. 26	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
37	令和5年11月定例教育委員会会議録	R6. 2. 26	市政資料室	教育総務課	
38	令和5年12月定例教育委員会会議録（概要）	R6. 3. 14	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
39	令和5年12月定例教育委員会会議録	R6. 3. 14	市政資料室	教育総務課	
40	令和6年1月定例教育委員会会議録（概要）	R6. 3. 14	ホームページ、その他、市内各公民館及び図書館に配架	教育総務課	
41	令和6年1月定例教育委員会会議録	R6. 3. 14	市政資料室	教育総務課	
42	佐倉市上下水道ビジョン2024	R6. 3. 26	市政資料室、ホームページ	経営企画課	
43	令和4年度佐倉市地域保健医療協議会 第1回歯科口腔保健専門委員会	R5. 4. 14	市政資料室	健康推進課	
44	市民健康意識調査報告書（令和5年3月）	R5. 6. 19	市政資料室、ホームページ	健康推進課	
45	令和5年度佐倉市地域保健医療協議会 第1回歯科口腔保健専門委員会	R5. 10. 23	市政資料室	健康推進課	
46	令和5年度佐倉市地域保健医療協議会 第1回母子・成人歯科保健専門委員会	R5. 12. 27	市政資料室	健康推進課	
47	佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第3次）」	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	健康推進課	
48	令和4年度第2回佐倉市国民健康保険運営協議会の会議録	R5. 4. 14	市政資料室	健康保険課	
49	令和5年度第1回佐倉市国民健康保険運営協議会の会議録	R5. 11. 16	市政資料室	健康保険課	
50	令和5年度第1回 佐倉市建築審査会 会議録	R5. 12. 26	市政資料室、ホームページ	建築指導課	
51	令和5年度第2回 佐倉市建築審査会 会議録	R6. 3. 26	市政資料室、ホームページ	建築指導課	
52	佐倉市みどりの基本計画	R5. 9. 1	市政資料室、ホームページ	公園緑地課	

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
53	佐倉里山自然公園整備基本構想	R5. 9. 1	市政資料室, ホームページ	公園緑地課	
54	佐倉市行政組織図 令和5年4月1日	R5. 4. 1	市政資料室, ホームページ	行政管理課	
55	令和５年４月市議会臨時会提出議案	R5. 4. 5	市政資料室	行政管理課	
56	令和５年５月市議会臨時会提出議案（追加提案分を含む。）	R5. 5. 19	市政資料室	行政管理課	
57	令和５年６月市議会定例会提出議案	R5. 6. 12	市政資料室	行政管理課	
58	令和５年８月市議会定例会提出議案	R5. 8. 28	市政資料室	行政管理課	
59	佐倉市行政組織図 令和5年10月1日	R5. 10. 2	市政資料室, ホームページ	行政管理課	
60	令和５年１１月市議会定例会提出議案	R5. 11. 20	市政資料室	行政管理課	
61	令和５年１１月佐倉市議会定例会追加提出議案	R5. 12. 19	市政資料室	行政管理課	
62	令和６年２月市議会定例会提出議案	R6. 2. 26	市政資料室	行政管理課	
63	令和６年２月佐倉市議会定例会追加提出議案	R6. 3. 4	市政資料室	行政管理課	
64	第6次佐倉市行政改革 進捗状況報告書	R6. 3. 15	ホームページ	行政管理課	
65	令和６年２月佐倉市議会定例会追加提出議案	R6. 3. 26	市政資料室	行政管理課	
66	令和４年度第４回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会会議録	R5. 4. 24	市政資料室, ホームページ	高齢者福祉課	
67	令和4年度第２回認知症対策検討会要録	R5. 6. 9	市政資料室, ホームページ	高齢者福祉課	
68	令和５年度第１回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会会議録	R5. 7. 3	ホームページ	高齢者福祉課	
69	令和５年度第２回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会会議録	R5. 10. 3	ホームページ	高齢者福祉課	
70	令和５年度第３回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会会議録	R5. 12. 18	ホームページ	高齢者福祉課	
71	令和５年度第１回成年後見制度利用促進に関する検討会 会議資料及び議事録	R6. 1. 30	ホームページ	高齢者福祉課	
72	令和５年度第２回成年後見制度利用促進に関する検討会 会議資料及び議事録	R6. 1. 30	ホームページ	高齢者福祉課	
73	令和５年度第４回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会会議録	R6. 2. 1	ホームページ	高齢者福祉課	
74	令和5年度第1回図書館協議会会議録	R5. 9. 13	市政資料室, ホームページ	佐倉図書館	
75	令和５年度第１回佐倉市史編さん委員会 会議録	R6. 2. 11	市政資料室, ホームページ	佐倉図書館	
76	令和5年度第2回図書館協議会会議録	R6. 3. 19	市政資料室, ホームページ	佐倉図書館	
77	佐倉市補助金検討委員会（令和5年度）の委員公募結果について	R5. 5. 2	ホームページ	財政課	
78	令和５年度第１回佐倉市市民公益活動サポートセンター運営協議会 会議録	R5. 9. 1	市政資料室, ホームページ	市民公益活動サポートセンター	
79	第1回佐倉市部活動地域指導事業検討会会議録（要録）	R5. 6. 9	ホームページ	指導課	
80	令和５年度第１回佐倉市いじめ対策調査会会議録（要録）	R5. 8. 24	市政資料室, ホームページ	指導課	
81	第２回 佐倉市部活動地域指導事業検討会 会議録（要録）	R5. 11. 10	市政資料室, ホームページ	指導課	
82	佐倉市公共施設再配置審議会委員公募結果	R5. 8. 29	市政資料室, ホームページ	資産経営課	
83	第1回佐倉市公共施設再配置審議会資料	R5. 11. 14	ホームページ	資産経営課	
84	第2回佐倉市公共施設再配置審議会資料	R5. 12. 28	ホームページ	資産経営課	
85	佐倉市指定管理者審査委員会委員公募結果	R6. 2. 8	市政資料室, ホームページ	資産経営課	
86	佐倉市男女平等参画審議会 令和5年度第1回会議会議録	R5. 7. 27	ホームページ	自治人権推進課	
87	佐倉市男女平等参画審議会 令和5年度第2回会議会議録	R5. 8. 10	ホームページ	自治人権推進課	
88	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会 令和5年度第1回会議会議録	R5. 9. 28	ホームページ	自治人権推進課	
89	佐倉市男女平等参画審議会 令和5年度第3回会議会議録	R5. 12. 20	ホームページ	自治人権推進課	
90	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会 令和5年度第2回会議会議録	R6. 2. 14	ホームページ	自治人権推進課	
91	佐倉市男女平等参画審議会 令和5年度第4回会議会議録	R6. 2. 27	ホームページ	自治人権推進課	
92	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】指標達成状況一覧[令和4年度分]	R6. 3. 14	ホームページ	自治人権推進課	
93	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】進行管理調査結果一覧[令和4年度分]	R6. 3. 14	ホームページ	自治人権推進課	
94	附属機関等委員公募結果（佐倉市男女平等参画審議会）	R6. 3. 28	ホームページ	自治人権推進課	
95	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】～だれもが輝けるまち佐倉～〔改訂版〕＜概要版＞	R6. 3. 29	市政資料室, ホームページ	自治人権推進課	
96	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】～だれもが輝けるまち佐倉～〔改訂版〕	R6. 3. 29	市政資料室, ホームページ	自治人権推進課	
97	第１回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録・会議資料	R5. 5. 19	市政資料室, ホームページ	社会福祉課	
98	附属機関等委員公募結果	R5. 11. 9	市政資料室, ホームページ	社会福祉課	
99	令和4年度消費生活センター運営協議会会議録	R5. 4. 4	ホームページ	消費生活センター	
100	令和5年度消費生活センター運営協議会会議録	R6. 3. 29	ホームページ	消費生活センター	
101	第１回障害者差別解消支援地域協議会	R5. 8. 8	市政資料室, ホームページ	障害福祉課	
102	第２回障害者差別解消支援地域協議会	R6. 3. 21	市政資料室, ホームページ	障害福祉課	
103	令和６年度水質検査計画	R6. 3. 15	市政資料室, ホームページ	水道課	
104	令和５年度第１回佐倉市環境審議会会議概要	R6. 1. 19	市政資料室, ホームページ	生活環境課	
105	令和５年度第２回佐倉市環境審議会会議概要	R6. 1. 19	市政資料室, ホームページ	生活環境課	
106	令和５年度第１回佐倉市公民館運営審議会会議録	R5. 8. 23	ホームページ	中央公民館	
107	第38回都市計画審議会 議事録	R5. 9. 26	ホームページ	都市計画課	

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
108	附属機関等委員公募結果	R5. 10. 4	市政資料室, ホムページ	都市計画課	
109	附属機関等委員公募結果	R6. 1. 4	市政資料室, ホムページ	都市計画課	
110	印旛沼周辺地区都市再生整備計画	R6. 3. 19	市政資料室, ホムページ	都市計画課	
111	令和5年度第1回佐倉市廃棄物減量等推進審議会	R5. 12. 27	市政資料室, ホムページ	廃棄物対策課	
112	令和5年度第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会	R6. 2. 1	市政資料室, ホムページ	廃棄物対策課	
113	令和5年度第1回佐倉市立美術館運営協議会の議事録	R5. 10. 19	市政資料室, ホムページ	美術館	
114	第4回佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会議事録	R5. 6. 15	市政資料室, ホムページ	文化課	
115	令和５年度第一回佐倉市文化財審議会	R5. 6. 26	市政資料室, ホムページ	文化課	
116	第5回佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会議事録	R5. 10. 10	市政資料室, ホムページ	文化課	
117	令和５年度第二回佐倉市文化財審議会	R6. 2. 26	市政資料室, ホムページ	文化課	
118	佐倉市文化財保存活用地域計画	R6. 3. 12	広報紙, 市政資料室, 印刷物等, ホムページ	文化課	
2:市及びその他の団体の活動結果に関する情報					
1	令和４年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表（定期監査及び行政監査（第２回））	R5. 4. 24	市政資料室, ホムページ, その他, 告示、図書館へ配架	監査委員事務局	
2	令和４年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書	R5. 8. 29	市政資料室, ホムページ, その他, 図書館へ配架	監査委員事務局	
3	令和４年度佐倉市公営企業会計決算審査意見書	R5. 8. 29	市政資料室, ホムページ, その他, 図書館へ配架	監査委員事務局	
4	令和４年度決算に基づく佐倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書	R5. 8. 29	市政資料室, ホムページ, その他, 図書館へ配架	監査委員事務局	
5	令和５年度財政援助団体等監査報告	R5. 11. 20	市政資料室, ホムページ, その他, 告示、図書館へ配架	監査委員事務局	
6	令和５年度定期監査及び行政監査報告書（第１回）	R5. 12. 25	市政資料室, ホムページ, その他, 告示及び図書館へ配架	監査委員事務局	
7	令和５年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表（財政援助団体等監査）	R6. 1. 19	市政資料室, ホムページ, その他, 告示、図書館へ配架	監査委員事務局	
8	令和５年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表（定期監査及び行政監査（第１回））	R6. 2. 26	市政資料室, ホムページ, その他, 告示、図書館へ配架	監査委員事務局	
9	令和５年度定期監査及び行政監査報告書（第２回）	R6. 2. 26	市政資料室, ホムページ, その他, 告示及び図書館へ配架	監査委員事務局	
10	佐倉市教育センターだより 第６０号	R5. 6. 1	市政資料室, ホムページ	教育センター	
11	佐倉市教育センターだより 第６１号	R5. 11. 6	市政資料室, ホムページ	教育センター	
12	佐倉市教育センターだより 第６２号	R6. 3. 1	市政資料室, ホムページ	教育センター	
13	教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書（令和４年度対象）	R5. 9. 28	市政資料室	教育総務課	
14	令和5年度 入札公告・結果（建設工事）	R5. 4. 20	その他, ちば電子調達システムに掲載、契約検査課における閲覧	契約検査課	
15	令和5年度 入札公告・結果（建設工事以外）	R5. 4. 20	その他, ちば電子調達システムへの掲載、契約検査課における閲覧	契約検査課	
16	令和4年度保健事業のまとめ	R6. 3. 18	市政資料室, ホムページ	健康推進課	
17	佐倉市緑の現況調査報告（令和２年度）	R5. 12. 25	市政資料室	公園緑地課	
18	佐倉市緑の現況調査報告（令和３年度）	R5. 12. 25	市政資料室	公園緑地課	
19	佐倉市の情報公開 令和４年度情報公開制度実施状況報告書	R5. 6. 15	市政資料室, ホムページ	行政管理課	
20	佐倉市の個人情報保護 令和４年度個人情報保護制度運用状況報告書	R5. 6. 15	市政資料室, ホムページ	行政管理課	
21	個人情報取扱事務一覧（令和５年７月１８日現在）	R5. 7. 20	市政資料室	行政管理課	
22	令和３年度 情報公開用文書目録	R5. 10. 18	市政資料室	行政管理課	
23	令和5年度版消費対策の概要（令和4年度実績）	R6. 1. 29	市政資料室, ホムページ	消費生活センター	
24	視点３８号（令和４年度佐倉市職員研修のまとめ）	R5. 7. 4	市政資料室	人事課	
25	令和４年版佐倉市環境白書（第45号）	R5. 4. 3	市政資料室, ホムページ	生活環境課	
26	令和4・5年度選挙結果調	R6. 3. 27	市政資料室	選挙管理委員会事務局	
27	市長交際費・市長Diary（令和５年３月分）	R5. 4. 3	市政資料室, ホムページ	秘書課	
28	市長交際費・市長Diary（令和５年４月分）	R5. 5. 8	市政資料室, ホムページ	秘書課	
29	市長交際費・市長Diary（令和５年５月分）	R5. 6. 1	市政資料室, ホムページ	秘書課	
30	市長交際費・市長Diary（令和５年６月分）	R5. 7. 3	ホムページ	秘書課	
31	市長交際費・市長Diary（令和５年７月分）	R5. 8. 1	ホムページ	秘書課	
32	市長交際費・市長Diary（令和５年８月分）	R5. 9. 1	ホムページ	秘書課	
33	市長交際費・市長Diary（令和５年９月分）	R5. 10. 2	ホムページ	秘書課	
34	市長交際費・市長Diary（令和５年１０月分）	R5. 11. 2	ホムページ	秘書課	
35	市長交際費・市長Diary（令和５年１１月分）	R5. 12. 4	ホムページ	秘書課	
36	市長交際費・市長Diary（令和５年１２月分）	R6. 1. 4	ホムページ	秘書課	
37	市長交際費・市長Diary（令和６年１月分）	R6. 2. 9	ホムページ	秘書課	
38	市長交際費・市長Diary（令和６年２月分）	R6. 3. 1	ホムページ	秘書課	
39	『風媒花』第３６号	R5. 8. 2	広報紙, 市政資料室, 印刷物等, ホムページ	文化課	
40	令和４年度 佐倉市立公民館のまとめ	R5. 6. 14	市政資料室, ホムページ, 夢咲くら館	弥富公民館	
3:市域内の状況に関する情報					
1	介護保険事業状況報告（令和5年3月分）	R5. 4. 20	市政資料室	介護保険課	
2	令和５年度市民意識調査	R6. 3. 26	市政資料室, ホムページ	企画政策課	
3	町丁別人口（令和５年３末）	R5. 4. 4	市政資料室, ホムページ	市民課	

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
4	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年３月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年３月末まで）	R5. 4. 4	ホームページ	市民課	
5	佐倉市人口の推移	R5. 4. 6	ホームページ	市民課	
6	年齢別人口	R5. 4. 6	ホームページ	市民課	
7	町丁別・年齢別登録人口集計表（外国人含む）	R5. 4. 6	市政資料室	市民課	
8	人口のうごき（令和５年３月末現在）	R5. 4. 15	広報紙	市民課	
9	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年４月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年４月末まで）	R5. 5. 2	ホームページ	市民課	
10	町丁別人口（令和５年４末）	R5. 5. 2	市政資料室, ホームページ	市民課	
11	人口のうごき（令和５年４月末現在）	R5. 6. 1	広報紙	市民課	
12	町丁別人口（令和５年５月末）	R5. 6. 5	市政資料室, ホームページ	市民課	
13	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年５月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年５月末まで）	R5. 6. 5	ホームページ	市民課	
14	人口のうごき（令和５年５月末現在）	R5. 6. 15	広報紙	市民課	
15	町丁別人口（令和５年６月末）	R5. 7. 4	市政資料室, ホームページ	市民課	
16	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年６月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年６月末まで）	R5. 7. 4	ホームページ	市民課	
17	人口のうごき（令和５年６月末現在）	R5. 7. 15	広報紙	市民課	
18	町丁別人口（令和５年７月末）	R5. 8. 2	市政資料室, ホームページ	市民課	
19	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年７月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年７月末まで）	R5. 8. 2	ホームページ	市民課	
20	人口のうごき（令和５年７月末現在）	R5. 8. 15	広報紙	市民課	
21	町丁別人口（令和５年８月末）	R5. 9. 4	市政資料室, ホームページ	市民課	
22	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年８月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年８月末まで）	R5. 9. 4	ホームページ	市民課	
23	人口のうごき（令和５年８月末現在）	R5. 9. 15	広報紙	市民課	
24	町丁別人口（令和５年９月末）	R5. 10. 3	市政資料室, ホームページ	市民課	
25	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年９月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年９月末まで）	R5. 10. 3	ホームページ	市民課	
26	年齢別人口	R5. 10. 4	ホームページ	市民課	
27	町丁別・年齢別登録人口集計表（外国人含む）	R5. 10. 4	市政資料室	市民課	
28	人口のうごき（令和５年９月末現在）	R5. 10. 15	広報紙	市民課	
29	町丁別人口（令和５年１０月末）	R5. 11. 2	市政資料室, ホームページ	市民課	
30	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年１０月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年１０月末まで）	R5. 11. 2	ホームページ	市民課	
31	人口のうごき（令和５年１０月末現在）	R5. 11. 15	広報紙	市民課	
32	町丁別人口（令和５年１１月末）	R5. 12. 4	市政資料室, ホームページ	市民課	
33	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年１１月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年１１月末まで）	R5. 12. 4	ホームページ	市民課	
34	人口のうごき（令和５年１１月末現在）	R5. 12. 15	広報紙	市民課	
35	町丁別人口（令和５年１２月末）	R6. 1. 5	市政資料室, ホームページ	市民課	
36	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年１２月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和５年１２月末まで）	R6. 1. 5	ホームページ	市民課	
37	人口のうごき（令和５年１２月末現在）	R6. 2. 1	広報紙	市民課	
38	町丁別人口（令和６年１月末）	R6. 2. 2	市政資料室, ホームページ	市民課	
39	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和６年１月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和６年１月末まで）	R6. 2. 2	ホームページ	市民課	
40	人口のうごき（令和６年１月末現在）	R6. 2. 15	広報紙	市民課	
41	町丁別人口（令和６年２月末）	R6. 3. 4	市政資料室, ホームページ	市民課	
42	町丁別年齢別人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和６年２月末まで）町丁別若年・生産・高齢人口エクセルデータ（平成１８年１月末から令和６年２月末まで）	R6. 3. 4	ホームページ	市民課	
43	人口のうごき（令和６年２月末現在）	R6. 3. 15	広報紙	市民課	
44	令和５年度版「市税概要」	R5. 9. 4	市政資料室, ホームページ	市民税課	
45	2023年市勢のしおり	R5. 9. 21	市政資料室, 印刷物等	情報システム課	
46	佐倉市統計書（令和４年度）	R5. 12. 27	市政資料室	情報システム課	
4:市域内の利用可能なサービス及び制度に関する情報					
1	佐倉ハーモニーホール（佐倉市民音楽ホール）主催公演予定	R5. 4. 26	広報紙, 印刷物等, ホームページ	市民音楽ホール	
2	【令和5年5月8日より】佐倉ハーモニーホールのご利用について	R5. 5. 8	ホームページ, その他, 利用予定者への案内文の発送	市民音楽ホール	
3	小林愛実ピアノ・リサイタル（2023年9月30日（土曜日）午後2時開演）	R5. 6. 1	広報紙, 印刷物等, ホームページ	市民音楽ホール	

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
4	【2023年6月】コンサートグランドピアノ3台を弾いてみよう！	R5. 6. 1	広報紙, 印刷物等, ホームページ	市民音楽ホール	
5	岡本誠司ヴァイオリン・リサイタル（2023年10月29日（日曜日）午後2時開演）	R5. 6. 15	広報紙, 印刷物等, ホームページ, その他, 市内公共施設等へのポスター掲示	市民音楽ホール	
6	森麻季&N響メンバーによる弦楽五重奏（2023年11月25日（土曜日）午後2時開演）	R5. 8. 1	広報紙, 印刷物等, ホームページ, その他, 市内施設でのポスター掲示	市民音楽ホール	
7	第30回佐倉合唱フェスティバル出演団体募集	R5. 8. 1	広報紙, 印刷物等, ホームページ	市民音楽ホール	
8	宮田大チェロ・リサイタル（2023年12月17日（日曜日）午後2時開演）	R5. 8. 15	広報紙, 印刷物等, ホームページ, その他, 市内施設でのポスター掲示	市民音楽ホール	
9	瀧本実里フルート・リサイタル（2024年1月21日（日曜日）午後2時開演）	R5. 9. 1	広報紙, 印刷物等, ホームページ, その他, 市内施設でのポスター掲示	市民音楽ホール	
10	吉田正記念オーケストラ「元氣が出る！コンサート」（2024年2月3日（土曜日）午後2時開演）	R5. 9. 15	広報紙, 印刷物等, ホームページ, その他, 市内施設でのポスター掲示	市民音楽ホール	
11	コンサートグランドピアノ3台を弾いてみよう！	R5. 12. 15	広報紙, 印刷物等, ホームページ	市民音楽ホール	
12	オーケストラで楽しむミュージカルの世界 熊谷彩春×千葉交響楽団（2024年5月26日（日曜日）午後2時開演）	R6. 2. 1	広報紙, 印刷物等, ホームページ, その他, 市内施設におけるポスター掲示	市民音楽ホール	
13	神尾真由子 3つのJ.S. バッハ 無伴奏ヴァイオリン・パルティータ（2024年6月15日（土）午後2時開演）	R6. 2. 15	広報紙, 印刷物等, ホームページ, その他, 市内施設におけるポスター掲示	市民音楽ホール	
5:予算及び決算に関する情報					
1	令和4年度佐倉市歳入歳出決算に係る主要施策の成果の説明書	R5. 8. 28	市政資料室, 印刷物等, ホームページ, 夢咲くら館	企画政策課	
2	令和４年度決算審査特別委員会資料	R5. 10. 10	市政資料室	議会事務局	
3	令和４年度決算審査特別委員会追加資料	R5. 10. 10	市政資料室	議会事務局	
4	令和６年度予算審査特別委員会資料	R6. 3. 29	市政資料室	議会事務局	
5	令和６年度予算審査特別委員会（追加資料）	R6. 3. 29	市政資料室	議会事務局	
6	令和４年度佐倉市水道事業決算書	R5. 10. 2	市政資料室, ホームページ	経営企画課	
7	令和４年度佐倉市下水道事業決算書	R5. 10. 2	市政資料室, ホームページ	経営企画課	
8	令和4年度予算の執行状況及び令和5年度予算の概要	R5. 4. 28	広報紙, 市政資料室, ホームページ	財政課	
9	令和４年度佐倉市歳入歳出決算書	R5. 8. 28	市政資料室, 印刷物等, ホームページ	財政課	
10	財政事情（令和５年１１月）	R5. 11. 1	広報紙, 市政資料室, ホームページ	財政課	
11	令和６年度佐倉市予算書（附・予算に関する説明書）	R6. 2. 26	市政資料室, 印刷物等	財政課	
12	令和４年度 補助金関係資料	R6. 3. 29	市政資料室, ホームページ	財政課	
6:重要な施設整備に関する事項					
1	PBC2305上座地先舗装復旧工事金入設計書	R5. 6. 7	市政資料室	下水道課	
2	PBC2304千成二丁目地先下水道管渠改築工事金入設計書	R5. 6. 9	市政資料室	下水道課	
3	RBD2308高崎川第2一号枝線整備実施設計業務委託	R5. 6. 16	市政資料室	下水道課	
4	PBC2309表町二丁目地先下水道管渠改築工事金入設計書	R5. 7. 6	市政資料室	下水道課	
5	CBC2307志津15号幹線管渠閉塞及び舗装復旧工事	R5. 8. 2	市政資料室	下水道課	
6	江原台一丁目地先下水道管送煙調査業務委託	R5. 9. 14	市政資料室	下水道課	
7	PBD2315東急上志津団地汚水管渠改築調査設計業務委託	R5. 9. 27	市政資料室	下水道課	
8	PBD2301表町二丁目地先下水道管路施設調査業務委託	R5. 10. 16	市政資料室	下水道課	
9	PBD2314千成二丁目地先汚水管渠改築調査設計業務委託	R5. 10. 16	市政資料室	下水道課	
10	PBD2320城地先下水道管渠改築実施設計業務委託	R5. 11. 10	市政資料室	下水道課	
11	PBC2322城地先下水道管渠布設工事	R6. 3. 6	市政資料室	下水道課	
12	PBC2323中志津五丁目地先下水道管渠改築工事	R6. 3. 8	市政資料室	下水道課	
13	PBC2318表町三丁目地先下水道管渠改築工事	R6. 3. 11	市政資料室	下水道課	
14	RBR2324上高野一号枝線家屋事後調査業務委託	R6. 3. 13	市政資料室	下水道課	
15	PBC2325千成二・三丁目地先汚水管渠取付管改築工事	R6. 3. 29	市政資料室	下水道課	
16	令和4年度 のびのび公園外2公園複合遊具設置工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
17	令和4年度 萱橋公園外周樹木伐採・植栽工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
18	令和4年度 岩名運動公園第二球場防球ネット設置業務委託の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
19	令和4年度 岩名運動公園第二球場防球ネット設置工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
20	令和4年度 佐倉城址公園ハリス像下法面復旧工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
21	令和4年度 佐倉城址公園樹林整備工事（城内町113地先）の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
22	令和4年度 佐倉城址公園樹林整備工事（城内町85番地先）の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
23	令和4年度 佐倉城址公園樹林整備設計業務委託の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
24	令和4年度 佐倉城址公園菖蒲田渡板改修工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
25	令和4年度 佐倉城址公園大手門跡広場整備工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
26	令和4年度 佐倉城址公園緑地斜面基盤整備工事（城内町126番地先）の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
27	令和4年度 城内町地先公園整備工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
28	令和4年度 千成・春路地先法面対策設計業務委託の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
29	令和4年度 大堀あかね公園外周樹木伐採・植栽工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
30	令和4年度 大堀あかね公園複合遊具設置工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
31	令和4年度 大林公園外周樹木伐採・植栽工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
32	令和4年度 中志津一号公園2公園複合遊具設置工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
33	令和4年度 白銀公園外2公園複合遊具設置工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
34	令和4年度 飯重3号公園1公園複合遊具設置工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
35	令和4年度 飯重6号公園2公園複合遊具設置工事の金入設計書	R5. 4. 13	市政資料室	公園緑地課	
36	令和５年度七井戸公園・染井野調整池広場管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
37	令和５年度臼井・千代田地区公園管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
38	令和５年度根郷地区公園管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
39	令和５年度佐倉城址公園管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
40	令和５年度佐倉地区公園管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
41	令和５年度志津地区大型公園管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
42	令和５年度志津南部地区公園管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
43	令和５年度志津北部地区公園管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
44	令和５年度西部地区緑地管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
45	令和５年度東部地区緑地管理業務委託の金入設計書	R5. 6. 14	市政資料室	公園緑地課	
46	佐倉市公園施設長寿化計画策定業務委託（宮の杜公園外14公園）の金入設計書	R6. 1. 15	市政資料室	公園緑地課	
47	佐倉市公園施設長寿化計画策定業務委託（大福寺公園外）の金入設計書	R6. 1. 15	市政資料室	公園緑地課	
48	令和5年度大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング）業務委託	R6. 1. 18	市政資料室	市街地整備課	
49	佐倉ハーモニーホール（佐倉市民音楽ホール）の設備改修工事について	R5. 12. 5	印刷物等,ホームページ	市民音楽ホール	
50	佐倉市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）	R5. 6. 29	市政資料室,ホームページ	資産経営課	
51	令和５年度排水路除草業務委託	R5. 5. 1	市政資料室	治水課	
52	令和５年度準用河川除草業務委託委	R5. 5. 1	市政資料室	治水課	
53	令和５年度西部地区調整池除草業務委託	R5. 5. 9	市政資料室	治水課	
54	令和5年度都市下水路除草業務委託	R5. 5. 31	市政資料室	治水課	
55	高崎川右・左岸ポンプ場操作盤交換工事（法務局前排水ポンプ場）	R5. 6. 2	市政資料室	治水課	
56	中志津北部調整池排水ポンプ操作盤改修工事	R5. 6. 6	市政資料室	治水課	
57	高崎川右・左岸ポンプ場ポンプ交換工事（竜灯橋仮設ポンプ1号機）	R5. 6. 6	市政資料室	治水課	
58	高崎川右・左岸ポンプ場操作盤交換工事（小沼仮設ポンプ1号機）	R5. 6. 7	市政資料室	治水課	
59	令和５年度東部地区調整池除草業務委託	R5. 6. 14	市政資料室	治水課	
60	高崎川右・左岸ポンプ場操作盤交換工事（樋之口橋排水ポンプ場）	R5. 6. 16	市政資料室	治水課	
61	畔田地先排水路測量業務委託	R5. 8. 14	市政資料室	治水課	
62	太田調整池排水ポンプ場高圧設備改修工事	R5. 8. 22	市政資料室	治水課	
63	藤治台調整池フェンス改修工事	R5. 9. 11	市政資料室	治水課	
64	鐺木仲田調整池境界杭復元測量	R5. 9. 19	市政資料室	治水課	
65	22改水-10白銀一丁目・上地地先水道管耐震化工事	R5. 4. 17	市政資料室	水道課	
66	22復旧-20鐺木町地先舗装復旧工事	R5. 4. 17	市政資料室	水道課	
67	22復旧-21六崎地先舗装復旧工事	R5. 4. 20	市政資料室	水道課	
68	22改水-08宮小路町地先水道管耐震化工事	R5. 4. 20	市政資料室	水道課	
69	22改水-09ユウカリがー丁目・二丁目地先水道管耐震化工事	R5. 4. 21	市政資料室	水道課	
70	22改水-42千成二丁目地先水道管耐震化工事	R5. 5. 15	市政資料室	水道課	
71	22復旧-16白銀三丁目地先舗装復旧工事	R5. 5. 15	市政資料室	水道課	
72	23復旧-19上志津地先舗装復旧工事	R5. 6. 15	市政資料室	水道課	
73	23営浄-52給水スポット設置工事	R5. 6. 21	市政資料室	水道課	
74	23浄修-42志津浄水場無停電電源装置及び配水ポンプ盤修繕工事	R5. 6. 21	市政資料室	水道課	
75	23復旧補-16宮小路町・城内町地先舗装復旧工事	R5. 7. 18	市政資料室	水道課	
76	23改水補-01井野・西ユウカリが丘地先水道管耐震化工事	R5. 7. 19	市政資料室	水道課	
77	23改水補-03岩名・宮前二丁目地先水道管耐震化工事	R5. 7. 26	市政資料室	水道課	
78	23原修-35水源井水位計修繕工事	R5. 7. 28	市政資料室	水道課	
79	23浄修-45志津浄水場ろ過流量計等修繕工事	R5. 8. 3	市政資料室	水道課	
80	23復旧-21石川地先舗装復旧工事	R5. 8. 7	市政資料室	水道課	
81	23改水補-02宮ノ台一丁目・二丁目地先水道管耐震化工事	R5. 8. 22	市政資料室	水道課	
82	23改水-07本町地先水道管耐震化工事	R5. 8. 28	市政資料室	水道課	
83	23復旧-20ユウカリが六丁目地先舗装復旧工事	R5. 9. 4	市政資料室	水道課	
84	23改水-06上志津地先水道管耐震化工事（2工区）	R5. 9. 11	市政資料室	水道課	
85	23復旧補-17岩名地先舗装復旧工事	R5. 10. 17	市政資料室	水道課	
86	高崎川水管橋塗装修繕工事	R5. 11. 1	市政資料室	水道課	

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
87	23改水補-04山王一丁目地先水道管耐震化工事	R5. 11. 1	市政資料室	水道課	
88	23改水-22大崎台四丁目地先舗装復旧工事	R5. 11. 2	市政資料室	水道課	
89	23復旧-23宮ノ台一丁目地先舗装復旧工事	R5. 11. 8	市政資料室	水道課	
90	23改水-10ユーカーリが丘七丁目地先水道管耐震化工事	R5. 12. 4	市政資料室	水道課	
91	23改水-13鍋木町地先水道管耐震化工事	R5. 12. 25	市政資料室	水道課	
92	23改水-12太田地先水道管耐震化工事	R5. 12. 28	市政資料室	水道課	
93	23復旧-18南臼井台地先舗装復旧工事	R6. 3. 14	市政資料室	水道課	
94	令和5年度FWD調査業務委託	R5. 12. 12	市政資料室	道路維持課	
95	令和4年度 直弥 I-35号線道路改良工事	R5. 6. 22	市政資料室	道路建設課	
96	橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託金入設計書	R5. 7. 20	市政資料室	道路建設課	
97	明神橋道路橋定期点検業務委託	R5. 7. 24	市政資料室	道路建設課	
98	小竹 I-4号線舗装補修工事	R5. 7. 26	市政資料室	道路建設課	
99	山王 I-33号線外1路線舗装補修工事	R5. 8. 17	市政資料室	道路建設課	
100	令和5年度 新町 I-24号線道路改良工事	R5. 9. 5	市政資料室	道路建設課	
101	竹入橋補修工事	R5. 9. 19	市政資料室	道路建設課	
102	内山橋補修工事	R5. 9. 28	市政資料室	道路建設課	
103	小菅橋外3橋補修設計業務委託	R5. 9. 28	市政資料室	道路建設課	
104	郷ノ台橋補修工事	R5. 10. 25	市政資料室	道路建設課	
105	城南橋補修工事	R5. 10. 27	市政資料室	道路建設課	
106	ユーカーリが丘駅北口ペDESTリアンデッキ点検業務委託	R5. 11. 14	市政資料室	道路建設課	
107	岩名 1-4 1 8 号線舗装補修工事	R5. 11. 16	市政資料室	道路建設課	
108	令和5年度 栄町 I-24号線舗装補修工事	R5. 12. 5	市政資料室	道路建設課	
109	八幡台3-188号線舗装補修工事	R5. 12. 5	市政資料室	道路建設課	
110	吉見 I-32号線1号トンネル点検及び修繕計画策定業務委託	R5. 12. 13	市政資料室	道路建設課	
111	新山橋補修工事	R5. 12. 13	市政資料室	道路建設課	
112	岩富町 I-38号線舗装補修工事	R5. 12. 13	市政資料室	道路建設課	
113	小竹 I-4号線舗装補修工事（その２）	R5. 12. 14	市政資料室	道路建設課	
114	臼井田 I-42号線交通量調査業務委託	R6. 2. 26	市政資料室	道路建設課	
8:市議会の活動状況に関する情報					
1	佐倉市議会だよりNo. 108（令和５年２月定例会号）	R5. 4. 12	市政資料室, 印刷物等, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
2	議長交際費の支出状況（令和5年4月分）	R5. 5. 1	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
3	佐倉市議会会議録（令和５年２月定例会・４月臨時会）	R5. 6. 6	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
4	請願（令和５年６月定例会）	R5. 6. 12	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
5	陳情（令和５年６月定例会）	R5. 6. 12	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
6	議長交際費の支出状況（令和5年6月分）	R5. 7. 4	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
7	発議案（令和５年６月定例会分）	R5. 7. 4	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
8	令和５年度第１回広報公聴委員会 会議録	R5. 7. 14	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
9	令和５年度第２回広報公聴委員会 会議録	R5. 7. 21	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
10	議長交際費の支出状況（令和5年7月分）	R5. 8. 1	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
11	佐倉市議会だよりNo. 109（令和５年６月定例会号）	R5. 8. 15	市政資料室, 印刷物等, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
12	佐倉市議会会議録（令和５年５月臨時会・６月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
13	会派代表者会議会議録（令和５年２月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
14	全員協議会会議録（令和５年２月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
15	議会運営委員会会議録（令和５年２月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
16	総務常任委員会会議録（令和５年２月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
17	文教福祉常任委員会会議録（令和５年２月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
18	経済環境常任委員会会議録（令和５年２月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
19	建設常任委員会会議録（令和５年２月定例会）	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
20	令和５年度 第３回 広報公聴委員会 会議録	R5. 8. 22	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
21	陳情（令和５年８月定例会）	R5. 8. 28	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
22	発議案（令和５年８月定例会、招集日分）	R5. 8. 29	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
23	政務活動費収支報告書（令和４年度分）	R5. 8. 30	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
24	議長交際費の支出状況（令和5年8月分）	R5. 9. 1	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
25	発議案（令和５年８月定例会分）	R5. 9. 26	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
26	令和５年度第４回広報公聴委員会 会議録	R5. 9. 26	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
27	令和５年度第５回広報公聴委員会 会議録	R5. 10. 24	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
28	議長交際費の支出状況（令和5年10月分）	R5. 11. 1	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
29	佐倉市議会だよりNo. 110（令和５年８月定例会号）	R5. 11. 1	市政資料室, 印刷物等, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
30	令和５年度第６回広報公聴委員会 会議録	R5. 11. 6	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
31	議会運営委員会会議録（令和５年４月臨時会、５月臨時会、６月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	
32	総務常任委員会会議録（令和５年５月臨時会、６月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室, ㊦㊧㊨㊩㊪	議会事務局	

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
33	文教福祉常任委員会会議録（令和５年５月臨時会、６月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
34	経済環境常任委員会会議録（令和５年５月臨時会、６月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
35	建設常任委員会会議録（令和５年５月臨時会、６月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
36	全員協議会会議録（令和５年４月臨時会、５月、５月臨時会、６月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
37	会派代表者会議会議録（令和５年５月臨時会、６月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
38	佐倉市議会会議録（令和５年８月定例会）	R5. 11. 14	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
39	陳情（令和５年１１月定例会）	R5. 11. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
40	令和５年度第７回広報公聴委員会 会議録	R5. 12. 1	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
41	議長交際費の支出状況（令和5年11月分）	R5. 12. 1	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
42	発議案（令和５年１１月定例会分）	R5. 12. 19	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
43	議長交際費の支出状況（令和5年12月分）	R6. 1. 4	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
44	令和５年度第８回広報公聴委員会 会議録	R6. 1. 5	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
45	令和５年度議会改革推進委員会 会議録（第１回から第５回まで）	R6. 1. 15	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
46	議長交際費の支出状況（令和6年1月分）	R6. 2. 1	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
47	佐倉市議会だよりNo. 111（令和５年11月定例会号）	R6. 2. 1	市政資料室、印刷物等、ホームページ	議会事務局	
48	令和５年度佐倉市議会意見交換会報告書	R6. 2. 16	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
49	令和５年度第９回広報公聴委員会 会議録	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
50	佐倉市議会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
51	総務常任委員会会議録（令和５年８月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
52	文教福祉常任委員会会議録（令和５年８月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
53	経済環境常任委員会会議録（令和５年８月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
54	建設常任委員会会議録（令和５年８月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
55	議会運営委員会会議録（令和５年８月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
56	懲罰特別委員会会議録	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
57	会派代表者会議会議録（令和５年８月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
58	全員協議会会議録（令和５年８月定例会）	R6. 2. 20	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
59	請願（令和６年２月定例会）	R6. 2. 26	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
60	議長交際費の支出状況（令和6年2月分）	R6. 3. 1	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
61	令和５年度第１０回広報公聴委員会 会議録	R6. 3. 7	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
62	令和５年度議会改革推進委員会 会議録（第６回）	R6. 3. 8	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
63	発議案（令和６年２月定例会分）	R6. 3. 27	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
64	会派代表者会議会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
65	全員協議会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
66	議会運営委員会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
67	総務常任委員会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
68	文教福祉常任委員会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
69	経済環境常任委員会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
70	建設常任委員会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
71	総合計画関連議案審査特別委員会会議録（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
72	総合計画関連議案審査特別委員会会議録 総務分科会（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
73	総合計画関連議案審査特別委員会会議録 文教福祉分科会（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
74	総合計画関連議案審査特別委員会会議録 経済環境分科会（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
75	総合計画関連議案審査特別委員会会議録 建設分科会（令和５年１１月定例会）	R6. 3. 29	市政資料室、ホームページ	議会事務局	
9:その他実施機関が必要と認める事項					
1	令和４年度児童虐待防止活動のまとめ	R5. 12. 15	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
2	令和４年度「佐倉の教育」	R5. 4. 25	市政資料室、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
3	令和５年度「佐倉の教育」	R5. 7. 10	ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
4	令和５年度「佐倉の教育」	R5. 7. 28	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
5	令和５・６年度佐倉市簡易修繕（営繕）工事参加者名簿	R5. 7. 3	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
6	健やかまちづくり推進委員会附属機関等委員公募結果	R5. 11. 20	市政資料室、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
7	「こうほう佐倉」４月１日号	R5. 4. 1	広報紙、市政資料室、印刷物等、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
8	ニイ好佐倉（中国語版広報紙４月号）	R5. 4. 1	市政資料室、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
9	HOLA SAKURA（スペイン語版広報紙４月号）	R5. 4. 1	市政資料室、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
10	HELLO SAKURA（英語版広報紙４月号）	R5. 4. 1	市政資料室、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
11	「こうほう佐倉」４月１５日号	R5. 4. 15	広報紙、市政資料室、印刷物等、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
12	「こうほう佐倉」５月１日号	R5. 5. 1	広報紙、市政資料室、印刷物等、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
13	HELLO SAKURA（英語版広報紙５月号）	R5. 5. 1	市政資料室、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	
14	HOLA SAKURA（スペイン語版広報紙５月号）	R5. 5. 1	市政資料室、ホームページ	その他実施機関が必要と認める情報	

令和5年度公表情報一覧

[illegible]

令和５年度公表情報一覧

番号	公表資料（情報）の名称	公表日	公表の方法	所管課等	備 考
67	こうほう佐倉3月15日号	R6. 3. 15	広報紙, 市政資料室, 印刷物等, ホームページ, 夢咲くら館	その他実施機関が必要と認める情報	
68	官報（令和４年１２月２０日～令和５年１月４日）	R5. 4. 5	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
69	官報（令和５年１月５日～令和５年１月１７日）	R5. 4. 5	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
70	官報（令和５年１月１８日～令和５年１月２８日）	R5. 4. 5	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
71	官報（令和５年１月３０日～令和５年２月１５日）	R5. 4. 5	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
72	官報（令和５年２月１６日～令和５年３月６日）	R5. 4. 5	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
73	官報（令和５年３月７日～令和５年３月２２日）	R5. 4. 5	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
74	官報（令和５年３月２３日～令和５年３月２７日）	R5. 4. 5	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
75	千葉県報（令和５年３月２８日～令和５年３月３１日）	R5. 4. 19	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
76	官報（令和５年３月２８日～令和５年３月３０日）	R5. 4. 19	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
77	官報（令和５年３月３１日）	R5. 4. 19	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
78	千葉県報（令和４年７月１５日～令和５年３月２４日）	R5. 4. 20	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
79	官報（令和５年４月１日～令和５年４月２０日）	R5. 6. 1	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
80	官報（令和５年４月２１日～令和５年５月１１日）	R5. 6. 1	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
81	官報（令和５年５月１２日～令和５年５月２６日）	R5. 6. 1	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
82	官報（令和５年５月２９日～令和５年６月１３日）	R5. 10. 10	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
83	官報（令和５年６月１４日～令和５年６月２８日）	R5. 10. 10	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
84	官報（令和５年６月２９日～令和５年７月１０日）	R5. 10. 11	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
85	官報（令和５年７月１１日～令和５年７月２７日）	R5. 10. 11	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
86	官報（令和５年７月２８日～令和５年８月１４日）	R5. 10. 12	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
87	官報（令和５年８月１５日～令和５年９月１日）	R5. 10. 12	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
88	官報（令和５年９月４日～令和５年９月２２日）	R5. 12. 22	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
89	官報（令和５年９月２５日～令和５年１０月５日）	R5. 12. 22	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
90	官報（令和５年１０月６日～令和５年１０月２０日）	R5. 12. 22	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
91	官報（令和５年１０月２３日～令和５年１１月１０日）	R5. 12. 22	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
92	官報（令和５年１１月１３日～令和５年１１月２４日）	R5. 12. 22	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
93	官報（令和５年１１月２７日～令和５年１２月１２日）	R6. 1. 10	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
94	千葉県報（令和５年４月１日～令和５年１２月２８日）	R6. 1. 10	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
95	官報（令和６年２月２６日～令和６年３月８日）	R6. 3. 13	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
96	官報（令和５年１２月１３日～令和５年１２月２５日）	R6. 3. 14	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
97	官報（令和５年１２月２６日～令和６年１月９日）	R6. 3. 14	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
98	官報（令和６年１月１０日～令和６年１月２２日）	R6. 3. 14	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
99	官報（令和６年１月２３日～令和６年１月３１日）	R6. 3. 14	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
100	官報（令和６年２月１日～令和６年２月２２日）	R6. 3. 14	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
101	2023指標で知る千葉県－千葉県統計指標－	R5. 7. 21	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
102	千葉県勢要覧 令和４年版	R5. 7. 21	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
103	統計でみる市区町村のすがた2023	R5. 7. 21	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
104	明日への統計２０２３	R5. 8. 24	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
105	2023県勢のしおり No. 103	R5. 9. 21	市政資料室, 印刷物等	その他実施機関が必要と認める情報	
106	2024県勢のしおり No. 104	R6. 2. 15	市政資料室, 印刷物等	その他実施機関が必要と認める情報	
107	社会生活統計指標 一都道府県の指標－ ２０２４	R6. 3. 26	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
108	統計でみる都道府県のすがた ２０２４	R6. 3. 26	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
109	佐倉市職員名簿 令和５年４月	R5. 4. 14	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
110	令和５年地価公示	R5. 4. 25	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
111	佐倉市地域公共交通計画基礎調査業務委託の金入設計書	R5. 5. 15	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	
112	令和５年千葉県地価調査	R5. 10. 19	市政資料室	その他実施機関が必要と認める情報	

佐 倉 市 の 個 人 情 報 保 護

令和5年度 個人情報保護制度運用状況報告書

佐倉市総務部行政管理課

目 次

1	保有個人情報取扱事務の届出等について	2
1－1	保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳	2
1－2	保有個人情報取扱事務の届出事項	2
1－3	保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について	3
1－4	保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について	3
2	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況	3
2－1	開示請求の件数及びその処理状況	3
2－2	訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況	3
3	情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等	4

1 保有個人情報取扱事務の届出等について

保有個人情報取扱事務総数は、682件です。(令和6年3月31日現在)

1-1 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳

(単位：件)

実施機関の名称	部の名称等	取扱事務数
市長	企画政策部	27
	総務部	13
	財政部	15
	市民部	66
	福祉部	123
	こども支援部	63
	健康推進部	45
	産業振興部	27
	環境部	29
	土木部	34
	都市部	72
	危機管理部	11
	資産経営部	8
	会計課	3
上下水道事業管理者	上下水道部	30
議会	議会事務局	4
監査委員	監査委員事務局	1
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	11
農業委員会	農業委員会事務局	9
教育委員会	教育部	92
個人情報取扱事務総数		683

1-2 保有個人情報取扱事務の届出事項

(単位：件)

内 容	説 明	取扱事務数	割 合
保有個人情報の記録項目	戸籍的事項	681	99.7%
	家庭状況	240	35.1%
	社会生活	402	58.9%
	要配慮個人情報	114	16.7%
	信条・身分	1	0.1%
	社会的差別原因	0	0.0%
	その他	182	26.6%

本人以外からの収集		2 2 8	3 3. 4%
経常的な目的外利用		3 2	4. 7%
経常的な外部提供		1 8 8	2 7. 5%
委託の状況		1 6 0	2 3. 4%
電子計算機処理		2 5 8	3 7. 8%

1－3 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、49件です。

なお、経常的な目的外利用として届け出られているものを除きます。

1－4 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は337件です。主な外部提供先は、警察署（152件）となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会に基づき提供したものです。

なお、経常的な外部提供として届け出られているものを除きます。

(参考)

介護保険課では要介護認定等資料提供要領に基づき、要介護認定等資料の提供を行っています。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに介護保険課が行った資料提供の件数は19件です。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況

2－1 開示請求の件数及びその処理状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、延べ24人の方から開示請求があり、これらの請求に対して実施機関が行った全部開示・部分開示等の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

請求 件数	公文書 件数	決定区分等							未 決 定
		開示：3 1		不開示：4				取下げ	
		全部 開示	部分 開示	1 6 条 各号	存否応 答拒否	不存在	却下		
2 8	3 5	1 4	1 7	0	0	4	0	0	0

2－2 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護委員会に対する相談・苦情の申出等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、情報公開・個人情報保護委員会に対する相談・苦情の申出等は、ありませんでした。

佐倉市の個人情報保護

令和5年度個人情報保護制度運用状況報告書（資料編）

佐倉市総務部行政管理課

令和5年度開示請求等の処理状況等（一覧）

受付 番号	公文 書	請求 年月日	請求 区分	請求された保有個人情報の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		備考
						決定日	決定内容	
1	1	R5. 4. 28	開示	令和5年2月8日付 住民票印鑑登録証明書等交付請求書 令和5年2月16日付 住民票印鑑登録証明書等交付請求書	市民課	R5. 5. 15	部分開示	
	2	R5. 4. 28	開示	令和5年1月4日から2月28日までの戸籍に関する証明等交付請求書	市民課	R5. 5. 15	不開示	文書不存在
	3	R5. 4. 28	開示	令和5年2月8日付 課税（所得）・非課税証明書、納税証明書申請書及び委任状 令和5年2月27日付 課税（所得）・非課税証明書、納税証明書申請書及び委任状	市民税課	R5. 5. 10	部分開示	
2	4	R5. 6. 2	開示	「令和3年度市政へのご意見」 （受付番号660、661、666、703、811、941、943、1051） 「令和4年度市政へのご意見」 （受付番号113、154、352、354、383、401、403、404、584、610、749、819、857） 「令和5年度市政へのご意見」 （受付番号10、168）	秘書課	R5. 6. 13	全部開示	
3	5	R5. 6. 12	開示	令和5年度給与支払報告書（支払者 ●●●●●●●●） 令和4年度給与支払報告書（支払者 ●●●●●●●●） 令和4年度給与支払報告書（支払者 ●●●●●●●●）	市民税課	R5. 6. 20	全部開示	
4	6	R5. 6. 23	開示	①令和2年12月27日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和2年12月27日交付） ②令和3年1月18日付戸籍・住民票の交付についての公用申請 （令和3年1月25日交付）	市民課	R5. 7. 7	全部開示	
	7		開示	③令和3年1月21日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和3年1月21日交付） ④令和5年4月4日付戸籍謄本の写し等職務上請求書 （令和5年4月12日交付） ⑤令和5年5月30日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和5年5月30日交付）	市民課		部分開示	
5	8	R5. 7. 3	開示	家屋課税台帳（●●●●●●●、●●●●●●●●●●）	資産税課	R5. 7. 11	全部開示	
6	9	R5. 7. 12	開示	佐倉市●●●●●●●●●● 上記の平成11年度から平成22年度までの評価額の算出に係る資料 平成23年度から令和5年度までの固定資産税評価額・課税標準額の算出に係る資料 家屋の基準年度別の推移が分かる書類	資産税課	R5. 7. 26	全部開示	
	10		開示	佐倉市●●●●●●●●●● 上記の家屋の評価額の算出に係る資料			部分開示	
7	11	R5. 7. 13	開示	●●●●氏の診療報酬明細書 ●●●●●●●●●●●●●●●●に係る令和5年3月及び4月の診療報酬明細書	健康保険課	R5. 8. 10	全部開示	
8	12	R5. 7. 24	開示	評価分割線、地番、航空写真の重ね図（●●●●●●●●●●●●）	資産税課	R5. 8. 4	部分開示	
9	13	R5. 8. 3	開示	家屋課税台帳（●●●●●●●●）	資産税課	R5. 8. 10	全部開示	
10	14	R5. 8. 23	開示	●●●●氏によるこども家庭課への相談記録 （「●●●●」「●●●●」経過記録票 令和5年7月22日～令和5年8月22日）	こども家庭課	R5. 8. 30	部分開示	
11	15	R5. 9. 7	開示	●●●●氏によるこども家庭課への相談記録のすべて （「●●●●」「●●●●」経過記録表）	こども家庭課	R5. 9. 20	部分開示	
12	16	R5. 9. 7	開示	●●●●氏に関する相談記録 （妊娠から出産、育児までの一連の支援を行うため、子の相談や検診情報も含む）	母子保健課	R5. 9. 20	部分開示	
13	17	R5. 10. 12	開示	個人番号カード返納届・電子証明書失効申請書	市民課	R5. 10. 23	全部開示	
14	18	R5. 10. 19	開示	「課税（所得）・非課税証明書、納税証明書交付申請書」 （令和4年4月1日から令和5年10月19日まで）	債権管理課	R5. 11. 11	不開示	文書不存在
15	19	R5. 10. 19	開示	・印鑑に関する申請書 ・印鑑登録証明書等交付申請書	市民課	R5. 10. 27	不開示	文書不存在
16	20	R5. 10. 24	開示	公益通報（令和元年11月16日）以降の請求人にかかる決裁等の文書一式	人事課	R6. 12. 21	部分開示	
	21	R5. 10. 24		公平委員会措置要求①令和3年3月14日②令和3年10月6日に関する文書一式		R6. 12. 21	部分開示	
	22	R5. 10. 24		訴訟①令和3年（行ウ）第8号②令和5年（行コ）第13号未払給与請求）に関する文書一式		R6. 12. 21	部分開示	

令和5年度開示請求等の処理状況等（一覧）

受付 番号	公文 書	請求 年月日	請求 区分	請求された保有個人情報の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		備考
						決定日	決定内容	
17	23	R5. 10. 24	開示	公益通報以降の請求人に係る文書一式 公平委員会に対する措置要求に係る文書一式 訴訟に関する文書一式	行政管理課	R5. 10. 30	不開示	文書不存在
18	24	R5. 10. 27	開示	●●●●氏による子ども家庭課への相談記録 （「●●●●」経過記録票 令和5年9月27日～令和5年10月23日）	子ども家庭課	R5. 11. 20	部分開示	
19	25	R5. 10. 25	開示	いじめ重大事態に係る経過報告	指導課（上志津小学校）	R5. 11. 17	全部開示	
	26	R5. 10. 25	開示	いじめに関わる情報があった時の緊急会議 アンケート集約及び聞き取り調査より（面談記録） 電話記録	指導課（上志津小学校）	R5. 11. 17	部分開示	
20	27	R5. 11. 6	開示	評価分割線、地番、航空写真の重ね図（●●●●●●●●）	資産税課	R5. 11. 15	全部開示	
21	28	R5. 11. 9	開示	通所介護事業所●●●●●●●●●●●●●●●●から提出があった 令和5年10月13日発生の●●●●●氏の事故報告書	介護保険課	R5. 11. 20	部分開示	
22	29	R5. 11. 30	開示	フリガナ変更の住民異動届（令和5年11月26日届出）	市民課	R5. 12. 5	全部開示	
23	30	R5. 12. 7	開示	①令和2年6月25日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和2年6月25日交付） ②令和3年2月2日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和3年2月2日交付） ③令和4年2月1日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和4年2月1日交付） ④令和4年7月26日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和4年7月26日交付） ⑤令和4年9月8日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和4年9月8日交付） ⑥令和4年10月12日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和4年10月12日交付） ⑦令和4年11月22日付戸籍に関する証明書等交付請求書 （令和4年11月22日交付）	市民課	R5. 12. 20	部分開示	
24	31	R5. 12. 21	開示	2022年1月1日から3月31日までの出退勤打刻記録	経営企画課	R5. 12. 28	全部開示	
25	32	R5. 12. 22	開示	令和5年4月7日付住民票の写し等職務上請求書と送付用封筒 （令和5年4月14日交付）	市民課	R5. 12. 28	部分開示	
26	33	R6. 1. 11	開示	（●●●●●●）●●●●●●様の令和3年7月診療分以降全ての診 療報酬明細書（●●●●●●●●・●●●●●●●●分は除く）	健康保険課	R6. 2. 7	全部開示	
27	34	R6. 2. 29	開示	令和6年2月22日付佐教指第1563号「いじめ重大事態の調査結 果に係る報告書」	指導課	R6. 3. 11	部分開示	
28	35	R6. 3. 22	開示	令和5年度給与支払報告書（支払者：●●●●●●●●●●）	市民税課	R6. 3. 29	全部開示	

令和5年度 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について（一般）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	目的外利用をした保有個人情報	実施機関	目的外利用した 所属	適用条項	根拠法令
1	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
2	介護報酬審査請求事務	介護保険サービス利用者負担額、利用介護保険サービス、利用介護保険事業所番号、高額介護サービス費(年間負担上限)の該当有無	市長 (介護保険課)	障害福祉課	第69条第2項第2号	
3	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
4	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
5	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	第69条第2項第2号	
6	生活保護法に基づく援護措置事務	特定の生活保護受給者の親族に関する情報(親族の氏名、住所、連絡先など)	市長 (社会福祉課)	市民税課	法令に基づく場合	地方税法第20条の11
7	要支援・要介護認定審査会事務、介護給付費用適正化事業	要介護認定区分3、4又は5に該当する者の情報(個人コード、氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別、郵便番号、大字名称、現住所番、方番)在宅者以外を除く可能な情報(介護給付データ)	市長 (介護保険課)	社会福祉課	法令に基づく場合	災害対策基本法第49条の10第3項
8	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
9	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
10	避難行動要支援者名簿作成事務	個人コード、氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別、郵便番号、大字名称、現住所番、方番	市長 (障害福祉課)	社会福祉課	法令に基づく場合	災害対策基本法第49条の10第3項
11	給水装置工事に関する事務	給水装置設置場所、申込者、検査日	上下水道事業管理者 (水道課)	資産税課	法令に基づく場合	地方税法第20条の11
12	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
13	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
14	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
15	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
16	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
17	生活保護法に基づく援護措置事務	特定の生活保護受給者の財産に関する情報(収入、生活費・医療費などの定期支出、負債、貯金、所持する口座など)	市長 (社会福祉課)	高齢者福祉課	第69条第2項第2号	老人福祉法第5条の4第2項
18	生活保護法に基づく援護措置事務	特定の生活保護申請者の親族に関する情報(親族の戸籍謄本、戸籍謄本、改正原戸籍など)	市長 (社会福祉課)	高齢者福祉課	第69条第2項第2号	老人福祉法第5条の4第2項
19	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
20	介護報酬審査請求事務	被保険者住所、入所している施設名、申請代行者等の氏名、住所、居所、電話番号	市長 (介護保険課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
21	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
22	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
23	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	第69条第2項第2号	
24	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	第69条第2項第2号	
25	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	第69条第2項第2号	
26	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
27	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
28	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
29	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
30	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	第69条第2項第2号	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
31	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
32	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	法令に基づく場合	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
33	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
34	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	市民税課	法令に基づく場合	地方税法第20条の11
35	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	第69条第2項第2号	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
36	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
37	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	第69条第2項第2号	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
38	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	債権管理課	法令に基づく場合	地方税法第20条の11
39	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
40	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
41	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	第69条第2項第2号	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
42	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
43	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	第69条第2項第2号	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
44	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	第69条第2項第2号	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
45	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	こども家庭課	法令に基づく場合	児童虐待の防止等に関する法律第13条の4
46	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条
47	生活保護法に基づく援護措置事務	特定の生活保護者の親族に関する情報(親族関係図、親族の戸籍謄本、戸籍の附票、改製原戸籍など)	市長 (社会福祉課)	高齢者福祉課	第69条第2項第2号	老人福祉法第5条の4第2項
48	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	住宅課	第69条第2項第2号	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
49	公金収納事務	水道契約情報	上下水道事業管理者 (経営企画課)	社会福祉課	法令に基づく場合	生活保護法第29条

令和４年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
1	印鑑登録事務	印鑑登録証の登録状況	市長 (市民課)	警察署	法令に基づく場合	遺失物法第12条	R5.12.15
2	国民健康保険税の賦課事務	令和5年度 国民健康保険税賦課状況について	市長 (健康保険課)	青森県青森市	法令に基づく場合	生活保護法第29条	R6.3.18
3	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療報酬明細書の写し(氏名、生年月日、被保険者番号、医療機関受診履歴)	市長 (健康保険課)	千葉県	第69条第2項第3号	国民健康保険法第41条第1項	R6.3.22
4	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給内容の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	佐倉区検察庁	法令に基づく場合	刑事訴訟法第508条第2項	R6.3.26
5	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による保佐開始(代理権付与)審判請求に係る申立書類一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第69条第2項第4号	成年後見制度の促進に関する法律第8条	R6.3.12
6	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	千葉県出納局	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.3.21
7	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	法令に基づく場合	国税徴収法第141条	R6.3.14
8	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.3.15
9	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による後見開始審判請求に係る申立書類一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第69条第2項第4号	成年後見制度の促進に関する法律第8条	R6.1.17
10	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による補助開始審判請求に係る申立書類一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第69条第2項第4号	成年後見制度の促進に関する法律第8条	R5.10.5
11	総合相談支援業務	「●●●●●(●●●●●年●月●日生)」に関する対応記録(令和4年12月5日～令和5年9月11日)	市長 (高齢者福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.14
12	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.3.7
13	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	世田谷都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.3.6
14	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.2.27
15	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.2.22
16	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.2.22
17	新型コロナウイルスワクチン接種事務	新型コロナウイルスワクチン接種状況	市長 (健康推進課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.2.14
18	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について・コロナワクチン接種に関する情報	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.2.9
19	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.31
20	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.1.31
21	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.19
22	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市宮前3丁目4番1地先(京成佐倉駅北口ロータリー・ミレシオン前)の令和6年1月27日午後2時30分から同日午後3時15分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.2.1
23	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.1.29
24	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.1.29
25	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.1.17
26	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R6.1.25
27	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市米町15番2地先(京成佐倉駅南口ロータリー交差点①、②)、佐倉市白銀1丁目4番地先(白銀交差点)、佐倉市本町81地先(本町交差点)、佐倉市館野756-3地先(車かえの丘入口三差路(佐倉印西線))の令和6年1月18日午前2時45分から同日午前3時45分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.23
28	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.23
29	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市岩倉6-5地先(QVC前十字路口(国道51号線付近))の令和6年1月18日午前2時30分から同日午前3時30分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.22
30	国民健康保険証の使用履歴について	国民健康保険証の使用履歴及び加入状況について	市長 (健康保険課)	警視庁公安部	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.19
31	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.19
32	新型コロナウイルスワクチン接種事務	新型コロナウイルスワクチン接種状況	市長 (健康推進課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.15
33	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	東京都目黒区	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R6.1.12
34	新型コロナウイルスワクチン接種事務	新型コロナウイルスワクチン接種状況	市長 (健康推進課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.28
35	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.19
36	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R6.1.19
37	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護の受給内容及び有無	市長 (社会福祉課)	北海道札幌市	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.1.18
38	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.1.12
39	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R6.1.12
40	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市生谷1304番地先(生谷交差点)の令和5年12月26日午後4時30分から同日午後5時30分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.12
41	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市中志津2丁目33番2地先(中志津交差点)及び佐倉市日井田1006番2地先(県道千葉日井田西線日井田五差路)の令和5年12月22日午前1時40分から同日午前2時40分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.11
42	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.11
43	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.11
44	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.10
45	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.10
46	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市稲荷台1丁目8番地先(京成日井駅北口 ロータリー)令和5年12月18日午前0時00分から同日午前4時00分までの映像閲覧	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R6.1.5
47	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	公安委員会	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.9

令和４年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
48	要介護認定事務	(1)介護認定調査票(写)(2)要介護認定・要支援認定等結果通知書(写)	市長 (介護保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.28
49	要保護者転出通知書	①被保護者台帳 ②開始時・直近の決定調書 ③ケース記録、扶養義務者関係図 ④転居先の契約書等(転居費用)⑤銀行・保険の調査結果一覧表 ⑥扶養義務者台帳(調査結果一覧) ⑦戸籍のコピー ⑧法78条返還金決裁資料	市長 (社会福祉課)	柏市福祉事務所	第69条第2項第3号	生活保護法第29条	R5.11.29
50	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.28
51	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	労働基準監督署	法令に基づく場合	労働者災害補償保険法第49条の3	R5.12.1
52	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.26
53	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	墨田都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.12.26
54	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の内容	市長 (社会福祉課)	佐倉区検察庁	法令に基づく場合	刑事訴訟法第508条第2項	R5.12.25
55	自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成臼井駅南口自転車駐車場防犯カメラ録画映像(ビデオカメラ録画映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.21
56	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市石川551番1地先(山王入口交差点)の令和5年12月7日午前0時30分から同日午前7時00分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.20
57	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市臼井田1006番2地先(県道千葉臼井印西線臼井田五差路)の令和5年12月13日午後11時00分から令和5年12月14日午前0時15分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.20
58	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.19
59	市税等収納管理事務	対象者の滞納整理状況	市長 (債権管理課)	出入国在留管理局	法令に基づく場合	出入国管理及び難民認定法第28条の2項	R5.10.6
60	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市西志津1丁目7番地8地先(西志津ふれあいセンター前交差点(上))及び佐倉市西志津4丁目15番地2地先(南志津公園前交差点(上)・(下))の令和5年11月30日午後1時00分から同日午後2時00分まで及び同日午後5時30分から同日午後6時30分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.6
61	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.12.6
62	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.12.4
63	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	佐倉区検察庁	法令に基づく場合	刑事訴訟法第508条第2項	R5.12.5
64	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.12.1
65	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.28
66	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.12.4
67	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.29
68	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市生谷1304番地先(生谷交差点)の令和5年11月22日午後8時00分から同日午後8時40分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.30
69	国民健康保険資格喪失事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	東京都江戸川区	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R5.11.29
70	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.11.28
71	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1386-22地先(井野(志津中学校近くの五叉路)(下))及び佐倉市井野1387-1地先(志津中学校近くの五叉路)の令和5年11月21日午後6時から同日午後7時までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.24
72	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び受給期間	市長 (社会福祉課)	群馬県吾妻郡鳩恋村	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.11.18
73	要介護認定事務	要介護申請日、同申請者、要介護認定日、要介護度、要介護と認定した理由、その他参考事項(入居施設、本人の言動等)	市長 (介護保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.17
74	総合相談支援業務	「●●●●」の支援経過、要介護認定情報、親族関係	市長 (高齢者福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.17
75	街頭防犯カメラ運用に係る事務	①佐倉市表町3丁目12番1地先(JR佐倉駅北ロータリー出口交差点)②佐倉市寺崎1丁目7-3地先(寺崎陸橋北側十字路(佐倉停車場千代田線))①令和5年11月8日午前9時15分から9時45分まで②令和5年11月8日午前9時40分から10時10分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.16
76	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.11.13
77	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	税務署	法令に基づく場合	国税徴収法第146条の2	R5.11.10
78	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	出入国在留管理局	法令に基づく場合	出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項	R5.11.10
79	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	税務署	法令に基づく場合	国税徴収法第146条の2	R5.11.10
80	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.11.7
81	一般廃棄物処分業・収集運搬業の許可業務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による指導業務	一般廃棄物処分業の許可の有無一般廃棄物収集運搬業の許可の有無廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による指導の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.14
82	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市西志津1丁目7番地8地先(西志津ふれあいセンター前交差点(上))及び佐倉市西ユウカリが丘3丁目1番地先の令和5年10月27日午前0時から同日午前0時30分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.13
83	総合相談支援業務	「●●」及び「●●●」の支援経過、要介護認定情報、サービス利用情報	市長 (高齢者福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.10
84	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市寺崎1丁目7-3地先(寺崎陸橋北側十字路(佐倉停車場千代田線))の令和5年11月2日午後2時25分から午後2時30分まで映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.10
85	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市生谷1304番地先(生谷交差点)の令和5年11月8日午後1時から11月9日午前0時20分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.10
86	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.10

令和４年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
87	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1560－6地先(井野(上高野入口バス停付近)(上))の令和5年9月27日午後6時30分から同日午後7時までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.29
88	戸籍関係事務	追完届受理撤回にかかる内容について	市長 (市民課)	フィリピン共和国大使館、 船橋市	第69条第2項第4号		R5.11.10
89	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	千葉県市原市	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R5.11.8
90	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.11.7
91	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	大阪府泉南府税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.11.8
92	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	東京都江東区	第69条第2項第3号	国税徴収法第141条	R5.11.2
93	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.10.31
94	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.24
95	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.23
96	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.23
97	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.23
98	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	千葉地方裁判所佐倉支部	法令に基づく場合	民事執行法第206条1項	R5.10.27
99	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.27
100	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	法令に基づく場合	国税通則法第74条の2	R5.10.23
101	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.10.23
102	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.10.23
103	印鑑登録事務	印鑑登録証の登録状況	市長 (市民課)	警察署	法令に基づく場合	遺失物法第12条	R5.10.18
104	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.10.26
105	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による後見開始審判請求に係る申立書類一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第69条第2項第4号	成年後見制度の促進に関する法律第8条	R5.10.18
106	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.12
107	戸籍謄本(除籍謄本)交付事務	戸籍謄本の申請状況	市長 (市民課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.11
108	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.10
109	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.10.18
110	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.19
111	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.19
112	自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成臼井駅南口自転車駐車場防犯カメラ録面映像(ビデオカメラ録面映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.12
113	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.16
114	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.11
115	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	広島県庄原市	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R5.10.5
116	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.4
117	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口 事務	精神障害者保健福祉手帳申請書の写し・診断書の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.29
118	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.20
119	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.26
120	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.10.3
121	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.29
122	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による後見開始審判請求に係る申立書類一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第69条第2項第4号	成年後見制度の促進に関する法律第8条	R5.9.28
123	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	兵庫県神戸市	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.9.28
124	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険証の使用履歴について	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.18
125	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市寺崎北1丁目7－3地先(寺崎陸橋北側十字路(佐倉停車場千代田線))の令和5年9月23日午前3時から同日午前6時までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.25
126	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.19
127	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療年月日、診療区分、医療機関名、所在地	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.10
128	母子健康手帳交付事務、利用者支援 事業相談支援事務	妊娠届出書、ケース連絡票	市長 (母子保健課)	千葉市	法令に基づく場合	児童福祉法第21条の10の5の 第1項	R5.6.7
129	利用者支援事業相談支援事務、定期予 防接種事務、新生児・こどもには赤ちゃん・妊産婦訪問事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (母子保健課)	千葉市	第69条第2項第1号		R5.6.1
130	利用者支援事業相談支援事務、妊娠届 け出・母子健康手帳交付事務	ケース連絡票	市長 (母子保健課)	千葉市	第69条第2項第1号		R5.6.1
131	利用者支援事業相談支援事務、定期予 防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (母子保健課)	千葉県印旛郡酒々井町	法令に基づく場合	児童福祉法第21条の10の5第1項	R5.5.8
132	利用者支援事業相談支援事務、母子健 康手帳交付事務	ケース連絡票、妊娠届出及び妊婦さんへのアンケート	市長 (母子保健課)	八千代市	第69条第2項第1号		R5.6.21
133	利用者支援事業相談支援事務、定期予 防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (母子保健課)	岡山県岡山市	第69条第2項第1号		R5.5.10
134	利用者支援事業相談支援事務、定期予 防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (母子保健課)	鹿児島県大島郡与論町	第69条第2項第1号		R5.6.21
135	新生児・こどもには赤ちゃん・妊産婦訪 問指導事務	産婦・新生児訪問指導記録、EPDS等	市長 (母子保健課)	松戸市	第69条第2項第1号		R5.5.8
136	利用者支援事業相談支援事務、定期予 防接種事務	妊娠届出書、妊婦さんへのアンケート	市長 (母子保健課)	船橋市	第69条第2項第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R5.6.7

令和４年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
137	利用者支援事業相談支援事務、定期予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (母子保健課)	茨城県つくば市	法令に基づく場合	児童福祉法第21条の10の5第1項	R5.6.20
138	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	国税局	法令に基づく場合	国税徴収法第146条の2	R5.9.21
139	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	法令に基づく場合	国税徴収法第146条の2	R5.9.4
140	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	柏市	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.9.4
141	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	法令に基づく場合	国税徴収法第146条の2	R5.8.31
142	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.17
143	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.22
144	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.15
145	市税等収納管理事務	滞納者の家族の住民票	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.15
146	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.13
147	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.13
148	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.9.12
149	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.9.11
150	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	千葉地方裁判所佐倉支部	法令に基づく場合	民事執行法第206条1項	R5.9.12
151	個人市民税課税状況等	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.9.12
152	個人市民税課税状況等	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.9.12
153	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.7
154	違反建築物等に対する措置に関する事務(違反建築に係る指導及び処分)	違反建築物の建築主、施工者及び設計者の氏名、住所、電話番号、免許・資格、図面	市長 (建築指導課)	国土交通省	第69条第2項第3号	平成18年5月11日付国住指第541号 技術的助言	R5.9.6
155	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.5
156	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.5
157	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.5
158	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.9.5
159	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.9.5
160	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.5
161	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都足立都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.9.5
162	一般廃棄物処分業・収集運搬業の許可業務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による指導業務	一般廃棄物処分業の許可の有無一般廃棄物収集運搬業の許可の有無廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による指導の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.9.5
163	市税等収納管理事務	個人住民税徴収引継ぎ対象者の収納状況	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.9.4
164	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.31
165	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.23
166	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	国土交通省自動車局	法令に基づく場合	民事執行法第18条第3項	R5.8.30
167	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.29
168	個人市民税課税状況等	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.8.29
169	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都江東都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.8.29
170	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都江東都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.8.29
171	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.23
172	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.23
173	新型コロナウイルスワクチン接種事務	新型コロナウイルスワクチン接種状況	市長 (健康推進課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.10
174	自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成臼井駅南口自転車駐車場防犯カメラ録画映像(ビデオカメラ録画映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.22
175	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.22
176	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.22
177	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.17
178	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.17
179	自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成佐倉駅北口水路自転車駐車場防犯カメラ録画映像(ビデオカメラ録画映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.14
180	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.3
181	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入の有無	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.18
182	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.17
183	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.10
184	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.10
185	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.10
186	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書・領収書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.9
187	一般廃棄物処分業・収集運搬業の許可業務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による指導業務	一般廃棄物処分業の許可の有無一般廃棄物収集運搬業の許可の有無廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による指導の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.9

令和４年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
188	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.8
189	市税等収納管理事務	滞納者の預金口座情報・市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.8
190	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.8.3
191	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給者の介護扶助に関する訪問調査表、審査会資料(結果報告)、主治医意見書	市長 (社会福祉課)	社会福祉法人 生活クラブ風の村ケアプランセンター	第69条第2項第3号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	R5.6.2
192	市税等収納管理事務	個人住民税徴収引継ぎ対象者の収納状況	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.3
193	家庭児童相談事業事務	「●●●●」への支援経過(概要)	市長 (こども家庭課)	訪問看護ステーションるりから	第69条第2項第1号		R5.8.4
194	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書・領収書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.2
195	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書・軽自動車税車両情報	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.8.1
196	違反建築物等に対する措置に関する事務(違反建築に係る指導及び処分)	違反建築物の建築主、施工者及び設計者の氏名、住所、電話番号、免許・資格、図面	市長 (建築指導課)	千葉県	第69条第2項第3号	違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表の在り方について(技術的助言)	R5.7.28
197	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.28
198	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都新宿都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.28
199	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都立川都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.28
200	自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成臼井駅南口自転車駐車場防犯カメラ録面映像(ビデオカメラ録面映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.28
201	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.27
202	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.26
203	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税関	法令に基づく場合	関税法第119条第2項	R5.7.26
204	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.24
205	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京税関成田税関支署	法令に基づく場合	関税法第119条第2項	R5.7.28
206	国民健康保険税の賦課事務	令和5年度 国民健康保険税賦課台帳	市長 (健康保険課)	千葉県匝瑳市	法令に基づく場合	生活保護法第29条	R5.7.27
207	生徒指導助言事務	生徒指導に関する対応記録	教育委員会 (指導課)	警察署	法令に基づく場合	少年法第6条の4第3項	R5.7.27
208	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.20
209	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.20
210	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.25
211	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.24
212	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.21
213	各種証明書交付事務	住民票の写しの交付請求書及び委任状	市長 (市民課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.21
214	各種証明書交付事務	住民票の申請状況	市長 (市民課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.18
215	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立書類一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第69条第2項第4号	成年後見制度の促進に関する法律第8条	R5.7.6
216	生活保護法に基づく援護措置事務	当市における対象者の生活保護受給状況	市長 (社会福祉課)	市川市	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.19
217	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による後見開始審判請求に係る申立書類一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第69条第2項第4号	成年後見制度の促進に関する法律第8条	R5.7.14
218	消費生活相談事務	相談者氏名、性別、住所、連絡先、相談内容、添付資料	市長 (消費生活支援センター)	警視庁	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.19
219	一般廃棄物処分業・収集運搬業の許可 業務	一般廃棄物処分業の許可の有無一般廃棄物収集運搬業の許可の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.20
220	市税等収納管理事務	滞納者の除籍謄本・戸籍の附票	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.19
221	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.19
222	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	宮城県仙台南県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.19
223	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	広島県広島市	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.19
224	生活保護法に基づく援護措置事務	要保護者転出通知書及びケース記録等の送付について	市長 (社会福祉課)	千葉市緑区福祉事務所	法令に基づく場合	生活保護法第29条	R5.7.19
225	生活保護法に基づく援護措置事務	保護決定調書及びケース記録等の送付について	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.19
226	心身障害者児手帳交付事務(心身障害者)	療育手帳の取得情報	市長 (障害福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.18
227	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都北都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.18
228	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都墨田都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.18
229	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都中央都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.7.18
230	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.13
231	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税関	法令に基づく場合	関税法第119条第2項	R5.7.11
232	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.11
233	市税等収納管理事務	滞納者の滞納明細・領収書の写し	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.10
234	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市西志津1丁目7番地8地先(西志津ふれあいセンター前交差点(上、下))の令和5年7月4日午前0時30分から同日午前3時までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.7
235	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.7
236	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市宮前3丁目4番1地先(京成佐倉駅北ロータリー・ミレシオン前)の令和5年7月3日午前5時10分から同日午前5時49分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.7

令和４年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
237	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.5
238	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.20
239	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	税務署	法令に基づく場合	国税通則法第74条の12第1項	R5.7.6
240	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.3
241	生活保護法に基づく援護措置事務	保護決定調書及びケース記録等について	市長 (社会福祉課)	千葉市緑保健福祉センター	法令に基づく場合	生活保護法第29条	R5.7.3
242	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1560番地6地先(井野(上高野入口バス停 付近)(上))令和5年6月24日午後5時から同年6月26 日午前6時までの映像閲覧	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.5
243	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市岩富6番地5地先(QVC前十字路口(国道51号線 付近))の令和5年7月2日午前1時15分から午前1時4 5分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.7.4
244	市税等収納管理事務	滞納者の住民票	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.3
245	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.3
246	市税等収納管理事務	滞納者の収納状況	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.7.3
247	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書・領収書の写し・口座取引明細	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.30
248	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	千葉市西部市税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.6.30
249	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	香取市福祉事務所	法令に基づく場合	生活保護法第29条	R5.6.29
250	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.29
251	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.28
252	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.22
253	市税等収納管理事務	滞納者宅の航空写真と地番図の重ね図	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.16
254	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書・領収書の写し	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.13
255	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書・領収書の写し	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.12
256	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書・領収書の写し	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.2
257	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.5.31
258	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.5.30
259	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.5.26
260	国民健康保険資格喪失事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	福島県郡山市	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R5.6.29
261	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1387番1地先(井野(志津中学校近くの五 差路))令和5年6月19日午後1時30分から午後2時3 0分までの映像閲覧	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.23
262	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.22
263	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.22
264	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の使用者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通法第51条の5第2項	R5.6.20
265	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.16
266	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.6.13
267	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.6.12
268	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.6.9
269	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.9
270	市税等収納管理事務	徴収引継書一覧表	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.9
271	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.14
272	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.31
273	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.13
274	自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成臼井駅南口自転車駐車場防犯カメラ録面映像(ビ デオカメラ録面映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.8
275	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(郵送)	市長 (市民税課)	東京都港都税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.6.12
276	生活保護法に基づく援護措置事務	保護決定調書、ケース記録等について	市長 (社会福祉課)	熊谷市福祉事務所	法令に基づく場合	生活保護法第29条	R5.6.8
277	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給状況	市長 (社会福祉課)	八街市	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.6.6
278	市税等収納管理事務	滞納者の収納状況	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.6.6
279	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.1
280	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.25
281	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.5.24
282	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.5
283	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.6.5
284	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課 調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.29
285	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.18
286	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	第69条第2項第3号	国税徴収法第141条	R5.4.25

令和４年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
287	利用者支援事業相談支援事務、定期予防接種事務	ケース連絡表、予防接種個人台帳	市長 (母子保健課)	茨城県つくば市	第69条第2項第1号		R5.5.23
288	市税等収納管理事務	滞納者の滞納明細等	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.5.24
289	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の使用者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通安全法第51条の5第2項	R5.5.24
290	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の使用者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通安全法第51条の5第2項	R5.5.24
291	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税の課税状況等	市長 (市民税課)	県税事務所	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.5.24
292	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険法第116条の2該当者の現況について	市長 (健康保険課)	香取市	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R5.5.22
293	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	資格取得年月日・加入者及び家族の氏名・保険証番号・保険証の利用状況・その他参考事項	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.23
294	市税等収納管理事務	滞納者の滞納明細・口座取引明細	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.5.22
295	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護法第78条徴収金の内容	市長 (社会福祉課)	弁護士 鈴木健太(依頼人 ●●●●)	第69条第2項第1号		R5.5.19
296	市税等収納管理事務	滞納者の市税(料)明細書	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.5.12
297	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1560-6地先(井野(上高野入口バス停付近)(下))、佐倉市上志津1824番8地先(京成志津駅北口国道296側出入口交差点)、佐倉市上志津1805-57地先(上志津入口交差点付近(上)、(下))の令和5年5月7日午前3時から午前6時までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.17
298	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給状況	市長 (社会福祉課)	東京都小平市	法令に基づく場合	地方税法第20条の11	R5.5.16
299	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税関	法令に基づく場合	関税法第119条第2項	R5.5.12
300	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.10
301	総合相談支援業務	「●●●●」の生活状況、支援の端緒、医療情報、支援の経過	市長 (高齢者福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.7
302	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.10
303	第20回統一地方選挙に係る立候補受付事務	立候補者の住所、氏名、連絡先等	選挙管理委員会 (選挙管理委員会事務局)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.18
304	第20回統一地方選挙に係る立候補受付事務	立候補者の住所、氏名、連絡先等	選挙管理委員会 (選挙管理委員会事務局)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.18
305	第20回統一地方選挙に係る立候補受付事務	立候補者の住所、氏名、連絡先等	選挙管理委員会 (選挙管理委員会事務局)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.18
306	市税等収納管理事務	国民健康保険税の支払状況	市長 (債権管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.21
307	児童手当事務、児童扶養手当事務、子ども医療費助成事務	児童手当及び児童扶養手当の受給状況、子ども医療費助成受給資格の登録状況	市長 (こども家庭課)	出入国在留管理局	法令に基づく場合	出入国管理及び難民認定法第28条第2項	R5.5.9
308	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市栄町15番2地先(京成佐倉駅南口ロータリー交差点①、②)令和5年5月4日午後3時00分から午後6時30分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.11
309	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	市原市	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R5.5.11
310	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況について	市長 (健康保険課)	神奈川県藤沢市	法令に基づく場合	国民健康保険法第113条の2	R5.4.27
311	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	加入年月日、加入時の住所・連絡先・職業等、保険使用状況、使用日時、使用施設場所、使用用途等、国民健康保険料の支払状況、その他参考事項	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.20
312	自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成臼井駅南口自転車駐車場防犯カメラ録画映像(ビデオカメラ録画映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.27
313	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.28
314	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.5.9
315	市税等収納管理事務	滞納者の確定申告書・住民税申告書・給与支払報告書・軽自動車情報・固定資産税名寄帳・金融機関取引明細	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.4.28
316	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の使用者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第69条第2項第3号	道路交通安全法第51条の5第2項	R5.4.26
317	要保護者転出通知書	①被保護者台帳 ②開始時・直近の決定調書 ③ケース記録、扶養義務者関係図 ④転居先の契約書等(転居費用) ⑤銀行・保険の調査結果一覧表 ⑥扶養義務者台帳(調査結果一覧) ⑦戸籍のコピー	市長 (社会福祉課)	岡山市東部福祉事務所	第69条第2項第3号		R5.4.17
318	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.26
319	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	東京地方検察庁	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.20
320	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.19
321	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.21
322	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	税務署	第69条第2項第3号	国税徴収法第141条	R5.4.20
323	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市王子台4丁目1番地1地先(王子台4丁目交差点)令和5年4月21日午後3時00分から翌22日午前6時00分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.26
324	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市西志津4丁目15番地2地先(南志津公園前交差点(上))令和5年4月18日午後7時00分から午後7時30分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.24
325	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.14
326	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.14
327	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.11
328	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (経営企画課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.6
329	市税等収納管理事務	滞納者の滞納整理票・経過記録	市長 (債権管理課)	千葉県	第69条第2項第3号	地方税法第48条	R5.4.19
330	戸籍謄本(除籍謄本)交付事務	戸籍謄本の申請状況	市長 (市民課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.13
331	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	千葉地方裁判所佐倉支部	法令に基づく場合	民事執行法第206条1項	R5.4.11
332	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	法令に基づく場合	国税徴収法第146条の2	R5.4.10

令和4年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況（一覧）

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令	提供日
333	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市本町81番地先(本町交差点)令和5年3月26日午前4時30分から午前5時15分までの映像提供	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.6
334	街頭防犯カメラ運用に係る事務	添付資料(回答書)参照	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.5
335	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(提供)	市長 (市民税課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.4
336	街頭防犯カメラ運用に係る事務	①佐倉市宮前3丁目4番1地先(京成佐倉駅北口ロータリーミレセン前)②佐倉市大崎台1丁目14番地先(JR佐倉駅南口ロータリー出口交差点)①令和5年3月24日午後10時45分から午後11時45分まで②令和5年3月25日午後11時30分から翌午前0時30分まで、令和5年3月26日午前6時00分から午前7時00分までの映像閲覧	市長 (危機管理課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.3
337	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	通院先、通院年月、診断名	市長 (健康保険課)	警察署	法令に基づく場合	刑事訴訟法第197条第2項	R5.4.4

個人情報保護制度の運用状況
(平成17年度後期～)

年度	総請求件数	総公文書件数	開示請求件数	決定内容等				訂正請求件数	決定内容等				利用停止請求件数	決定内容等				不服の申出等の件数		
				全部開示	部分開示	不開示	取下げ		全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ		全部利用停止	部分利用停止	利用不停止	取下げ	不服の申出	(勧告の件数)	相談・苦情等の申出
H17	25	111	25	59	29	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	(勧告1件)	1
H18	15	27	15	21	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告1件)	0
H19	13	26	13	18	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H20	10	13	10	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H21	7	14	7	11	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H22	13	24	13	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(勧告0件)	0
H23	17	30	17	21	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H24	16	30	16	12	9	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	1
H25	16	16	16	13	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H26	13	21	13	12	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H27	22	28	22	23	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H28	25	26	25	16	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H29	24	25	24	16	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H30	33	40	33	18	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(勧告0件)	0
R01	34	39	34	25	10	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
R02	26	29	26	7	16	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
R03	14	17	14	7	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
R04	12	16	12	3	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
R05	28	35	28	14	17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
合計	363	567	363	329	152	73	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	(勧告2件)	2

※ 総請求件数は、開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数を合計したものです。

※ 総公文書件数は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求それぞれの決定内容等を合計したものです。

令和５年度内部監査状況報告書

監査対象部署	福祉部障害福祉課	監査実施日時	令和６年２月２日（金）午後１時３０分～午後２時３０分
監査の目的	個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱状況の確認と監査結果に基づいた改善を行うことにより、所管課の事務の適正化を図り、併せて監査結果及び改善結果を庁内で共有することにより市全体の事務の適正化を図ること		
監査の方法	保護管理者及び事務取扱担当者へのヒアリング及び実地監査の実施		
監査の着眼点	①事前確認事項による業務状況の確認 ②個人情報等の記録された書類・電子機器・媒体等の取扱い及び保管状況 ③システムのログ状況		
指摘事項	週休日に職員がシステムにアクセスする不適切な利用が認められた。佐倉市保有個人情報の取扱いに関する管理要綱第６条第３項及び佐倉市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程第６－３では、「事務取扱担当者は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。」とされている。仮にこれが週休日の時間外勤務の申請漏れであれば、服務管理上の問題となり、いずれにしても是正されなければならない。 【事案概要】 職員３名が週休日計７日間、計７６３レコードのアクセスを行っていた。		
監査対象部署 措置内容	指摘事項につきましては、担当職員が週休日に出勤し、担当する事務を行うにあたり、システムにアクセスしたものです。事務処理に当たっては、業務に関係のない特定個人情報にはアクセスしておりませんので、「業務上の目的以外の目的で特定個人情報にアクセス」したものではありません。しかしながら、時間外勤務命令に基づく事務ではありませんでしたので、該当者３名に対しては、服務規律について指導するとともに、今後は、このようなことがないよう、服務管理を適切に行って参ります。		
その他監査 意見	・個人情報等を含む書類や電子媒体を施錠可能なキャビネット等に保管できるよう、可能な範囲で施錠可能なキャビネット等の整備に努めること。 ・窓口と職員の自席が近いため、来庁した市民から、他者の個人情報等を記載した書類が見えないように注意すること。 ・書類の誤送付には、引き続き注意すること。		

令和5年度漏えい案件一覧

No.	発生日	発覚日	部・局	課	発生概要	再発防止策
1	令和5年4月3日	令和5年4月10日	福祉部	高齢者福祉課	佐倉市紙おむつ等購入助成券を送付した際、誤って2重に出力した助成券のうち1通を別人に送付してしまった。	助成券の送付先に誤りがないかどうかのダブルチェックを徹底し、複数人で確認して封入作業を行う仕組みとした。
2	令和5年4月18日	令和5年4月21日	健康推進部	母子保健課	高齢者肺炎球菌定期予防接種予診票を送付した際、予診票入り封書111通のうち、1通について、本人の予診票の他に、別人の予診票（1名分）を同封して送付してしまった。	既存の業務マニュアルを見直し、予診票を封入する際の手順を詳細に定めた。また、チェックリストを用いて、ダブルチェックを強化した。
3	令和5年3月16日	令和5年5月22日	健康推進部	母子保健課	佐倉市子育て応援給付金の支給決定通知書を対象者へ送付した際、通知書の申請者欄に、別人の氏名を記載し、送付してしまった。	管理システムの導入まで手入力で行っていた決定通知書の印刷事務が、システム改修後に直接出力できるようになった。出力された印字データと申請書の原本に誤りがないことを複数人で確認することを強化し、送付時にもチェックリストを用いたダブルチェックを徹底した。
4	令和5年12月12日	令和5年12月12日	市民部	志津出張所	志津出張所の窓口において、市民へ戸籍謄本を交付する際、番号札を受け取ってから交付すべきところ、番号札での確認を失念し、別の市民に交付してしまった（後日回収済み）。	交付事務の取扱いを再確認するとともに、他出張所へも周知徹底をした。また、カウンターの内側に、手順を記した貼り紙を掲示し、視覚的にミスを防ぐ仕組みとした。
5	令和5年12月23日	令和5年12月23日	市民部	市民課	市役所4号館地下の個人番号カード交付会場にて、本人が申請者として来庁。個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）を発行した際、申請者と同姓同名の他人の交付申請書を出力し、そのまま交付した。その後、申請者から市民課への架電で覚知。申請者が志津出張所に来所、同所で誤交付した他人の交付申請者を回収し、申請者本人の交付申請者を交付した。	・交付申請書の発行に際し、申請者の検索を「生年月日」で行うことをマニュアルに記載し、徹底する。 ・発行した交付申請書と交付申請書請求用紙の突合作業を、発行した職員とは別の職員が行う手順を徹底する。 ・申請者に手交する際に、交付申請書の氏名、住所、生年月日を確認してもらうことを徹底する。
6	令和6年1月24日	令和6年1月31日	健康推進部	生涯スポーツ課	岩名運動公園窓口にて岩名運動公園テニスコートの利用者登録をする際、指定管理者がメールアドレスの登録内容を誤った。その後、当該利用登録者からインターネット予約かなされたため、誤ったメールアドレスにインターネット予約の確認メールが送付された。	・メールアドレスの登録については、利用者で行うよう推進する ・登録内容について口頭のみでのやり取りを避け、紙等に記載してもらう ・システムの入力内容を印刷し、登録者本人に確認を行って登録完了とする ・申請書及び登録時データを保管し、再確認ができる体制の構築
7	令和6年3月4日	令和6年3月4日	福祉部	高齢者福祉課	高齢者福祉課の窓口において、市民へ「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付する際、事務用パソコンから出力した助成券を取り違え、別人の助成券を交付してしまった。（判明日に回収済み）	助成券の印刷から交付までの一連の手順を組織内で再確認するとともに、交付時の内容確認を徹底することとした。
8	令和6年3月11日	令和6年3月21日	市民部	根郷出張所	根郷出張所の窓口において、市民へ印鑑登録証明書を交付する際、生年月日や住所での照合を行わなかったため、請求者と同姓同名の別人の証明書を誤って出力し、交付してしまった。（後日回収済み）	交付手順を再確認するとともに、他出張所へも周知徹底をした。また、事務用パソコン等に交付前の確認事項を記した掲示をし、視覚的にミスを防ぐ仕組みとした。

【参考資料】他自治体における個人情報漏えい事例について

自治体名	発生年月日	事案概要	漏えいした個人情報の件数
東京都	令和2年5月から 令和5年3月	旅券発行窓口業務を受託したA社が雇用し令和2年5月から令和5年3月にかけて業務に従事させていた職員（令和5年3月末で退職済み）が、業務中に知り得た個人情報を付せん紙に書き写す等して不正に持ち出した。	約1,920件
奈良県奈良市	令和2年9月24日	令和2年9月18日に市議会総務委員会（文書質問）に対する回答として、市長事務部局が支払調書の有無に関する資料を作成し、当該資料を市長事務部局から各議員へPDFデータにより送付し、同データを令和2年9月24日にホームページに掲載したところ、当該資料の債権者欄等がマスキングされておらず、個人が特定される状態でホームページに公表されていた。	397件
茨城県鉾田市	令和6年5月30日 午前9時55分	まちづくり推進課において、今年度事業の実施に当たり、過年度実施した「がんばる鉾田の学生応援事業」に申請をいただいていた674名へアンケート調査を一斉メールで送信する際、送信先メールアドレスを「BCC」で送信すべきところ、誤って「TO」で送信をした。これにより、受信者全員がお互いの氏名及びメールアドレスを閲覧できる状態が発生した。	674件

○佐倉市情報公開条例

平成13年 3 月28日条例第 2 号

改正

平成17年 9 月30日条例第25号

平成18年 3 月23日条例第 1 号

平成18年12月28日条例第46号

平成19年10月 1 日条例第22号

平成21年 6 月30日条例第25号

平成25年10月 1 日横書き施行

平成25年12月24日条例第44号

平成27年 3 月19日条例第 4 号

平成27年12月22日条例第42号

平成31年 3 月25日条例第 1 号

令和元年 7 月10日条例第 5 号

佐倉市情報公開条例

佐倉市情報公開条例（平成 8 年佐倉市条例第 2 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 公文書の開示（第 5 条—第17条）

第 3 章 情報公開の総合的な推進（第18条—第22条）

第 4 章 雑則（第23条—第26条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政の公正性と透明性を高め、市民と市政との信頼関係の確保を図り、市民の市政への参加を推進し、もって市民主体の公正で開かれた市政の進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 本市の図書館その他図書、資料等を閲覧若しくは視聴に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されているものであつて、一般に閲覧若しくは視聴させ、又は貸し出すことができるとされているもの

ウ 本市の美術館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- （1） 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- （2） 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- （1） 法令若しくは他の条例の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第2項若しくは第3項の規定による基準若しくはこれに類する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は県の機関の指示により、開示することができないとされている情報
- （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め

られる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（4） 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（5） 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定（前条の規定により開示請求を拒否するときの決定及び開示請求に係る公文書を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該公文書の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、算入しない。）以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
(第三者等に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人以外のもの（以下「第三者等」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者等に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者等に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者等の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者等に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ、第3号ただし書又は第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者等に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者等に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

- (1) 文書、図画又は写真 閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録 閲覧、視聴、聴取、写しの交付その他の方法のうち、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

- 2 開示請求に係る公文書の開示をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度との調整)

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示手数料)

第17条 公文書の開示を受けるものは、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

ただし、公文書の閲覧、視聴及び聴取に係る手数料は、本市の区域内に住所を有する個人については、無料とする。

- 2 手数料は、公文書の開示を行う際に徴収する。
- 3 既納の手数料は、還付しない。
- 4 市長及び上下水道事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

第3章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する本市の責務)

第18条 本市は、この条例に基づく公文書の開示を行うほか、情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報の総合的な公開に努めなければならない。

(情報提供施策の拡充等)

第19条 実施機関は、市政に関する情報を積極的に公表する制度の整備に努めるとともに、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の拡充に努めるものとする。

- 2 実施機関は、情報提供施策を効果的に実施するため、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(会議の公開)

第20条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会等の附属機関その他これに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例に特別の定めがある場合
 - (2) 不開示情報に該当すると認められる事項を審議する場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合
- (出資等団体の情報公開)

第21条 本市が出資その他財政上の援助を行う団体で実施機関が指定するもの（以下「出資等団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示について、開示の申出の手続、開示の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、前項の指定をした出資等団体に対し、同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。
- 3 第1項の指定を受けた出資等団体は、開示の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 4 実施機関は、出資等団体以外の本市が出資その他財政上の援助を行う団体について、必要があると認めるときは、当該団体の情報の提供について、必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第22条 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行うものをいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に当たって保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため前項に定める必要な措置を講ずるよう指導を行わなければならない。

第4章 雑則

(公文書の管理)

第23条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理

するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

- 第24条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

- 第25条 市長は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示等の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

- 第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の佐倉市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により実施機関に対してなされている公文書の公開の請求は、改正後の佐倉市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による開示請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により佐倉市情報公開審査委員に対してなされている不服の申出については、新条例第18条第1項の規定による不服の申出とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 新条例別表の規定は、施行日以後になされる公文書の開示の実施に係る手数料について適用し、施行日前になされた公文書の公開の実施に係る手数料については、なお従前の例による。

6 旧条例第13条第1項の規定により置かれた佐倉市情報公開審査委員は、施行日において、新条例第21条第1項の規定により置かれた審査委員となり、同一性をもって存続するものとする。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた佐倉市情報公開運営審議会及びその委員は、施行日において、新条例第30条第1項の規定により置かれた審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(佐倉市個人情報保護条例の一部改正)

8 佐倉市個人情報保護条例(平成9年佐倉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(佐倉市個人情報保護条例の一部改正に係る経過措置)

9 前項の規定による改正後の個人情報保護条例第29条の規定は、施行日以後になされる個人情報の開示の実施に係る手数料について適用し、施行日前になされた個人情報の開示の実施に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第25号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年2月18日から施行する。

附 則(平成19年10月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第4号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月25日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月10日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第17条関係）

公文書の種別	開示の方法	手数料の額
文書、図画又は写真（マイクロフィルム、写真フィルム及びスクロールを除く。）	閲覧	1 件につき300円
	写しの交付（用紙にモノクロームで複写したもの）の交付	1 枚につき10円（本市の区域内に住所を有する個人以外のものについては、1 件につき300円を加えた額）
	写しの交付（用紙にカラーで複写したもの）の交付	1 枚につき50円（本市の区域内に住所を有する個人以外のものについては、1 件につき300円を加えた額）
マイクロフィルム	閲覧（用紙に印刷したもの）の閲覧に限る。）	1 件につき300円
	写しの交付（用紙に印刷したもの）の交付に限る。）	1 枚につき10円（本市の区域内に住所を有する個人以外のものについては、1 件につき300円を加えた額）
写真フィルム	閲覧	1 件につき300円

	写しの交付 (印画紙に印 画したもの の交付に限る。)	1枚につき30円（本市の区域内に住所を有する個人以外 のものについては、1件につき300円を加えた額）
スライド	閲覧	1件につき300円
	写しの交付 (印画紙に印 画したもの の交付に限る。)	1枚につき130円（本市の区域内に住所を有する個人以外 のものについては、1件につき300円を加えた額）
電磁的記録	その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める。	

備考

- 1 1件とは、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を1にするものをいう。ただし、開示請求に係る複数の公文書が同一の簿冊等にまとめられ、相互に密接な関連を有すると実施機関が認める場合は、当該複数の公文書を1件の公文書とみなす。
- 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書の写しの交付を行う場合においては、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料の額は、写しの交付を行う場合における手数料の額とする。
- 3 用紙の両面に複写し、又は印刷して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 4 用紙は、原則として日本産業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 5 写真フィルム及びスライドの写しの交付に係る印画紙は、縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限る。